厚生労働科学研究費補助金

厚生労働科学研究特別事業

地域における墓地埋葬行政をめぐる課題と地域と調和した対応に関する研究

平成２５年度　総括・分担研究報告書

平成２６年　３月

研究代表者　浦 川　道 太 郎

目　　次

研究要旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

１．地方公共団体の墓地行政等に関する情報収集と分析　・・・・・・・・・・・・・・・・5
　１－１．　各市・特別区への墓地行政に関わる規範調査（本文）・・・・・・・・・・・6
　　　・　地方公共団体における許可要件　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　１－２．　散骨に関する条例等の状況　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
　　　・散骨に関する条例等の状況(条例の整理表)
　　　・参考①～⑤
　１－３．　地方公共団体へのヒアリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
　　　・横浜市へのヒアリング
　　　・横浜市への視察（メモリアルグリーン）・ヒアリング
　　　・横浜市への視察（久保山墓地）・ヒアリング
　　　・稲城・府中霊園組合へのヒアリング
　　　・東京都立霊園（多磨）視察・ヒアリング
　　　・東京都立霊園（小平）視察・ヒアリング

２．「お墓」に関する住民の意識調査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７
　　　・埋葬行政に関する住民の意識調査（本文）　・・・・・・・・・・・・・・５８
　　　・埋葬行政に関する住民の意識調査－「調査概要」　・・・・・・・・・・・６３
　　　・埋葬行政に関する住民の意識調査－「調査結果」　・・・・・・・・・・・６６

３．墓地行政の現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５
　３－１．　地方公共団体、特に大都市圏における墓地行政の現状と課題　・・・・１１６
　３―２．　地方公共団体の墓地の在り方－調査より得られたニーズと供給　・・・１２２

【分担研究報告書】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２９
　分担研究１．　合葬式埋蔵施設（永代供養墓）に関する問題点と整理　・・・・・１２９
　分担研究２．　いわゆる「樹木葬型墓地」に関する問題点と整理　・・・・・・・１４１

【謝辞・奥付】　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５３

厚生労働省科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

総括研究報告書

地域における墓地埋葬行政をめぐる課題と地域に調和した対応に関する研究

研究代表者　浦川道太郎　公益社団法人全日本墓園協会特別研究員

（早稲田大学法学学術院教授）

研究要旨

本研究は、各地方公共団体が墓地埋葬行政をめぐり直面する課題と対応を集約し、整理分析することで、地方公共団体における地域の実情に応じた墓地埋葬行政の運用に資することを目的としている。

このため、墓地等の経営許可に係る地方公共団体の条例等の規範を収集するとともに、地方公共団体における墓地等の経営許可の担当者や公営墓地の担当者からヒアリングを実施した。また、墓地埋葬等に関する住民の意識を把握するための調査を実施した。

これらの調査の結果、地方公共団体における墓地等の経営許可に係る規範としては条例という形式がとられていない状況も見られたが、条例制定が望ましいと考える。

また、墓地等の経営許可権者である地方公共団体においては、近隣住民等との円滑な合意形成や墓地等の運営と地域との調和という課題に直面する中、地域住民との調整手続きや、設置基準に関して地域との調和に配慮するなど、様々な工夫を行いながら対応している状況が分かった。

さらに、墓地埋葬等に関する住民の意識調査によって、住民の意識が時代とともに変化し、多様化している様相が明らかになった。こうした中で、散骨に対する住民の考え方も様々であり、地方公共団体の中には地域の実情を踏まえ条例等の対応を行っているところも見られ、これらの条例等の内容に関して整理を行った。

墓地埋葬等をめぐる状況は地域によって異なるが、特に大都市圏においては今後も慢性的な墓地不足が予想されることから、地域の墓地ニーズを把握の上で対応していく必要がある。

研究分担者

池永　肇惠	法政大学大学院	教　　授
小松　初男	虎の門法律事務所	弁　護　士
奥村　龍一	東京都多摩小平保健所生活環境安全課	課長補佐
柴田總三郎	公益財団法人東京都公園協会	専門調査員
池邊このみ	千葉大学大学院	教　　授
横田　　睦	公益社団法人全日本墓園協会	主任研究員

A．研究目的

墓地埋葬行政については、昭和２３年に「墓地、埋葬等に関する法律」が施行されて６５年となるが、都市化や家族形態の変化、少子高齢化の進展等によって墓地埋葬をめぐる社会環境も変化している。こうした中で、墓地に対する国民意識も変化するとともに、いわゆる樹木葬や散骨等への関心が高まるなど、多様化している。また、都市部を中心に地域によっては墓地の不足が指摘される一方で、新たな墓

地の立地には住民の反対が生じる場合も多く、地方自治体は墓地経営の許可権限を有するとともに墓地を経営する立場から、これらの対応に困難も生じている。

墓地埋葬行政については、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他の公共の福祉の見地から行うこととなっており、これらの地域の諸般の実情に鑑みて行政を行うことができるよう、地方公共団体の広範な行政裁量が認められている。さらに、地方分権によって平成 24 年４月からは、墓地経営等の許可の権限がすべての市区に委譲され、住民により身近な行政主体によって運営されることとなった。

こうした中で、地方公共団体においては、さらに地域の実情にきめ細かに対応した行政を進めていくことが求められるが、地域の墓地埋葬をめぐっては、様々な住民の意識、宗教的な感情や私権と、公衆衛生等の公共の福祉との調和を図っていくことが求められる。

また、墓地埋葬をめぐる問題への対応に当たっては、環境や都市計画行政、まちづくり等の他の行政との調整や連携を図ることも求められる。さらに、墓地埋葬行政を円滑に進めていくためには、行政規制のほか、地域の住民への説明や意識啓発等もあわせて行い、地域住民や事業者の理解や協力のもと、自主的な対応や行動規範、契約等に委ねていく必要がある部分も多い。

このため、本研究においては、各地方公共団体が、墓地埋葬行政をめぐり直面する課題と対応を集約し、これらを①住民意識や宗教的感情、私権と、②公衆衛生等の公共の福祉との調和はもとより、さらに密接に関連する③環境や都市計画まちづくり等との関係をどのように調和させていくかという観点も含め、これらを基軸として、整理、分析することで、地方公共団体における地域の実情に応じた墓地埋葬行政の運用に資することを目的としている。

B．研究方法

墓地埋葬行政における課題と対応に関する情報収集・調査

地方公共団体が直面する墓地埋葬行政をめぐる課題（散骨、墓地不足問題等）と対応（条例や規則、要綱、ガイドライン等の制度的対応）について、我が国における各地方公共団体への照会、各種文献やインターネットによる情報（各地方公共団体がホームページ等において公開している情報）等を通した収集や基礎的調査を行い、内容を検討・分析を行った。

また、地方公共団体（参考となる対応事例を有する自治体）に対して、制度的な対応の内容、対応の背景（地域の実情）、検討の経過、調整や住民等への説明の過程、課題と課題克服のポイント、他行政（環境や都市計画行政、まちづくり等）との関係、対応後の住民の反応等も含めて、詳細なヒアリング調査を行った。

墓地埋葬等に関する住民の意識調査

墓地埋葬や散骨等の住民の意識を把握することを目的として、アンケート調査（４０歳以上の男女を対象に２０～３０問程度の１５００サンプルを対象）を実施した。

C．研究結果及び考察

上記の墓地埋葬行政に関する情報収集や調査、住民の意識調査の結果等を踏まえ、地方公共団体が地域で直面するこれらの種々の課題と対応について、集約、整理、分析を行い、地方公共団体が運用上参照できる基本的な視座や知見、事例を以下のとおりとりまとめた。（５ページから１２７ページ参照）

D．結論

① 墓地等の経営許可に関する規範について、地方公共団体の中には、条例という形式ではなく、「施行細則」「事務処理要領」「事務取扱要綱」といった形式により制定している場合も多いことがうかがわれた。墓地埋葬行政の公正さと公平性を担保するとの見地からは、墓地埋葬法の施行のための規範は、地方議会の関与のもと、各方面の意見を集約したものとして条例の形式で制定されることが望ましいと考えられる。

② 墓地等の経営許可権者である地方公共団体においては、墓地等の設置に係る近隣住民等との円滑な合意の形成や墓地等の運営と地域との調和をどのように図っていくのかという課題に直面していることがうかがわれた。これに対し、地方公共団体では、墓地等の経営許可申請の前の段階で近隣住民との調整のための手続を設けたり、墓地等の設置基準として緑地や駐車場等の施設の設置を義務付けるなどにより対応していることが認められた。

③ 住民に対する墓地埋葬等に関する意識調査の結果、墓地の形態、墓参の頻度、墓地の選択基準等について、住民の意識が多様化しており、価格や自宅からの距離を重視するなど時代とともに意識が大きく変化している様相が明らかになった。

④ 住民の意識調査の結果、散骨に対する住民の考え方も様々であることがうかがわれた。こうした中で、散骨をめぐりいくつかの地域でトラブルが発生し、地方公共団体の中には、（その形態も様々であるが、）地域の実情を踏まえながら、散骨に関する条例を制定するなどの措置が講じていることが認められ、条例等の内容に関して整理を行った。

⑤ 墓地埋葬等をめぐる状況は地域によって異なるが、特に大都市圏を中心として墓地の需要に応えるのに十分な公営墓地の供給が必ずしも進んでおらず、周辺地域における墓地設置に対する住民の意識からしても、墓地の新設は近隣住民との関係でも容易でなく、今後も慢性的な墓地不足が続くものと推測されることから、地域の墓地ニーズを把握の上で対応を考えていく必要がある。

E．健康危機情報

なし

F．研究発表

なし

G．知的財産権の出願・登録状況

なし

以　上

１；地方公共団体の墓地行政等に関する情報収集と分析

１－１．各市・特別区への墓地行政に関わる規範調査

墓地埋葬行政に関する市・特別区への規範調査の実施

平成２４年に施行された、「地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第２次一括法）第２４条に拠り、墓地、埋葬等に関する許可監督権限につき一部改正が行われ、「墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可、許可の取消その他の監督権限を都道府県知事からすべての市の市長及び特別区の区長へ委譲すること。」が立法化された。そのため、「墓地、埋葬等に関する法律」（以下「墓埋法」という。）は改正され、同法第２条５項は、『この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあっては市長又は区長、以下同じ。）」の許可を受けた区域をいう。』と改正され、また、同法１０条１項の『墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。』との規定も同様に改正され、墓地・納骨堂・火葬場（以下総称して「墓地等」という。）の経営許可及びその他の指導・監督権限がすべて市及び特別区に移譲されるようになった。

本研究会では、上記の権限移譲に伴い、市及び特別区がいかなる規範に拠り許可監督行政を行っているかを調査するべく、特別区及び人口５万人以上の市を対象として、墓地行政に関わる規範の送付を依頼した。

制定している規範の状況

（1）集計結果

上記要請に応えて、関係規範の送付があった市及び特別区は、全体の７割をこえる約３７０市区であり、受領した規範の名称を集計した結果は別紙の通りである。

以下は、その規範内容の概要に関する検討結果である。

（2）条例を規範としているケース

墓地等の経営許可・監督は、墓埋法に基づく地方公共団体の行政行為であるから（以下「墓地埋葬行政」という。）、法律に基づくことが必要であり、法律の範囲内で「条例」を制定して行うことが本来の姿であろう。

今回の調査でも、ご協力いただいた３６９市区のうち２３２市区から、「条例」およびその施行に関する「規則」が送付されている。なお、大阪府柏原市は、送付された資料こそ「柏原市墓地、埋葬等に関する条例」のみであったが、同市のHPで、「柏原市墓地、埋葬等に関する条例施行規則」も制定されていることが確認できた。よって、ご協力いただいた３６９市区の少なくとも約６３％が、上位規範の法律である墓埋法の各地方公共団体における施行であることを念頭に置き、まず「条例」という規範を制定し、「条例」とその施行に関する「規則」を制定し、これらにより墓地埋葬行政を行っているものと思料される[1]。また、そのうち７７市区では、さらに、「運用基準」「実施要綱」等の運用細則を制定している。東京都の特別区の場合、回答に応じた１４区はすべてこのなかに含まれる。

（3）条例制定に拠らない墓地埋葬行政

[1]なお、墓埋法行政に関する「条例」が制定されているものの、今回ご送付いただけなかった市も相当数存在するものと思われるので、実際はこのパーセンテージは増加するものと推測される。

これに対し、「条例」という名称の規範が送付されなかったケースは３６９市区のうち１３７市であった[2]。

これらのうち１２５市からは、市の名称を冠した「〇〇市墓地、埋葬等に関する法律施行細則」と、「墓地経営許可等に関する事務取扱要領」が送付されてきている。これらの市の多くは、墓地埋葬行政に関する準則として、「条例」とその「施行細則」という体裁をとらず、墓埋法の定める墓地、埋葬等に関する規定を実施するための施行細則とその実施要領で対応しているものと思料される。

そして、残りの１２市に関しては、若干の名称の違いはあるものの墓地経営許可に関する、「事務取扱要領」または「事務取扱要綱」が送付されたケースが大半であった[3]。

調査結果を踏まえての考察

今回の調査では、条例とその施行規則の制定ではない市も存在することが推測される結果となった。墓埋法が墓地等の経営許可及びその他の指導・監督権限を都道府県知事から市長に委ねている以上、市長に広い裁量権が与えられているとの見解が大きく寄与しているものと考えられる。また、送付いただいた事務取扱要領（要綱）と記載されているものの中には、他の市が定めている条例（簡潔なもの）や施行細則に近い内容を有するものもないわけではない。しかしながら、墓地埋葬行政の公正さと公平性を担保するとの見地からは、墓埋法の施行のための準則が地方議会の関与のもと、各方面の意見を集約したものであることが望ましい。

---

[2] ただし、大阪府柏原市では条例が制定されていることは、前述の通り。

[3] このうち、福岡県福岡市については、送付資料の中には条例はなかったが、送付されている「取扱要綱」の第１の記載から、昭和４７年に福岡市規則で墓埋法の法律施行規則が制定されていることがうかがえ、同市 HP でこれを確認できた。

地方公共団体における墓地に関する許可要件

上段送付あり（有）、下段送付なし（無）

条例	規則等	その他
232	231	77
		154
	1	0
		1
137	125	60
		65
	12	12
		0

※：2013年10月1日に人口５万以上の「市」に対して、関連する資料の照会を行った結果である。

※：ここに掲げたのは、原則として、その照会に対する各市から提供を受けた資料名に拠った。

※：人口「５万」以上の市としたのは、地方自治法における「市」の定義に拠る。

※；具体的には、上記対象となる市は「534」。それらのなかから、「369」の市からの回答を得た。

	都道府県	市区町村名（漢字）	団体コード	受領書類名	条例	規則・細則	その他
19	宮城県	センダイシ 仙台市	041009	・鏡文 ・仙台市墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する条例 ・仙台市墓地、埋葬等に関する法律等の施行に関する規則 ・仙台市墓地、埋葬等に関する法律等の施行に関する規則実施要領 ・仙台市墓地、埋葬等に関する法律等の施行に関する規則第6条第1号に係る運用基準 ・仙台市墓地経営許可等事前協議要綱	有	有	有
35	福島県	ニホンマツシ 二本松市	072109	・鏡文 ・二本松市墓地条例 ・二本松市墓地条例施行規則 ・二本松市墓地埋葬法施行細則 ・墓地の許可等事務取扱要領	有	有	有
39	茨城県	リュウガサキシ 龍ケ崎市	082082	・龍ヶ崎市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・龍ヶ崎市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・龍ヶ崎市墓地等経営等許可事案審査会設置要綱	有	有	有
40	茨城県	ヒタチオオタシ 常陸太田市	082121	・鏡文 ・常陸太田市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・常陸太田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・常陸太田市墓地等経営許可事務取扱要領	有	有	有
41	茨城県	カサマシ 笠間市	082163	・鏡文 ・笠間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・笠間市墓地、埋葬等に関する規則 ・笠間市墓地等経営許可事務処理要領	有	有	有
45	茨城県	チクセイシ 筑西市	082279	・鏡文 ・筑西市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・筑西市墓地等経営許可事務処理要領 ・筑西市墓地の設置及び管理に関する条例 ・筑西市墓地の設置及び管理に関する条例施行規則	有	有	有
59	群馬県	マエバシシ 前橋市	102016	・前橋市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・前橋市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・前橋市墓地等の経営の許可に関する事務取扱要領	有	有	有
60	群馬県	キリュウシ 桐生市	102032	・桐生市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・桐生市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・桐生市墓地、納骨堂及び火葬場指導要綱	有	有	有
64	群馬県	フジオカシ 藤岡市	102091	・藤岡市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・藤岡市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・藤岡市墓地等の経営の許可等に関する要綱	有	有	有
65	群馬県	トミオカシ 富岡市	102105	・鏡文 ・富岡市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・富岡市墓地等の経営の許可に関する規則 ・富岡市墓地等の経営の許可に関する事務取扱要領	有	有	有
67	埼玉県	サイタマシ さいたま市	111007	・鏡文 ・さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・さいたま市墓地、埋葬等に関する条例施行規則 ・さいたま市墓地等設置計画審査会運営要綱	有	有	有
68	埼玉県	カワゴエシ 川越市	112011	・川越市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・川越市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・墓地等許可事務処理要領	有	有	有
69	埼玉県	クマガヤシ 熊谷市	112020	・鏡文 ・熊谷市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・熊谷市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・熊谷市墓地計画事前協議実施要綱	有	有	有

	都道府県	市区町村名（漢字）	団体コード	受領書類名	条例	規則・細則	その他
72	埼玉県	チチブシ 秩父市	112071	・鏡文 ・秩父市環境保全条例 ・秩父市環境保全条例施行規則 ・秩父市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・秩父市墓地、埋葬等に関する法律施行条例施行規則 ・秩父市墓地等指導要綱	有	有	有
74	埼玉県	カゾシ 加須市	112101	・鏡文 ・加須市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・加須市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・加須市墓地等指導要綱	有	有	有
75	埼玉県	ホンジョウシ 本庄市	112119	・鏡文 ・本庄市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・本庄市墓地、埋葬等に関する法律施行条例施行規則 ・本庄市墓地、埋葬等に関する事務取扱要綱 ・本庄市墓地等事前協議実施要綱	有	有	有
77	埼玉県	カスカベシ 春日部市	112143	・春日部市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・春日部市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・春日部市墓地等許可事務処理要領	有	有	有
79	埼玉県	フカヤシ 深谷市	112186	・深谷市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・深谷市墓地、埋葬等に関する法律施行規則 ・深谷市墓地等事前協議実施要綱	有	有	有
84	埼玉県	アサカシ 朝霞市	112275	・鏡文 ・朝霞市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・朝霞市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・朝霞市墓地等の経営の許可に関する事務処理要領 ・朝霞市墓地等も経営の許可等庁内連絡会議設置要綱	有	有	有
87	埼玉県	ニイザシ 新座市	112305	・新座市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・新座市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・新座市墓地等指導要綱	有	有	有
92	埼玉県	フジミシ 富士見市	112356	・富士見市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・富士見市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・富士見市墓地等の経営の許可等に関する事務処理要綱	有	有	有
94	埼玉県	ヨシカワシ 吉川市	112437	・墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・墓地、埋葬等に関する法律施行規則 ・吉川市墓地等指導要綱	有	有	有
96	埼玉県	シラオカシ 白岡市	112461	・白岡市墓地、埋葬等に関する条例 ・白岡市の墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・白岡市墓地等指導要綱	有	有	有
97	千葉県	チバシ 千葉市	121002	・鏡文 ・千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・千葉市墓地等の経営の許可等に関する指導要綱	有	有	有
100	千葉県	フナバシシ 船橋市	122041	・鏡文 ・船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・船橋市墓地等の経営の許可等に関する事前協議実施要綱 ・宗教法人経営墓地等の事前協議について	有	有	有
102	千葉県	ノダシ 野田市	122084	・野田市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・野田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・野田市墓地の許可に関する事前協議要綱 ・宗教法人経営墓地の事前協議について	有	有	有
104	千葉県	サクラシ 佐倉市	122122	・鏡文 ・印西市墓地、埋葬等に関する条例 ・印西市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・墓地の許可に関する事前協議要綱	有	有	有
106	千葉県	イチハラシ 市原市	122190	・市原市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・市原市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・市原市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領 ・市原市墓地等の経営の許可等に関する事前協議要綱	有	有	有
107	千葉県	ヤチヨシ 八千代市	122211	・鏡文 ・八千代市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・八千代市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・八千代市墓地等許可事務取扱要領	有	有	有
108	千葉県	アビコシ 我孫子市	122220	・我孫子市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・我孫子市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・我孫子市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領	有	有	有

	都道府県	市区町村名（漢字）	団体コード	受領書類名	条例	規則・細則	その他
110	千葉県	ウラヤスシ 浦安市	122271	・鏡文 ・浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・浦安市墓地の許可に関する事前協議実施要綱	有	有	有
111	千葉県	ヤチマタシ 八街市	122301	・鏡文 ・八街市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・八街市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・八街市墓地等の経営の許可等に関する事前協議要綱	有	有	有
114	千葉県	トミサトシ 富里市	122335	・富里市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・富里市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・富里市墓地の許可に関する事前協議要綱	有	有	有
115	千葉県	サンムシ 山武市	122378	・鏡文 ・山武市墓地経営審査会設置規定 ・山武市墓地等の許可に関する事前協議要綱 ・山武市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・山武市墓地等の経営の許可等に関する条例	有	有	有
126	東京都	シナガワク 品川区	131091	・品川区墓地等の構造設置及び管理の基準等に関する条例 ・品川区墓地等の構造設置及び管理の基準等に関する条例施行規則 ・品川区墓地等の構造設置及び管理の基準等に関する条例等の運	有	有	有
130	東京都	キタク 北区	131172	・鏡文 ・北区墓地等の構造設置及び管理の基準等に関する条例 ・北区墓地等の構造設置及び管理の基準等に関する条例施行規則 ・北区墓地等の構造設置及び管理の基準等に関する条例事務取扱要領	有	有	有
131	東京都	アラカワク 荒川区	131181	・荒川区墓地等の構造設置及び管理の基準等に関する条例 ・荒川区墓地等の構造設置及び管理の基準等に関する条例施行規則	有	有	有
123	東京都	タイトウク 台東区	131067	・台東区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例 ・台東区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則 ・台東区墓地・納骨堂のてびき（冊子）	有	有	有
135	東京都	ハチオウジシ 八王子市	132012	・鏡文 ・八王子市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・八王子市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・八王子市内における墓地経営等に関する指導指針 ・市長が別に定める基準 ・八王子市市街化調整区域の保全に向けた適正な土地利用に関する条例 ・八王子市宅地開発指導要綱 ・八王子市宅地開発指導要綱細則 ・八王子市民の生活環境を守る条例 ・八王子市民の生活環境を守る条例施行規則 ・八王子市ペット霊園の設置等に関する要綱 ・八王子市市街地化調整区域の保全に向けた適正な土地利用に関する条例	有	有	有
153	東京都	タマシ 多摩市	132241	・鏡文 ・多摩市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・多摩市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・多摩市墓地等の経営の許可等に関する実施要領 ・多摩市墓地等経営許可申請の手引き	有	有	有
159	神奈川県	カワサキシ 川崎市	141305	・川崎市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・川崎市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・川崎市墓地等経営（変更）許可申請等に関するガイドライン	有	有	有
160	神奈川県	サガミハラシ 相模原市	141500	・鏡文 ・相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・墓地等の経営の許可等に係る審査基準 ・相模原市墓地の設置場所に関する指導要綱	有	有	有
161	神奈川県	ヨコスカシ 横須賀市	142018	・鏡文 ・墓地等の経営の許可等に関する条例 ・墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・適正な土地利用の調整に関する条例（抜粋） ・「墓地等の経営の許可等に関する条例」の事務処理について	有	有	有
162	神奈川県	ヒラツカシ 平塚市	142034	・平塚市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・平塚市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・平塚市墓地等の経営等の許可に係る審査基準	有	有	有

	都道府県	市区町村名（漢字）	団体コード	受領書類名	条例	規則・細則	その他
163	神奈川県	カマクラシ 鎌倉市	142042	・鏡文 ・鎌倉市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・鎌倉市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・鎌倉市墓地等の経営等に係る審査基準	有	有	有
164	神奈川県	フジサワシ 藤沢市	142051	・鏡文 ・藤沢市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・藤沢市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・藤沢市墓地等の経営の許可等に関する審査基準	有	有	有
166	神奈川県	チガサキシ 茅ヶ崎市	142077	・鏡文 ・茅ヶ崎市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・茅ヶ崎市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・茅ヶ崎市墓地等の経営の許可等に関する審査基準	有	有	有
167	神奈川県	ズシシ 逗子市	142085	・鏡文 ・逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・逗子市墓地等の経営の許可等に係る審査基準	有	有	有
168	神奈川県	ハダノシ 秦野市	142115	・鏡文 ・秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・秦野市墓地等の経営の許可等に係る審査基準及び標準処理期間	有	有	有
169	神奈川県	イセハラシ 伊勢原市	142140	・鏡文 ・伊勢原市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・伊勢原市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・伊勢原市墓地等の経営の許可に係る審査基準	有	有	有
172	新潟県	ニイガタシ 新潟市	151009	・鏡文 ・新潟市墓地、埋葬等に関する条例 ・新潟市墓地、埋葬等に関する条例施行規則 ・新潟市墓地、埋葬等に関する条例施行要綱 ・新潟市墓地等庁内連絡会議設置要綱	有	有	有
179	新潟県	ミナミウオヌマシ 南魚沼市	152269	・鏡文 ・南魚沼市墓地等の設置場所及び構造設備の基準等に関する条例 ・南魚沼市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・南魚沼市納骨堂に関する事務取扱要綱	有	有	有
184	石川県	カナザワシ 金沢市	172014	・鏡文 ・金沢市における墓地等の経営の許可に関する条例 ・金沢市における墓地等の経営の許可に関する条例施行規則 ・金沢市における墓地等の経営の許可に関する条例（パンフレット） ・墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可に関する事務取扱要領	有	有	有
187	石川県	カガシ 加賀市	172065	・加賀市墓地、埋葬等に関する規則 ・墓地新設許可申請書 ・墓地の経営・管理について	有	有	有
210	岐阜県	エナシ 恵那市	212105	・恵那市墓地条例 ・恵那市墓地管理規則 ・恵那市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・恵那市墓地、埋葬等に関する法律事務取扱要領	有	有	有
216	静岡県	ハママツシ 浜松市	221309	・鏡文 ・浜松市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・浜松市墓地、埋葬等に関する規則 ・浜松市墓地等に関する許可事務取扱要領	有	有	有
223	静岡県	ゴテンバシ 御殿場市	222151	・鏡文 ・御殿場墓地、埋葬等に関する規則 ・御殿場市土地利用事業指導要綱 ・散骨に関する条例制定の経緯等について ・御殿場市散骨場の経営の許可等に関する条例	有	有	有
258	滋賀県	オオツシ 大津市	252018	・大津市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・大津市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・大津市墓地等の経営の許可等に関する条例施行要領	有	有	有
277	大阪府	イケダシ 池田市	272043	・池田市、墓地、埋葬等に関する条例 ・池田市、墓地、埋葬等に関する条例施行規則 ・墓地、火葬場、納骨堂の許可申請、審査基準、指導指針等について	有	有	有

	都道府県	市区町村名（漢字）	団体コード	受領書類名	条例	規則・細則	その他
278	大阪府	スイタシ 吹田市	272051	・鏡文 ・吹田市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・吹田市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・吹田市墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関する審査基準 ・吹田市墓地、納骨堂又は火葬場の変更の許可に関する審査基準 ・吹田市墓地、納骨堂又は火葬場の廃止の許可に関する審査基準 ・吹田市墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関する指導指針 ・吹田市墓地、納骨堂又は火葬場の施設の整備改善命令、使用禁止等、許可の取り消し処分基準	有	有	有
279	大阪府	イバラキシ 茨木市	272116	・茨木市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・茨木市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・茨木市墓地、納骨堂または火葬場の許可に関する審査基準 ・茨木市墓地、納骨堂または火葬場の経営の許可等に関する指導指針	有	有	有
281	大阪府	ネヤガワシ 寝屋川市	272159	・鏡文 ・寝屋川市墓地等の経営等の許可に関する条例 ・寝屋川市墓地等の経営等の許可に関する条例施行規則 ・寝屋川市墓地等の経営等の許可に関する指導指針 ・寝屋川市墓地等の経営の許可に関する審査基準 ・寝屋川市墓地等の変更の許可に関する審査基準 ・寝屋川市墓地等の廃止の許可に関する審査基準 ・寝屋川市墓地等の施設の整備改善命令、使用禁止等及び許可取り消しに関する処分基準 ・寝屋川市みなし墓地取扱要綱	有	有	有
282	大阪府	マツバラシ 松原市	272175	・鏡文 ・松原市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・松原市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地、火葬場、納骨堂の許可申請、審査基準、指導指針等について	有	有	有
286	大阪府	ハビキノシ 羽曳野市	272221	・鏡文 ・羽曳野市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・羽曳野市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関する審査基準 ・墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関する指導指針	有	有	有
294	大阪府	ハンナンシ 阪南市	272329	・阪南市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・阪南市墓地、埋葬等に関する法律施行規則 ・墓地、火葬場、納骨堂の許可申請、審査基準、指導指針等について	有	有	有
297	兵庫県	ニシノミヤシ 西宮市	282049	・西宮市墓地条例 ・西宮市墓地条例施行規則 ・西宮市納骨堂条例 ・西宮市納骨堂条例施行規則 ・西宮市墓地等の経営の許可等に関する条例	有	有	有
316	岡山県	タマノシ 玉野市	332046	・鏡文 ・玉野市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・玉野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・墓地等の経営の許可等に関する事務の手引き	有	有	有
317	岡山県	ソウジャシ 総社市	332089	・総社市墓地等の経営も許可等に関する条例 ・総社市の墓地等の経営の許可に関する条例施行規則 ・個人墓地経営の許可を受けられる方に・・ ・墓地の許可を受けられる方に（集団墓地用）	有	有	有
346	福岡県	クルメシ 久留米市	402036	・鏡文 ・久留米市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・久留米市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・審査基準・標準処理期間＜墓地、納骨堂、火葬場、墓地変更許可、納骨堂変更許可、火葬場変更許可＞ ・個人墓地の廃止について	有	有	有
350	福岡県	ヤメシ 八女市	402109	・鏡文 ・八女市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・八女市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・墓地等経営許可の申請について	有	有	有
358	佐賀県	タケオシ 武雄市	412066	・鏡文 ・武雄市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・武雄市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・武雄市墓地等許可事務取扱要領	有	有	有
359	長崎県	サセボシ 佐世保市	422029	・佐世保市墓地、埋葬等に関する条例 ・佐世保市墓地、埋葬等に関する法律施行規則 ・佐世保市墓地経営等許可事務取扱要綱	有	有	有

	都道府県	市区町村名（漢字）	団体コード	受領書類名	条例	規則・細則	その他
361	長崎県	オオムラシ 大村市	422053	・鏡文 ・大村市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・大村市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・大村市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要綱	有	有	有
362	長崎県	ミナミシマバラシ 南島原市	422142	・南島原市墓地、埋葬等に関する条例 ・南島原市墓地、埋葬等に関する条例施行規則 ・南島原市墓地経営等許可事務取扱要綱	有	有	有
374	宮崎県	ミヤザキシ 宮崎市	452017	・宮崎市墓地等の経営の許可の基準に関する条例 ・宮崎市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地、埋葬に関する経営許可等事務手続要領	有	有	有
377	宮崎県	ニチナンシ 日南市	452041	・鏡文 ・日南市墓地条例 ・日南市墓地条例施行規則 ・日南市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地、埋葬等に関する経営許可事務手続き要領	有	有	有
381	鹿児島県	ヒオキシ 日置市	462161	・日置市墓地条例 ・日置市墓地条例施行規則 ・日置市墓地、埋葬等に関する法律施行規則 ・日置市共同墓地災害復旧事業補助金交付要綱	有	有	有
1	北海道	ハコダテシ 函館市	012025	・鏡文 ・函館市墓地条例 ・函館市墓地条例施行規則 ・函館市墓園条例 ・函館市墓園条例施行規則	有	有	無
2	北海道	アサヒカワシ 旭川市	012041	・旭川市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・旭川市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	有	有	無
3	北海道	オビヒロシ 帯広市	012076	・鏡文 ・帯広市墓地条例 ・帯広市墓地条例施行規則 ・帯広市墓地、埋葬に関する法律施行細則	有	有	無
4	北海道	イワミザワシ 岩見沢市	012106	・鏡文 ・岩見沢市墓地等経営許可事務取扱規則 ・岩見沢市墓地使用条例 ・岩見沢市緑が丘霊園条例 ・岩見沢市緑が丘霊園条例施行規則	有	有	無
5	北海道	エベツシ 江別市	012173	・江別市墓地条例 ・江別市墓地条例施行規則 ・江別市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	有	有	無
6	北海道	ノボリベツシ 登別市	012301	・鏡文 ・登別市墓地使用条例 ・登別市墓地使用条例施行規則	有	有	無
9	青森県	アオモリシ 青森市	022012	・鏡文 ・青森市霊園条例 ・青森市霊園条例施行規則	有	有	無
10	青森県	ヒロサキシ 弘前市	022021	・鏡文 ・弘前霊園条例 ・弘前霊園管理運営規則 ・弘前市共同墓地の管理に関する規則 ・弘前市墓地等の経営の許可等に関する規則	有	有	無
15	岩手県	モリオカシ 盛岡市	032018	・盛岡市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・盛岡市墓地、埋葬等に関する規則 ・申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間	有	有	無
16	岩手県	ハナマキシ 花巻市	032051	・花巻市墓園条例 ・花巻市墓園管理規則 ・花巻市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	有	有	無
21	宮城県	オオサキシ 大崎市	042153	・大崎市霊園条例 ・大崎市霊園条例施行規則 ・墓地の許可基準の概要	有	有	無
23	秋田県	ユリホンジョウシ 由利本荘市	052108	・由利本荘市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・由利本荘市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・由利本荘市市営墓地条例 ・由利本荘市市営墓地条例施行規則	有	有	無
26	山形県	ツルオカシ 鶴岡市	062031	・鶴岡市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・鶴岡市墓園設置及び管理条例 ・鶴岡市墓園設置及び管理条例施行規則	有	有	無
37	茨城県	ミトシ 水戸市	082015	・水戸市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・水戸市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無

	都道府県	市区町村名（漢字）	団体コード	受領書類名	条例	規則・細則	その他
38	茨城県	ツチウラシ 土浦市	082031	・鏡文 ・土浦市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・土浦市墓地、埋葬等に関する法律施行条例施行規則 ・様式	有	有	無
42	茨城県	ツクバシ つくば市	082201	・鏡文 ・つくば市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・つくば市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・様式	有	有	無
43	茨城県	ヒタチナカシ ひたちなか市	082210	・ひたちなか市墓地設置及び管理条例 ・ひたちなか市墓地設置及び管理条例施行規則 ・ひたちなか市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・ひたちなか市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	有	有	無
44	茨城県	ナカシ 那珂市	082261	・那珂市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・那珂市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	有	有	無
46	茨城県	カミスシ 神栖市	082325	・鏡文 ・神栖市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・神栖市墓地、埋葬に関する法律施行条例の施行に関する規則	有	有	無
54	栃木県	オヤマシ 小山市	092088	・鏡文 ・小山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・小山市公園墓地の使用及び管理に関する条例 ・小山市公園墓地の使用及び管理に関する条例施行規則	有	有	無
61	群馬県	イセザキシ 伊勢崎市	102041	・伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・様式	有	有	無
62	群馬県	タテバヤシシ 館林市	102075	・鏡文 ・館林市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・館林市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	有	有	無
63	群馬県	シブカワシ 渋川市	102083	・渋川市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・渋川市墓地等の経営の許可等に関する規則	有	有	無
66	群馬県	アンナカシ 安中市	102113	・安中市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・安中市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	有	有	無
70	埼玉県	カワグチシ 川口市	112038	・鏡文 ・川口市墓地等の経営の許可に関する条例 ・川口市墓地等の経営の許可に関する規則 ・様式等	有	有	無
71	埼玉県	ギョウダシ 行田市	112062	・鏡文 ・行田市墓地等の経営の許可に関する条例 ・行田市墓地等の経営の許可に関する条例施行規則	有	有	無
73	埼玉県	トコロザワシ 所沢市	112089	・鏡文 ・所沢市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・所沢市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
76	埼玉県	ヒガシマツヤマシ 東松山市	112127	・鏡文 ・東松山市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・東松山市墓地、埋葬等に関する法律施行条例の施行に関する規則	有	有	無
78	埼玉県	サヤマシ 狭山市	112151	・狭山市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・狭山市墓地等の経営の許可等に関する規則	有	有	無
80	埼玉県	ソウカシ 草加市	112216	・鏡文 ・草加市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・草加市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
81	埼玉県	ワラビシ 蕨市	112232	・鏡文 ・蕨市霊園設置及び管理条例 ・蕨市霊園設置及び管理条例施行規則	有	有	無
82	埼玉県	トダシ 戸田市	112241	・戸田市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・戸田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
83	埼玉県	イルマシ 入間市	112259	・入間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・入間市墓地、埋葬等に関する法律施行規則	有	有	無
85	埼玉県	シキシ 志木市	112283	・志木市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・志木市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
86	埼玉県	ワコウシ 和光市	112291	・和光市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・和光市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
88	埼玉県	オケガワシ 桶川市	112313	・桶川市墓地等の経営の許可に関する条例 ・桶川市墓地等の経営の許可に関する条例施行規則	有	有	無
89	埼玉県	クキシ 久喜市	112321	・久喜市墓地、埋葬等に関する条例 ・久喜市墓地、埋葬等に関する条例施行規則	有	有	無
90	埼玉県	キタモトシ 北本市	112330	・北本市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・北本市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無

	都道府県	市区町村名（漢字）	団体コード	受領書類名	条例	規則・細則	その他
91	埼玉県	ヤシオシ 八潮市	112348	・八潮市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・八潮市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・八潮市墓地等の経営の許可等に関する条例について(条例の概要及び許可申請等の手引き) ・事前協議申請の関係書類	有	有	無
93	埼玉県	ツルガシマシ 鶴ヶ島市	112411	・鶴ヶ島市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・鶴ヶ島市墓地等の経営の許可等に関する規則	有	有	無
95	埼玉県	フジミノシ ふじみ野市	112453	・ふじみ野市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・ふじみ野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
98	千葉県	チョウシシ 銚子市	122025	・鏡文 ・銚子市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・銚子市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
99	千葉県	イチカワシ 市川市	122033	・鏡文 ・市川市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・市川市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
101	千葉県	キサラヅシ 木更津市	122068	・鏡文 ・木更津市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・木更津市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・木更津市地域改善対策共同墓地の設置及び管理に関する条例 ・木更津市地域改善対策共同墓地管理規則 ・木更津市霊園の設置及び管理に関する条例 ・木更津市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則	有	有	無
103	千葉県	ナリタシ 成田市	122114	・鏡文 ・成田市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・成田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
105	千葉県	カシワシ 柏市	122173	・鏡文 ・柏市墓地等の経営の許可等条例 ・柏市墓地等の経営の許可等条例施行規則	有	有	無
109	千葉県	カマガヤシ 鎌ケ谷市	122246	・鏡文 ・鎌ケ谷市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・鎌ケ谷市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
112	千葉県	インザイシ 印西市	122319	・鏡文 ・印西市墓地、埋葬等に関する条例 ・印西市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
113	千葉県	シロイシ 白井市	122327	・白井市墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関する条例 ・白井市墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
116	千葉県	オオアミシラサトシ 大網白里市	122394	・鏡文 ・大網白里市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・大網白里市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
118	東京都	チヨダク 千代田区	131016	・千代田区墓地等の構造設置及び管理の基準等に関する条例 ・千代田区墓地等の構造設置及び管理の基準等に関する条例施行	有	有	無
119	東京都	チュウオウク 中央区	131024	・中央区墓地等の経営の許可等に関する条例 ・中央区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
120	東京都	ミナトク 港区	131032	・鏡文 ・港区墓地等の経営の許可等に関する条例 ・港区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
121	東京都	シンジュクク 新宿区	131041	・鏡文 ・新宿区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例 ・新宿区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則	有	有	無
122	東京都	ブンキョウク 文京区	131059	・文京区墓地等の経営の許可等に関する条例 ・文京区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
124	東京都	スミダク 墨田区	131075	・鏡文 ・墨田区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例 ・墨田区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則	有	有	無
125	東京都	コウトウク 江東区	131083	・江東区墓地等の経営の許可等に関する条例 ・江東区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
127	東京都	メグロク 目黒区	131105	・鏡文 ・目黒区墓地等の経営の許可等に関する条例 ・目黒区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
128	東京都	ナカノク 中野区	131148	・中野区墓地等の経営の許可等に関する条例 ・中野区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
129	東京都	スギナミク 杉並区	131156	・杉並区墓地等の構造設置及び管理の基準等に関する条例 ・杉並区墓地等の構造設置及び管理の基準等に関する条例施行規	有	有	無
132	東京都	アダチク 足立区	131211	・足立区墓地等の経営の許可等に関する条例 ・足立区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無

	都道府県	市区町村名（漢字）	団体コード	受領書類名	条例	規則・細則	その他
133	東京都	カツシカク 葛飾区	131229	・鏡文 ・葛飾区墓地等の構造設置及び管理の基準等に関する条例 ・葛飾区墓地等の構造設置及び管理の基準等に関する条例施行規	有	有	無
134	東京都	エドガワク 江戸川区	131237	・鏡文 ・江戸川区墓地等の経営の許可に関する条例 ・江戸川区墓地等の経営の許可に関する条例施行規則 ・申請書等	有	有	無
136	東京都	タチカワシ 立川市	132021	・立川市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・立川市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
137	東京都	ムサシノシ 武蔵野市	132039	・武蔵野市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・武蔵野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
138	東京都	ミタカシ 三鷹市	132047	・三鷹市墓地等の構造設置及び管理の基準等に関する条例 ・三鷹市墓地等の構造設置及び管理の基準等に関する条例施行規則	有	有	無
139	東京都	オウメシ 青梅市	132055	・鏡文 ・青梅市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・青梅市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
140	東京都	アキシマシ 昭島市	132071	・昭島市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・昭島市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
141	東京都	チョウフシ 調布市	132080	・鏡文 ・調布市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・調布市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・その他、窓口配布資料	有	有	無
142	東京都	マチダシ 町田市	132098	・鏡文 ・町田市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・町田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・町田市墓地等の経営の許可等に関する条例の運用基準 ・町田市墓地等経営許可申請のてびき ・個人墓地の手続き関係書類	有	有	無
143	東京都	コガネイシ 小金井市	132101	・小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・小金井市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
144	東京都	コダイラシ 小平市	132110	・小平市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・小平市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・フロー図	有	有	無
145	東京都	ヒノシ 日野市	132128	・鏡文 ・日野市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・日野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
146	東京都	ヒガシムラヤマシ 東村山市	132136	・東村山市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・東村山市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
147	東京都	クニタチシ 国立市	132152	・鏡文 ・国立市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・国立市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
148	東京都	フッサシ 福生市	132187	・福生市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・福生市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
149	東京都	コマエシ 狛江市	132195	・鏡文 ・狛江市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・狛江市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
150	東京都	ヒガシヤマトシ 東大和市	132209	・東大和市墓地等の経営の許可に関する条例 ・東大和市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
151	東京都	ヒガシクルメシ 東久留米市	132225	・鏡文 ・東久留米市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・東久留米市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
152	東京都	ムサシムラヤマシ 武蔵村山市	132233	・武蔵村山市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・武蔵村山市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
154	東京都	イナギシ 稲城市	132250	・稲城市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・稲城市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・墓地等の許可申請等の流れ ・様式	有	有	無
155	東京都	ハムラシ 羽村市	132276	・鏡文 ・羽村市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・羽村市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・羽村市墓地等の経営許可に関する取扱基準	有	有	無
156	東京都	ニシトウキョウシ 西東京市	132292	・西東京市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・西東京市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
158	神奈川県	ヨコハマシ 横浜市	141003	・墓地、納骨堂、火葬場の手続きについて ・横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則 ・審査基準	有	有	無

	都道府県	市区町村名（漢字）	団体コード	受領書類名	条例	規則・細則	その他
165	神奈川県	オダワラシ 小田原市	142069	・小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則	有	有	無
170	神奈川県	エビナシ 海老名市	142158	・海老名市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・海老名市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
171	神奈川県	アヤセシ 綾瀬市	142182	・鏡文 ・綾瀬市墓地等の許可等に関する条例 ・綾瀬市墓地等の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
173	新潟県	ナガオカシ 長岡市	152021	・長岡市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・長岡市墓地の設置場所及び構造設備の基準に関する条例	有	有	無
174	新潟県	カシワザキシ 柏崎市	152056	・鏡文 ・柏崎市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・柏崎市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
175	新潟県	シバタシ 新発田市	152064	・鏡文 ・新発田市墓地等の設置場所及び構造設備の基準に関する条例 ・新発田市墓地等の設置場所及び構造設備の基準に関する条例施行規則 ・新発田市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	有	有	無
176	新潟県	ツバメシ 燕市	152137	・鏡文 ・燕市墓地、埋葬等に関する条例 ・燕市墓地、埋葬等に関する条例施行規則 ・燕市霊園条例 ・燕市霊園条例施行規則	有	有	無
177	新潟県	ジョウエツシ 上越市	152226	・鏡文 ・上越市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・上越市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
178	新潟県	サドシ 佐渡市	152242	・鏡文 ・佐渡市墓地等の設置場所及び構造設備の基準に関する条例 ・佐渡市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	有	有	無
181	富山県	タカオカシ 高岡市	162027	・鏡文 ・高岡市墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関する条例 ・高岡市墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関する条例施行規則 ・墓地、納骨堂の経営（変更）許可申請に係る書類一覧 ・墓地の経営廃止許可申請に係る書類一覧	有	有	無
183	富山県	イミズシ 射水市	162116	・射水市墓地、納骨堂または火葬場の経営の許可等に関する条例 ・射水市墓地、納骨堂または火葬場の経営の許可等に関する条例市施行規則	有	有	無
186	石川県	コマツシ 小松市	172031	・小松市墓地条例 ・小松市墓地条例施行規則 ・小松市菩提公園条例 ・小松市菩提公園条例施行規則	有	有	無
189	石川県	ノノイチシ 野々市市	172120	・鏡文 ・野々市市墓地の設置等に関する条例 ・野々市市墓地の設置等に関する条例施行規則 ・野々市市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	有	有	無
191	福井県	フクイシ 福井市	182010	・福井市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・福井市墓地公園の設置及び管理に関する条例 ・福井市墓地公園の設置及び管理に関する条例施行規則	有	有	無
192	福井県	ツルガシ 敦賀市	182028	・敦賀市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・敦賀市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	有	有	無
196	山梨県	ミナミアルプスシ 南アルプス市	192082	・南アルプス市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・南アルプス市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・南アルプス市墓地条例 ・南アルプス市墓地条例施行規則	有	有	無
197	山梨県	フエフキシ 笛吹市	192112	・鏡文 ・笛吹市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・笛吹市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	有	有	無
199	長野県	マツモトシ 松本市	202029	・鏡文 ・松本市霊園条例 ・松本市霊園条例施行規則 ・松本市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・松本市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
200	長野県	ウエダシ 上田市	202037	・上田市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・上田市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
201	長野県	オカヤシ 岡谷市	202045	・鏡文 ・岡谷市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・岡谷市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無

	都道府県	市区町村名（漢字）	団体コード	受領書類名	条例	規則・細則	その他
202	長野県	スワシ 諏訪市	202061	・鏡文 ・諏訪市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・諏訪市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
203	長野県	スザカシ 須坂市	202070	・須坂市霊園の設置及び管理に関する条例 ・須坂市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則 ・須坂市合葬式墓地の設置及び管理に関する条例 ・須坂市合葬式墓地の設置及び管理に関する条例施行規則	有	有	無
204	長野県	シオジリシ 塩尻市	202151	・塩尻市墓地、埋葬等に関する条例 ・塩尻市墓地、埋葬等に関する条例施行規則	有	有	無
205	長野県	チクマシ 千曲市	202185	・鏡文 ・千曲市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・千曲市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
206	長野県	アヅミノシ 安曇野市	202207	・鏡文 ・安曇野市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・安曇野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
215	静岡県	シズオカシ 静岡市	221007	・静岡市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・静岡市墓地、埋葬等に関する法律等の施行に関する規則	有	有	無
217	静岡県	フジノミヤシ 富士宮市	222071	・鏡文 ・富士宮市墓地条例 ・富士宮市墓地、埋葬等に関する法律施行規則	有	有	無
222	静岡県	フジエダシ 藤枝市	222143	・鏡文 ・藤枝市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・藤枝市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
245	愛知県	トヨアケシ 豊明市	232297	・豊明市墓園条例 ・豊明市墓園条例施行規則 ・豊明市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	有	有	無
275	大阪府	サカイシ 堺市	271403	・鏡文 ・堺市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・堺市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・審査基準	有	有	無
276	大阪府	トヨナカシ 豊中市	272035	・鏡文 ・豊中市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・豊中市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	有	有	無
280	大阪府	イズミサノシ 泉佐野市	272132	・鏡文 ・泉佐野市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・泉佐野市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	有	有	無
283	大阪府	ダイトウシ 大東市	272183	・鏡文 ・大東市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・大東市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・申請の手順について	有	有	無
284	大阪府	イズミシ 和泉市	272191	・鏡文 ・和泉市墓地、埋葬等に関する条例 ・和泉市墓地、埋葬等に関する条例施行規則	有	有	無
287	大阪府	セッツシ 摂津市	272248	・鏡文 ・摂津市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・摂津市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
288	大阪府	タカイシシ 高石市	272256	・鏡文 ・高石市墓地、埋葬等に関する条例 ・高石市墓地、埋葬等に関する条例施行規則	有	有	無
289	大阪府	フジイデラシ 藤井寺市	272264	・藤井寺市墓地等の経営許可等に関する条例 ・藤井寺市墓地等の経営許可等に関する条例施行規則 ・様式	有	有	無
290	大阪府	ヒガシオオサカシ 東大阪市	272272	・鏡文 ・東大阪市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・東大阪市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	有	有	無
291	大阪府	センナンシ 泉南市	272281	・泉南市墓地、埋葬等に関する条例 ・泉南市墓地、埋葬等に関する法律施行規則	有	有	無
292	大阪府	シジョウナワテシ 四條畷市	272299	・鏡文 ・四條畷市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・四條畷市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
293	大阪府	カタノシ 交野市	272302	・鏡文 ・交野市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・交野市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
295	兵庫県	アマガサキシ 尼崎市	282022	・鏡文 ・尼崎市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・尼崎市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
296	兵庫県	アカシシ 明石市	282031	・明石市墓地等の経営許可等に関する条例 ・明石市墓地等の経営許可等に関する条例施行規則 ・様式	有	有	無
301	兵庫県	ミキシ 三木市	282154	・三木市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・三木市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無

	都道府県	市区町村名（漢字）	団体コード	受領書類名	条例	規則・細則	その他
304	兵庫県	タンバシ 丹波市	282235	・丹波市墓地、納骨堂または火葬場の経営の許可基準等に関する条例 ・丹波市墓地、納骨堂または火葬場の経営の許可基準等に関する条例施行規則	有	有	無
305	兵庫県	タツノシ たつの市	282294	・たつの市墓地、埋葬等の経営に関する条例 ・たつの市墓地、埋葬等の経営に関する条例施行規則	有	有	無
309	和歌山県	ワカヤマシ 和歌山市	302015	・鏡文 ・和歌山市墓地、埋葬に関する法律に基づき経営許可に付する条件に関する条例 ・和歌山県墓地、埋葬等に関する法律施行細則	有	有	無
314	島根県	ハマダシ 浜田市	322024	・鏡文 ・浜田市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 浜田市霊園条例 ・浜田市霊園条例施行規則	有	有	無
323	広島県	ハツカイチシ 廿日市市	342131	・鏡文 ・廿日市市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・廿日市市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
325	山口県	ウベシ 宇部市	352021	・鏡文 ・宇部市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・宇部市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則 ・宇部市墓地等の経営の許可に関する条例施行規則様式	有	有	無
326	山口県	ヤマグチシ 山口市	352039	・山口市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・山口市墓地等の経営の許可に関する条例施行規則	有	有	無
333	山口県	サンヨウオノダシ 山陽小野田市	352161	・山陽小野田市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・山陽小野田市墓地条例 ・山陽小野田市墓地条例施行規則	有	有	無
335	徳島県	ナルトシ 鳴門市	362026	・鏡文 ・鳴門市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・鳴門市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
336	香川県	マルガメシ 丸亀市	372021	・丸亀市墓地経営の許可に関する要綱 ・丸亀市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・申請書等	有	有	無
337	香川県	サカイデシ 坂出市	372030	・坂出市墓地条例 ・墓地、埋葬等に関する法律施行細則	有	有	無
339	香川県	サヌキシ さぬき市	372064	・鏡文 ・さぬき市墓地、埋葬等に関する条例 ・さぬき市墓地、埋葬等に関する条例施行規則	有	有	無
342	高知県	コウチシ 高知市	392014	・鏡文 ・高知市墓地等の設置及び経営の許可等に関する条例	有	有	無
357	佐賀県	イマリシ 伊万里市	412058	・伊万里市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・伊万里市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
360	長崎県	イサハヤシ 諫早市	422045	・諫早市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・諫早市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
364	熊本県	クマモトシ 熊本市	431001	・熊本市墓地等の設置等に関する条例 ・熊本市墓地等の設置等に関する条例等施行規則	有	有	無
365	熊本県	ヤシロシ 八代市	432024	・八代市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・八代市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
370	大分県	ベップシ 別府市	442020	・別府市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・別府市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・別府市共同墓地の設置及び管理に関する条例 ・別府市共同墓地の設置及び管理に関する条例施行規則	有	有	無
371	大分県	ヒタシ 日田市	442046	・鏡文 ・日田市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・日田市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	有	有	無
372	大分県	サイキシ 佐伯市	442054	・鏡文 ・墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・墓地、埋葬等に関する法律施行条例施行規則 ・各種様式	有	有	無
373	大分県	ウサシ 宇佐市	442119	・鏡文 ・宇佐市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 ・宇佐市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	有	有	無
375	宮崎県	ミヤコノジョウシ 都城市	452025	・鏡文 ・都城市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・都城市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
380	鹿児島県	イズミシ 出水市	462080	・鏡文 ・出水市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・出水市営墓地条例 ・出水市営墓地条例施行規則	有	有	無
383	鹿児島県	アイラシ 姶良市	462250	・鏡文 ・姶良市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・姶良市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無

	都道府県	市区町村名（漢字）	団体コード	受領書類名	条例	規則・細則	その他
385	沖縄県	ウラソエシ 浦添市	472085	・鏡文 ・浦添市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・浦添市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	有	有	無
389	沖縄県	ウルマシ うるま市	472131	・鏡文 ・うるま市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・うるまし墓地等の経営許可等に関する条例施行規則	有	有	無
285	大阪府	カシワラシ 柏原市	272213	・柏原市墓地、埋葬等に関する条例	有	無	無
24	山形県	ヤマガタシ 山形市	062014	・山形市墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可等に関する規則 ・山形市墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可等に関する規則の実施要領 ・墓地経営許可・墓地区域変更許可申請に必要な書類	無	有	有
30	福島県	アイヅワカマツシ 会津若松市	072028	・会津若松市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・会津若松市墓地等の経営許可等事務取扱要領	無	有	有
31	福島県	コオリヤマシ 郡山市	072036	・郡山墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地の許可等事務取扱要領	無	有	有
33	福島県	シラカワシ 白河市	072052	・鏡文 ・白河市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地の許可等事務取扱要領	無	有	有
34	福島県	スカガワシ 須賀川市	072079	・須賀川市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地の許可等事務取扱要領 ・墓地使用に関する標準契約約款	無	有	有
49	栃木県	アシカガシ 足利市	092029	・鏡文 ・足利市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地等事務取扱要領	無	有	有
50	栃木県	トチギシ 栃木市	092037	・鏡文 ・栃木市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・栃木市墓地、埋葬等に関する事務取扱要領	無	有	有
55	栃木県	モオカシ 真岡市	092096	・鏡文 ・墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・真岡市墓地等事務取扱要綱	無	有	有
57	栃木県	ナスシオバラシ 那須塩原市	092134	・鏡文 ・墓地、埋葬に関する法律施行細則 ・墓地等事務取扱要領	無	有	有
180	富山県	トヤマシ 富山市	162019	・鏡文 ・富山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地の経営許可に関する指針 ・墓地の経営許可申請について（宗教法人）	無	有	有
207	岐阜県	ギフシ 岐阜市	212016	・鏡文 ・岐阜市墓地、埋葬等に関する法律施行規則 ・岐阜市墓地、埋葬等に関する法律事務取扱要領 ・岐阜市保健所長事務委任規則	無	有	有
208	岐阜県	タカヤマシ 高山市	212032	・鏡文 ・高山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・高山市墓地等経営に関する指導要綱 ・高山市墓地、埋葬等に関する法律事務取扱要領	無	有	有
212	岐阜県	トキシ 土岐市	212121	・鏡文 ・土岐市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・土岐市墓地、埋葬等に関する法律事務取扱要領	無	有	有
218	静岡県	シマダシ 島田市	222097	・鏡文 ・島田市墓地、埋葬等に関する法律規則 ・墓地等の経営の許可等事務等取扱要領	無	有	有
219	静岡県	フジシ 富士市	222101	・墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・富士市墓地の経営許可等に関する指導要綱	無	有	有
220	静岡県	イワタシ 磐田市	222119	・磐田市墓地、埋葬等に関する規則 ・磐田市墓地、埋葬等に関する事務取扱要綱	無	有	有
221	静岡県	ヤイヅシ 焼津市	222127	・鏡文 ・焼津市墓地、埋葬等に関する規則 ・焼津市墓地等の経営の許可等事務等取扱要領	無	有	有
224	静岡県	袋井市	222160	・鏡文 ・袋井市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・袋井市墓地等の経営の許可等事務取扱要領	無	有	有
226	愛知県	ナゴヤシ 名古屋市	231002	・鏡文 ・名古屋市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地等指導要綱	無	有	有
228	愛知県	オカザキシ 岡崎市	232025	・岡崎市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地、埋葬等に関する法律関係	無	有	有
229	愛知県	イチノミヤシ 一宮市	232033	・一宮市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・一宮市墓地、埋葬等に関する法律施行細則実施要綱 ・墓地等経営許可関係事務処理要領	無	有	有
232	愛知県	ツシマシ 津島市	232084	・津島市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地、納骨堂、火葬場の手続き	無	有	有

	都道府県	市区町村名（漢字）	団体コード	受領書類名	条例	規則・細則	その他
234	愛知県	カリヤシ 刈谷市	232106	・鏡文 ・刈谷市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地等経営許可関係事務処理要領	無	有	有
236	愛知県	アンジョウシ 安城市	232122	・安城市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地等経営許可関係事務処理要領	無	有	有
238	愛知県	ガマゴオリシ 蒲郡市	232149	・鏡文 ・蒲郡市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地等経営許可関係事務処理要領	無	有	有
239	愛知県	コウナンシ 江南市	232173	・鏡文 ・江南市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・江南市墓地、納骨堂または火葬場の経営の許可その他	無	有	有
244	愛知県	オワリアサヒシ 尾張旭市	232262	・尾張旭市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地等経営許可関係事務処理要領 ・墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可	無	有	有
214	岐阜県	カニシ 可児市	212148	・鏡文 ・可児市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・可児市墓地、埋葬等に関する法律事務取扱規程	無	有	有
251	三重県	ツシ 津市	242012	・津市墓地、埋葬等に関する法律施行取扱規則 ・墓地経営許可等に関する事務取扱要領	無	有	有
253	三重県	イセシ 伊勢市	242039	・伊勢市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地経営許可等に関する事務取扱要領	無	有	有
254	三重県	マツサカシ 松阪市	242047	・鏡文 ・松阪市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・松阪市墓地経営許可等に関する事務取扱要綱	無	有	有
255	三重県	クワナシ 桑名市	242055	・鏡文 ・桑名市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・桑名市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領	無	有	有
256	三重県	ナバリシ 名張市	242080	・名張市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・名張市墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可等に関する事務取扱	無	有	有
257	三重県	イガシ 伊賀市	242161	・鏡文 ・伊賀市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・伊賀市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要綱	無	有	有
310	和歌山県	タナベシ 田辺市	302066	・田辺市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・墓地の経営許可フロー	無	有	有
260	滋賀県	ナガハマシ 長浜市	252034	・鏡文 ・長浜市墓地経営の許可等に関する規則 ・長浜市墓地経営の許可等に関する指針	無	有	有
263	滋賀県	リットウシ 栗東市	252085	・栗東市墓地等経営許可に関する規則 ・栗東市墓地等審査会設置規定	無	有	有
265	滋賀県	タカシマシ 高島市	252123	・鏡文 ・高島市墓地等の経営許可等に関する規則 ・高島市墓地等経営許可事務取扱要綱 ・様式等	無	有	有
268	京都府	キョウトシ 京都市	261009	・鏡文 ・京都市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・京都市墓地等許可取扱要綱	無	有	有

	都道府県	市区町村名（漢字）	団体コード	受領書類名	条例	規則・細則	その他
269	京都府	ウジシ 宇治市	262048	・鏡文 ・墓地等の経営の許可等に関する規則 ・墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領	無	有	有
271	京都府	ナガオカキョウシ 長岡京市	262099	・鏡文 ・長岡京市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・長岡京市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領	無	有	有
272	京都府	キョウタナベシ 京田辺市	262111	・鏡文 ・京田辺市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・京田辺市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領	無	有	有
306	奈良県	カシハラシ 橿原市	292052	・橿原市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・橿原市墓地等の経営の許可等に関する基準	無	有	有
312	鳥取県	トットリシ 鳥取市	312011	・鳥取市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地、納骨堂または火葬場経営等許可事務取扱要領	無	有	有
313	島根県	マツエシ 松江市	322016	・鏡文 ・墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地、納骨堂及び火葬場経営許可事務取扱要領	無	有	有
321	広島県	ミヨシシ 三次市	342092	・墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・三次市墓地等許可関係事務処理要領 ・個人墓地の許可申請の方法について	無	有	有
327	山口県	ハギシ 萩市	352047	・鏡文 萩市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・萩市墓地等の経営の許可等に関する事前協議要綱	無	有	有
328	山口県	ホウフシ 防府市	352063	・鏡文 ・防府市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・防府市墓地経営の許可に関する要綱	無	有	有
329	山口県	クダマツシ 下松市	352071	・下松市墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する規則実施要領 ・下松市墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する規則	無	有	有
338	香川県	カンオンジシ 観音寺市	372056	・鏡文 ・観音寺市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・観音寺市墓地経営の許可に関する要綱	無	有	有
343	福岡県	キタキュウシュウシ 北九州市	401005	・鏡文 ・北九州市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地経営許可取扱要綱 ・北九州市民営墓地取扱要綱 ・墓地、埋葬等に関する法律事務処理内規	無	有	有
348	福岡県	イイヅカシ 飯塚市	402052	・飯塚市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・飯塚市墓地等の経営の許可等に関する事務取扱要領	無	有	有
349	福岡県	ヤナガワシ 柳川市	402079	・鏡文 ・柳川市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・墓地等の経営の許可等に関する事務取扱マニュアル	無	有	有
354	福岡県	コガシ 古賀市	402231	・鏡文 ・古賀市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・墓地・納骨堂の経営許可申請の手引き	無	有	有
355	福岡県	フクツシ 福津市	402249	・福津市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・福津市墓地等の経営の許可等に関する事務処理要領	無	有	有
366	熊本県	アラオシ 荒尾市	432041	・鏡文 ・荒尾市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・荒尾市墓地等許可事務処理要領	無	有	有
369	熊本県	コウシシ 合志市	432164	・合志市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・合志市墓地等許可事務処理要領	無	有	有
378	宮崎県	ヒュウガシ 日向市	452068	・日向市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地、埋葬等に関する経営許可事務手続要領	無	有	有
379	鹿児島県	カゴシマシ 鹿児島市	462012	・鏡文 ・鹿児島市墓地、埋葬に関する法律施行細則 ・墓地、納骨堂及び火葬場の経営等に関する運用指針	無	有	有
386	沖縄県	イトマンシ 糸満市	472107	・糸満市墓地等の経営許可等に関する規則 ・糸満市墓地等の許可申請に関する事務取扱要領 ・糸満市墓地開発に関する指導要綱	無	有	有
7	北海道	エニワシ 恵庭市	012319	・鏡文 ・恵庭市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
8	北海道	キタヒロシマシ 北広島市	012343	・鏡文 ・北広島市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
11	青森県	ハチノヘシ 八戸市	022039	・八戸墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
12	青森県	トワダシ 十和田市	022063	・鏡文 ・十和田市墓地等の経営の許可等に関する規則	無	有	無

	都道府県	市区町村名（漢字）	団体コード	受領書類名	条例	規則・細則	その他
13	青森県	ムツシ むつ市	022080	・鏡文 ・むつ市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
25	山形県	ヨネザワシ 米沢市	062022	・鏡文 ・米沢市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
27	山形県	テンドウシ 天童市	062103	・鏡文 ・天童市墓地、埋葬等に関する法律施行規則	無	有	無
32	福島県	イワキシ いわき市	072044	・いわき市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
36	福島県	ミナミソウマシ 南相馬市	072125	・鏡文 ・南相馬市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
48	栃木県	ウツノミヤシ 宇都宮市	092011	・宇都宮市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
51	栃木県	サノシ 佐野市	092045	・佐野市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
52	栃木県	カヌマシ 鹿沼市	092053	・鏡文 ・鹿沼市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
53	栃木県	ニッコウシ 日光市	092061	・鏡文 ・日光市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
56	栃木県	オオタワラシ 大田原市	092100	・鏡文 ・大田原市墓地、埋葬等に関する法律施行規則	無	有	無
182	富山県	ヒミシ 氷見市	162051	・鏡文 ・氷見市墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可に関する規則	無	有	無
185	石川県	ナナオシ 七尾市	172022	・鏡文 ・七尾市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
188	石川県	ハクサンシ 白山市	172103	・白山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
193	福井県	サバエシ 鯖江市	182079	・墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
194	福井県	サカイシ 坂井市	182109	・坂井市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
211	岐阜県	ミノカモシ 美濃加茂市	212113	・美濃加茂市墓地等の経営の許可等に関する法律施行規則	無	有	無
213	岐阜県	カカミガハラシ 各務原市	212130	・各務原市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
227	愛知県	トヨハシシ 豊橋市	232017	・豊橋市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
230	愛知県	セトシ 瀬戸市	232041	・瀬戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
231	愛知県	トヨカワシ 豊川市	232076	・鏡文 ・豊川市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
233	愛知県	ヘキナンシ 碧南市	232092	・鏡文 ・碧南市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
235	愛知県	トヨタシ 豊田市	232114	・豊田市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
237	愛知県	ニシオシ 西尾市	232131	・西尾市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
240	愛知県	コマキシ 小牧市	232190	・鏡文 ・小牧市墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・申請書等	無	有	無
241	愛知県	トウカイシ 東海市	232220	・鏡文 ・東海市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
242	愛知県	オオブシ 大府市	232238	・鏡文 ・大府市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
243	愛知県	チリュウシ 知立市	232254	・鏡文 ・知立市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
246	愛知県	ニッシンシ 日進市	232301	・日進市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
247	愛知県	タハラシ 田原市	232319	・鏡文 ・田原市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
248	愛知県	キタナゴヤシ 北名古屋市	232343	・北名古屋市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
249	愛知県	ミヨシシ みよし市	232360	・みよし市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
252	三重県	ヨッカイチシ 四日市市	242021	・鏡文 ・四日市市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
270	京都府	ジョウヨウシ 城陽市	262072	・鏡文 ・城陽市墓地等の経営の許可等に関する規則	無	有	無
274	大阪府	オオサカシ 大阪市	271004	・鏡文 ・墓地、埋葬等に関する法律施行細則 ・墓地経営等の許可に関する審査基準	無	有	無
298	兵庫県	アシヤシ 芦屋市	282065	・鏡文 ・芦屋市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無

	都道府県	市区町村名（漢字）	団体コード	受領書類名	条例	規則・細則	その他
299	兵庫県	カコガワシ 加古川市	282103	・鏡文 ・加古川市墓地、埋葬等に関する規則	無	有	無
300	兵庫県	タカラヅカシ 宝塚市	282146	・鏡文 ・宝塚市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
302	兵庫県	タカサゴシ 高砂市	282162	・鏡文 ・高砂市墓地、埋葬等に関する規則	無	有	無
303	兵庫県	カワニシシ 川西市	282171	・鏡文 ・川西市墓地、埋葬等に関する規則	無	有	無
307	奈良県	イコマシ 生駒市	292095	・生駒市墓地等の経営の許可等に関する規則	無	有	無
308	奈良県	カシバシ 香芝市	292109	・鏡文 ・香芝市墓地等の経営の許可等に関する規則	無	有	無
311	和歌山県	キ カワシ 紀の川市	302082	・紀の川市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
319	広島県	ヒロシマシ 広島市	341002	・鏡文 ・広島市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
320	広島県	クレシ 呉市	342025	・鏡文 ・呉市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
322	広島県	ヒガシヒロシマシ 東広島市	342122	・鏡文 ・東広島市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
330	山口県	イワクニシ 岩国市	352080	・鏡文 ・岩国市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
331	山口県	ヒカリシ 光市	352101	・光市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
332	山口県	シュウナンシ 周南市	352152	・鏡文 ・周南市墓地、埋葬等に関する法律施行規則	無	有	無
340	愛媛県	ニイハマシ 新居浜市	382051	・新居浜市墓地、埋葬等に関する法律施行規則 ・申請書等	無	有	無
347	福岡県	ノオガタシ 直方市	402044	・直方市墓地等経営許可に関する規則 ・申請書等	無	有	無
351	福岡県	カスガシ 春日市	402184	・春日市墓地等の経営の許可等に関する規則 ・様式	無	有	無
352	福岡県	オオノジョウシ 大野城市	402192	・鏡文 ・大野城市墓地等の経営の許可等に関する規則	無	有	無
353	福岡県	ダザイフシ 太宰府市	402214	・鏡文 ・太宰府市墓地等の経営の許可等に関する規則	無	有	無
356	福岡県	アサクラシ 朝倉市	402281	・鏡文 ・朝倉市墓地等の経営の許可等に関する規則	無	有	無
367	熊本県	ヤマガシ 山鹿市	432083	・鏡文 ・山鹿市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
368	熊本県	ウキシ 宇城市	432130	・鏡文 ・宇城市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
376	宮崎県	ノベオカシ 延岡市	452033	・延岡市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
382	鹿児島県	キリシマシ 霧島市	462187	・鏡文 ・霧島市墓地、埋葬等に関する法律施行細則	無	有	無
384	沖縄県	ギノワンシ 宜野湾市	472051	・鏡文 ・宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する規則	無	有	無
387	沖縄県	オキナワシ 沖縄市	472115	・沖縄市墓地等の経営の許可等に関する規則	無	有	無
388	沖縄県	トミグスクシ 豊見城市	472123	・鏡文 ・豊見城市墓地等の経営の許可等に関する規則	無	有	無
	その他　１２市				無	無	有

１－２．散骨に関する条例等の状況

以下は「散骨」を巡る具体的動きをまとめる。

まずは平成６年６月、東京都多摩川水源林（公有地）内に散骨が行われたことから、地元市町村長がこの水源林（公有地）を管理している都水道局に対して、何故、認めたのか、以後、認めないように求めた要望書を提出している。散骨を実施した「団体」は、地元関係者に対して「東京都から許可は得た」という説明をしていたが、東京都は「『そうしたこと（散骨）を行いたい』との旨の希望はあったが、これを了承したという事実は無い」その説明の真偽が定かならぬ状態で、関係者は当該市町村と協議、前記の要望書の提出にするに至った。

この問題からしばらくして、平成 16 年に入ると北海道の長沼町が、その町内に設置が予定されている「ホロナイ樹木葬森林公園」を牽制する動きが出てきた。

その詳細については、後述「『ホロナイ樹水葬森林公園』とこれにより改正された『長沼町さわやか環境づくり条例』」を参照されたい。長沼町では散骨を墓埋法に組み込むことはせずに、環境美化活動の対象として、廃棄物処理法を根拠法令としているところにポイントがある。

散骨に関する条例・規則等がある“主な“ 地方公共団体

北海道長沼町－平成 17 年 3 月 16 日に条例第 10 号（改正：平成 24 年 3 月 27 日条例第 15 号）として日本国内で初となる散骨を禁止する条例を公布。町内に樹木葬を目的としたサービスができ、これに対して地元住民達より苦情が上がり、議題に提出され条例ができた。第 11 条の中に「何人も、墓地以外の場所で焼骨を散布してはならない」という条例が組み込まれ、散布する場所を提供することを業とした者は、6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処するとある。パイオニア的なものともいえるので下記「参考②」に掲げた。

北海道七飯町－七飯町内において事業者による法定外の葬法が提起された場合を想定し、平成 18 年 4 月 1 日に正式に施行された。地域関係者の法的権限が増し、罰則などは制定されていないが散骨業を行おうとするものは事業計画書の提出などを求められ、町の許可が必要となる。これについてもパイオニア的なものともいえるので下記「参考④」に掲げた。

北海道岩見沢市－平成 19 年 9 月 18 日規則第 29 号として「岩見沢市における散骨の適正化に関する条例施行規則」が施行されている。参照－
http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/reiki/iwa/reiki_honbun/e300RG00000905.html

長野県諏訪市－諏訪市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（平成 12 年 3 月 28 日規則第 2 号）に、墓地や納骨堂の他、「散骨場」も加え、改正、墓地等と同様に規制。平成 20 年 12 月 1 日から施行。
参照－http://www.city.suwa.lg.jp/reiki/reiki_honbun/ae70703351.html

埼玉県秩父市ー秩父市環境保全条例（平成17年4月1日条例第187号）にて規制。長沼町の場合と同様に、散骨を墓埋法ではなく、環境の保全の対象としているところにポイントがある。参考ー
http://www1.g-reiki.net/chichibu/reiki_honbun/r165RG00000540.html

埼玉県本庄市ー平成22年3月31日条例第1号として「本庄市散骨場の設置等の適正化に関する条例」が制定・施行されている。参照ーhttp://www1.g-reiki.net/honjo/reiki_honbun/r293RG00001091.html

静岡県御殿場市ー平成21年3月9日条例第19号として「御殿場市散骨場の経営の許可等に関する条例」が制定された。現時点で確認された範囲で最も新しい「条例」なので下記「参考⑤」を掲げた。

国、地方公共団体における規制

墓埋法により墓地などをとりまく行政運用の多くは、自治事務として行われており、その中でも「散骨」については適正な管理を行う対象として、一定の見解が示されている。

厚生労働省では、「樹木葬森林公園に対する墓地、埋葬等に関する法律の適用について（平16・10・22健衛発1022001）」の中で、「一般的に言えば、地面に穴を掘り、その穴の中に焼骨をまいた上で、①その上に樹木の苗本を植える方法により焼骨を埋めること、または、②その上から土や落ち葉等をかける方法により焼骨を埋めることは、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第4条にいう『焼骨の埋蔵』に該当するものと解され」るとの見解を示している。

また、「散骨」に関して幾つかの自治体（北海道七飯町、長野県諏訪市等）が、散骨に関して条例等を設けて規制している。北海道の七飯町では、散骨・自然葬などを「法定外の葬法」と規定し、町内において事業者がこの葬法を提起した場合に備えて、「七飯町の葬法に関する要綱」を制定し、平成18年4月1日から施行している。

要綱では、町長が事業者に対して、「法定外の葬法」に関する事業を計画する場所（事業計地）から除くよう指導する区域として、学校、病院、身体障害者施設や都市公園、河川などの敷地境界から110m以内の区域、取水区域の境界や隣接市町の境界から500m以内の区域など、公共の福祉の見地から細かく規定されている。

また、事業計画地以外で事業者が計画する場合、説明会を開き町内会から会員の総意の承諾書を得た上で、町長に説明することとし、さらに町内会などの承諾を得られた場合でも、地域関係者以外の不特定多数の町民が受け入れがたい旨の意志を表明した時には、町長が町民の意思を重視するよう事業者に指導することも定めている。

また、長野県諏訪市では、墓地や納骨堂、火葬場の経営許可基準を定めた「墓地等の経営の許可等に関する条例」に「散骨場」を対象に加え、散骨場を経営する事業者は、予定地域周辺の自治会に説明会を間乱回意を得たうえで市長の許可を受けなければならないとする許可制の項目を加えている。この改正の背景には、市内の宗教団体が「自然葬霊場」を設置しようとしたことに端を発したものと考えられるが、「散骨自体を規制することは、基本的人権に抵触する可能性もある」（平成18年1月27日付信濃毎日新聞）との考えがあったものと考えられる。

上記のように散骨についての地方公共団体の地域の実情は異なるものであることから、これらを踏まえ、条例

も様々な形態がとられていることがうかがえ、別添のとおり、各地方公共団体の条例等を項目毎に以下のとおり整理を行った。

散骨に関する条例の整理

	長沼町（条例）	諏訪市（条例）	岩見沢市（条例）	秩父市（条例）	御殿場市（条例）	本庄市（条例）	七飯町（要綱）
制定	H17.3.16	H18.3.27	H19.9.18	H20.12.18	H21.3.9	H22.3.31	H18.3.14
散骨の定義	焼骨を散布 焼骨　人の遺体を火葬した遺骨（その形状が顆粒状のものも含む） 散布　物を一定の場所にまくこと	散骨場 散骨を行うために、散骨場として市長の許可を受けた区域	散骨 焼骨の粉末（その形状が顆粒状のもの及び遺灰を含む）を地表に散布して葬ること 散骨場 散骨を行うための区域として市長の許可を受けた区域	焼骨 人の遺体を火葬した遺骨（その形状が顆粒状のものを含む） 散布 物を一定の場所にまくこと	散骨場 火葬により生じた骨の粉末（その形状が顆粒状のもの及び遺灰を含む）を地表等へ散布を行うための区域として、市長の許可を受けた事業区域	散骨場 火葬により生じた骨の粉末（その形状が顆粒状のもの及び遺灰を含む）を地表等へ散布を行うための施設	焼骨 死体を葬るために、これを焼くことにより生じた骨（その形状が粉末状又は顆粒状のものを含む） 法定外の葬法 死体又は焼骨を土中に葬る若しくは焼骨を収蔵する以外の葬法をいう。
散骨の制限	何人も、墓地以外の場所で焼骨を散布してはならない。	散骨場を経営しようとする者は市長の許可を受けなければならない。 申請書には、散骨場に隣接する土地の所有者の同意書、散骨場の使用希望者の連名簿、事前説明会の対象自治会（設置場所から 200m以内に存する自治会）の同意書を添付する。	散骨場を経営しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 散骨は、散骨場以外の区域において、これを行ってはならない。	何人も、墓地以外の場所で焼骨を散布してはならない。	計画者は、散骨事業を行おうとするときは、市長の許可を受けなければならない。	散骨場を設置しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	町長は、事業者が事業計画地を設定するときは、以下の区域を除くよう指導し、事業者はこれを遵守するものとする。 ①次の施設にかかる土地の敷地境界から110m 以内の区域 ア　学校、病院等 イ　都市公園 ウ　都市計画法上の公園，広場その他の公共の用に供する空 エ　その他，国道等の

							道路，軌道，河川，公共施設及び人家 ②　団地の区域内、50戸連たん地域内、その他町長が集落をなしていると認める機器内及びその境界から110m以内の区域 ③　用途地域内及びその境界から110m以内の区域 ④　都市計画道路函館新道及び七飯通の都市計画決定区域及びその境界から 200m以内の区域 ⑤　水道水源等に影響を及ぼすおそれのある区域（取水区域及び取水区域の境界から500m以内の区域） ⑥　自然公園の区域 ⑦　北海道自然保護条例第６条第２項の規定に基づき指定された地区 ⑧　七飯町と隣接する他の市町との区域境から 500ｍ以内の区域 ⑨　その他町長が公

							衆衛生その他公共の福祉に著しい影響を与えると認める場所
散骨場以外の区域で散骨が許容される場合			散骨場以外の区域において散骨を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。 市長は、当該届出があった場合において、この条例の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、当該散骨に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該散骨に係る区域に立ち入り、当該散骨に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。	市長が別に定める場合には、墓地以外の場所で焼骨を散布することができる。			
申請前の協議		申請予定者は、墓地等の経営の計画についてあらかじめ市長と協議しなければならない。			計画者は、散骨事業の計画について、あらかじめ市長と協議しなければならない。	申請予定者は、申請書の提出前に、規則で定めるところにより、散骨場の設置計画につい	町長は、事業者が地域関係者の承諾を得た場合であっても、地域関係者以外の不特定多数の七飯町民が事

						て市長と協議しなければならない。	業計画について受け入れがたい旨の意思を表明したときは、町民の意思を重視するよう事業者に対して指導するものとする。
事前説明会		申請予定者は、当該申請の前に、墓地等の経営の計画について説明及び協議するための説明会を開催しなければならない。			事業計画地から周囲 300ｍに含まれる自治会等に対し、当該散骨事業の計画について説明及び協議するための説明会を開催しなければならない。	近隣住民（散骨場の敷地の境界から300ｍ以内の区域に居住する者及び当該区域に土地又は建築物を所有する者）に対し、散骨場の設置等計画についての説明会を開催しなければならない。 近隣住民は、申請予定者に対し、散骨場の設置等計画について意見の申出をすることができる。	事業者は、事業計画地から除かれるものとされている区域を除く事業計画地について、以下の地域関係者に対して事前説明会を開催し、事業計画について書面により承諾を得るものとする。 ①　事業計画に係る敷地の境界に接する土地の所有者及び当該土地を使用する権利を有する者又は管理する者 ②　事業計画に係る敷地を区域に含む町内会 ③　事業計画に係る敷地の境界からおおむね 500ｍの範囲内の居住者及びその居住者が属する町内会 ④　事業計画に係る敷地の境界からおお

							むね 500ｍの範囲内において事業活動を営む者
設置場所の規制 施設基準		①国県道その他重要な道路、鉄道、軌道及び河川から50ｍ以上隔てること ②人家等輻輳地より 200ｍ以上の距離を有すること ③土地は高燥な所を選び湿潤な所を避けること ④飲用水が汚染されるおそれのない所であること ⑤境界を画し、かつ、清潔美化の措置をすること 散骨場の境界には、障壁及び密植した低木の垣根を設けること。	①次に掲げる施設に係る土地の敷地境界からおおむね500ｍ以上離れている場所であること ア　学校、病院等の施設 イ　都市公園 ウ　都市計画法上の道路、公園、広場、貯水施設等 エ　森林公園 オ　国道等の道路、軌道、河川、湖沼、公共施設、農地、店舗、人家等 ②用途地域外の場所及びその境界からおおむね 500 メートル以上離れている場所 ③上水道供給施設及び水源等に影響を及ぼすおそれのない場所 ④北海道自然環境	「市長が別に定める場合」は、焼骨の散布が以下のいずれにも該当しない場合とする。 ①焼骨の散布に係る事業者がその事業を行うために設けた場所でないこと。 ②あらかじめ隣地土地所有者から同意を得ていること又は隣地境界から100ｍ以上離れていること。 ③公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合であること。	計画者は、あらかじめ散骨場と境界を接する土地所有者の同意を得なければならない。 市長は、散骨事業の計画が、次のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をすることはできない。 ①散骨場は、計画者が所有し、かつ、地上権等が設定されていないこと。 ②散骨事業者は、散骨場の土地の所有権の一部を計画者以外の者に譲渡しないこと。 ③散骨場及びその周辺地域の災害の防止、公衆衛生、環境の保全その他良好な生活環境の確保に関して規則で定める基準に適	①敷地が散骨場を設置しようとする者の所有する土地であり、かつ、当該所有権以外の権利が存しないこと。 ②敷地に隣接するすべての土地所有者の同意を得ていること。 ③敷地の境界は、公園、学校、保育所、病院その他の公共施設又は現に人の居住する建造物の敷地境界からおおむね 300ｍ以上離れていること。ただし、施設にあっては管理責任者、住居にあっては当該世帯の代表者全員の同意を得たときは、この限りでない。 ④敷地の境界は、河川及び湖沼から	

			等保全条例に基づき自然環境保全地域等に指定された場所でないこと ⑤隣接する他の市町村との区域の境界からおおむね500ｍ以上離れた場所であること ⑥地形上危険な場所であること ⑦上記のほか、この条例の目的を達成するため支障がないと認められる場所であること		合していること。 ア　散骨場の施工及び経営に当たっては、土砂の流出防止等の災害防止対策が講じられていること。 イ　焼骨の粉末の飛散防止及び流出防止等の公衆衛生対策が講じられていること。 ウ　水域、樹木、井戸水等に損害を与え、又はその機能を阻害することのないよう、適切な措置が講じられていること。 ④散骨場の設置場所及び構造施設が規則で定める基準に適合していること。 〔設置場所の基準〕 ア　用途地域以外の場所であること及びその境界から300ｍ以上離れていること。	おおむね 100ｍ以上離れていること。 ⑤敷地は幅員４ｍ以上の道路に接していること。 ⑥敷地が、地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていること。 ⑦敷地の境界には、目隠しとして障壁又は樹木の垣根等が設置されていること。 ⑧駐車場、ごみ集積施設、給水設備及び排水設備が設置されていること。 ⑨上記のほか、散骨場の設置に必要な関係法令との調整が図られている	

					イ　富士箱根伊豆国立公園区域外の場所であること及びその境界から300ｍ以上離れていること。 ウ　国道等、河川、湖沼、井戸、公共施設、農地、店舗、事業所、人家等から 300m以上離れていること。 エ　隣接する他の市町との区域の境界から 300m以上離れていること。 オ　飲料水を汚染するおそれがない等、公衆衛生の見地から支障がないと認められる場所であること。 カ　地すべり、出水等災害のおそれの少ない場所であること。 ［構造施設の基準］ ア　境界には、障壁又は密植した低木の垣根等が設け	こと。	

					られていること。 イ　周囲には、かん水設備等を配置した適切な緑地帯が設けられていること。 ウ　駐車場が設けられていること。 ⑤散骨事業の実施について、隣接土地所有者の同意が得られていること。		
勧告	違反者に対して必要な措置を講じるよう勧告することができる。		市長は、散骨場以外の場所で散骨を行う届出があった場合において、当該届出に係る散骨を行うことがこの条例の目的に照らし相当でないと認めるときは、その届出をした者に対し、当該届出に係る散骨に関し区域の変更その他の必要な措置を採ることを勧告することができる。		散骨事業者が次のいずれかに該当するときは、必要な改善措置を勧告することができる。 ①不正な手段により許可を受けたとき ②許可の条件又は許可の基準に違反しているとき ③工事完了の届出をせず、又は工事完了の確認を受けずに散骨場を自ら使用し、又は散骨事業者以外の者に利用させたとき	市長は、設置者が許可基準に違反しているとき又は散骨上の維持管理を適正に行わないときは、設置者に対し、期限を定め、必要な改善を勧告することができる。	

					④報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき ⑤立入検査を拒んだとき。		
勧告違反	勧告を受けた者が、正当な理由がなく勧告に従わないときは、期限を定めて勧告に従うことを命じることができる。				改善勧告に従わないときは、散骨事業者に対し、期限を定めて、必要な改善措置を命じることができる。	勧告に従わないときは、期限を定め、必要な改善を命じることができる。	
改善命令違反					改善命令に従わないときは、散骨事業者に対し、当該散骨場の使用を制限し、使用の禁止を命じ、又は許可を取り消すことができる。	改善命令に従わないときは、散骨場の使用を禁止を命じ、又は許可を取り消すことができる。	
立入調査報告徴収	焼骨が散布されている場所又は散布されている疑いのある場所に立ち入り、帳簿等を調査させることができる。		条例の施行に必要な限度において、散骨場の経営状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該散骨場若しくはその附属施設に立ち入り、当該散骨場の経営状況に関し必	「市長が別に定める場合」についての届出があった場合において、特に必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、当該焼骨の散布に関し必要な報告を求め、又は当	条例の施行に必要な限度において、散骨事業者に対し、当該散骨場の経営状況その他必要な事項の報告を求めることができる。 条例の施行に必要な限度において、	条例の施行に必要な限度において、設置者に対し、散骨場に関する報告を求めることができる。 条例の施行に必要な限度において、職員に、散骨場に立ち入り、施設、	

			要な調査若しくは質問をさせることができる。	該職員に、当該散骨の散布に係る場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせることができる。	職員に散骨場に立ち入り、帳簿等を検査させ、又は関係人に質問させることができる。	書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問することができる。	
公表	勧告若しくは命令に従わなかった者又は立入調査を拒み、若しくは妨げた者		勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わなかった場合において、これを放置することが公益上著しく支障があると認めるときに限り、その事実その他必要な事項を公表することができる。この場合、あらかじめ、当該勧告を受けた者に理由を通知し、意見を述べる等の機会を与えなければならない。			使用禁止命令に違反したときは、その旨を公表することができる。	
中止命令 使用禁止命令					許可を受けずに散骨事業を行っている者に対し、中止を命じることができる。	以下の者に散骨場の使用の禁止を命じることができる。 ①許可を受けずに散骨場を設置した者	

						②検査済証の交付を受ける前に散骨場を使用した者 ③許可を取り消された者	
原状回復命令					許可を取り消したとき又は事業の中止を命じたときは、期限を定めて、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。	市長は、散骨場の使用禁止を命じたときは、期限を定めて、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。	
罰則	焼骨を散布する場所を提供することを業とした者…6月以下の懲役又は10万円以下の罰金 勧告に従わない者…2万円以下の罰金、拘留、科料 立入調査の拒否、妨害…2万円以下の罰金		許可を得ないで散骨場を経営した者…6月以下の懲役又は100万円以下の罰金 報告をせず、立入検査を拒み、又は質問に答弁しない者…50万円以下の罰金		許可を受けずに散骨事業を行った者又は現状回復命令に従わなかった者…6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立ち入り検査を拒んだ者…10万円以下の罰金		

■参 考 ① ■■■

「ホロナイ樹木葬森林公園」設置に反対する長沼町議会の議決

特定非営利活動法人 22 世紀北輝行研究会会長が代表者、有限会社北輝行が、事業生体となって半町の幌内地区に設置を計画している［ホロナイ樹木葬森林公園］は、北海道初の遺骨を粉来状にして樹木の周辺に撒くという「散骨方式」の樹木葬ができることを広く周知しており、社会注視の的となっている。

散骨は、法規制の対象外とはいえ、日本の食料基地北海道の牽引役としての地位を占める長沼町の中でも農産物・酪農畜産物生産が最も盛んな幌内地区において、このような施設を設置することは、到底容認できるものではない。

当地区の丘陵地帯の住民は、飲料水を地下水に求めており、また地区内を走るウレロッチ川の流水は、かんがい用や家畜の飲み水として、重要な役割を果たしているところから、風雨による散骨の飛散・地下浸透･河川への流人が危惧されている。

この影響よる衛生問題等生活環境の悪化や今後の定性化の後退、地域自治組織の崩壊や市場評価の高い農産物・酪農畜産物等も世情に敏感な消費者の不買運動等の風評被害による大打撃が懸念されており、ひいては、地域性民の生活自体が立ち行かなくなることも考えられる。

今、全町民が一丸となって、本町の自立に向け懸命の努力を求められている中で、基幹産業である農業の衰退や生活環境の悪化、イメージダウンに伴う観光入り込み客の減少など町や住民にとって不利益となる施設、地域の合意が得られない施設、住民福祉の向上に結びつかない施設は、長沼町には断じて必要ない。

よって、本議会は、「ホロナイ樹木葬森林公園」 の設置に強く反対し、計画撤回を求めるものである。

以上、決議する。

平成 16 年6月 10 日

長沼町議会

■■■

■ 参 考 ②■■

長沼町さわやか環境づくり条例（要旨）

平成 17 年3月 16 日

条例第 10 号

最終改正　平 24・3・27 条例 15

（目的）

第１条　この条例は、町の環境美化を推進するために、町、町民等、事業者及び土地占有者等の責務その他必要な事項を定め、良好でさわやかな環境を確保し清潔で美しいまちづくりを進めることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ 町民等　町の区域に居住及び滞在する者（旅行等により町を通過する者を含む。）をいう。

⑵ 事業者　事業活動を営む者をいう。

⑶ 土地占有者等　土地又は建物を占有し、又は管理する者をいう。

⑷ ごみ　空き缶、空きびん、食品容器その他の容器、紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、粗大ごみその他の廃棄物全般をいう。

⑸ 焼骨　人の遺体を火葬した遺骨（その形状が顆粒状のものを含む。）をいう。

⑹ 散布　物を一定の場所にまくことをいう。

⑺ 墓地　墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定するものをいう。

⑻ 空き地　現に人が使用していない土地、人が使用していても相当の空間部分を有し、人が使用していない土地と同様の状態にある土地及びその他町長が適正に管理する必要があると認めた土地をいう。

⑼ 空き家　現に人が使用していない建物、人が使用していても相当の期間人が使用していない建物と同様の状態にある建物及びその他町長が適正に管理する必要があると認めた建物をいう。

⑽ 管理不良状態　人が使用せず、又は生活環境に配慮した適正な管理が行われていない状態であって、次のいず札かに該当するものをいう。

ア　健康を害し、又は害するおそれがあるとき。

イ　犯罪又は災害等の発生を誘発するおそれがあるとき。

ウ　周囲の美観を著しく害するとき。

エ　その他人の安全でかつ快適な生活環境を著しく阻害するおそれがあるとき。

（町の責務）

第3条　町は、第1条の目的を達成するため、町民等、事業者及び土地占有者等に対して環境美化意識に関する啓発を行うとともに、自主的な環境美化活動を促進させるなど、必要な施策を講じなければならない。

（町民等の責務）

第4条　町民等は、自主的に清掃活動を行うなど、地域の環境美化に努め、生活環境が阻害されることのないよう町加実施する施策に協力しなければならない。

2　町民等は、家庭の外で自ら生じさせたごみを待ち帰り、又は適正に処理するよう努めなければならない。

3　町民等は、飼育し又は管理する犬又は猫が家庭の外でふんをしたときは、そのふんを持ち帰り、処理しなければならない。

4　町民等は、空き地及び空き家（以下「空き地等」という。）が現に管理不良状態あるいはそのおそれのある場合、常に良好な状態で適正に管理されるよう土地占有者等又は町にその指導を要請することができる。

（事業者の責務）

第5条　事業者は、町が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

2　事業者は、当該事業活動によって生じるごみの散乱の防止及び消費者に対する環境美化意識の啓発に努めなければならない。

3　事業者は、ごみの散乱を防止するため、自らの事業活動により生じるごみの回収、処分及び再資源化に必要な措置を講じなければならない。

4　事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域で、清掃活動の充実に努めなければならない。

（土地占有者等の責務）

第6条　上地占有者等は、町加実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

２　土地占有者等は、その占有し、又は管理する土地及び建物を常に清潔に保ち、ごみを不法に投棄されないよう環境美化に努め、地域の生活環境を阻害することがないよう適正な管理を行わなければならない。

（実施者の登録）

第７条　町は、空き地の雑草の除去又は空き家の解体等を実施する者を登録し広報誌・ホームページ等に公開し、土地占有者等に対し情報提供を行うものとする。

（空き地等の活用）

第８条　町は、町民等が組織する団体（以下「地域団体」という。）から地域の生活環境の向上を図るため空き地等の活用について申出があった場合、その活用について土地占有者等と協議することができるものとし当該空き地等を活用する場合は、地域団体、土地占有者等及び町長と協定を締結するものとする。

（農業委員会等の措置）

第９条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の５及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第３条に規定する農業委員会、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第７条目規定する農地保有合理化法人、同法第11条の９に規定する農地利用集積円滑化団体及び同法第23条に規定する農用地利用規程認定団体は、農地に附属する土地及び建物等の周旋を併せて行う場合、空き地等が生じないよう周旋を行うよう努めなければならない。

（投棄の禁止）

第10条　何人も、みだりにごみを捨ててはならない。

（散布の禁止）

第11条　何人も、墓地以外の場所で焼骨を散布してはならない。

（指導）

第12条　町長は、第４条第４項の規定による指導要請があった場合、当該土地占有者等に対し常に良好な状態で適正に管理するよう指導を行うことができる。

（勧告）

第13条　町長は、第４条第３項、第６条第２項、第10条又は第11条の規定に違反していると認めたとき、その違反者に対し、必要な措置を講じるよう期限を定めて勧告することができる。

（命令）

第14条　町長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めて勧告に従うことを命じることができる。

（立入調査）

第15条　町長は、第４条第３項、第６条第２項、第10条又は第11条の規定の施行に必要な限度において、町長が指定する職員に、次の各号に掲げる場所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させることができる。

(1) 犬又は猫のふんが放置されている場所　　(2) ごみが散乱している場所

(3) 焼骨が散布されている場所又は散布されている疑いのある場所　　(4) 町民等から適正な管理の指導要請のあった空き地等

２　前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯レ関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたと解釈してはならない。

（公表）

第16条　町長は、第13条の規定による勧告若しくは第14条の規定による命令に従わなかった者又は第15条の規定による立入調査を拒み、若しくは妨げた者があるときは、その旨を公表することができる。

２　町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者に弁明の機会を与えなければならない。

（罰則）

第17条　焼骨を散布する場所を提供することを業とした者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

２　第４条第３項又は第10条の規定に違反し、第14条の規定による命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

３　第11条の規定に違反し、第14条の規定による命令に従わなかった者は、2万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

４　第15条第１項の規定による調査を拒み、又は妨げた者は、2万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第18条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条第１項又は第４項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、それぞれ同項の罰金利を科する。

（委任）

第19条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附　則（平成24年3月27日条例第15号）

この条例は、公有の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第4条第1項及び第6条第2項の規定は平成24年4月1日から施行する。

■■

■ 参 考 ③■■■

「ニセコ再生の森」がある倶知安町長が自然葬自粛を要請

「[redacted]会」会誌（第[redacted]号）によると、こうした動きと関連して平成17年に「ニセコ再生の森」の地元町の倶知安町が会に対して自然葬の自粛を要請してきました。このため、[redacted]北海道支部長と[redacted]支部役員が７月20日、[redacted]町長や助役を含めた町側の幹部ら６人と町長室で会い話し合いました。町の要請に対し「[redacted]会」の支部側は「当面は自然葬の予定はない。町の話は本部に伝え８月中旬の理事会で協議する」と回答しました。

長沼の条例問題が起きて以降、倶知安町議会で「ニセコ[redacted]の森」のことが話題になり、町議会から現地を見たいという申し入れがありました。会は、６月に入って町の関係者に出版物などを含めた資料を送ったうえで、6月24日、北海道支部が町議会、倶知安保健所の担当者らを現地で案内しました。

[redacted]支部長は「ニセコ再生の森で自然葬をしていることは公表している。現地は人里から遠い。価値観の違いを認めてほしい」と理解を求めました。しかし 7 月 14 日の町議会で[redacted]町長が「責任者と面談し対応を協議する」と述べ、自粛要請をすることを明らかにしていました。

■■

■ 参 考 ④■■■

七飯町の葬法に関する要綱（要旨）

（趣旨）

第１条　七飯町における葬法は、町民の宗教的感情に適合しなおかつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。）を遵守することを基本とし焼骨について法に想定していない葬法（以下「法定外の葬法」という。）が広がりつつある昨今の風潮に鑑み、七飯町内において事業者による法定外の葬法が提起された場合には、地域における行政を自主的かつ町民の意思尊重の下に実施するため、本要綱を制定するものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

①　焼骨　法第２条第１項に定める死体（以下「死体」という。）を葬るために、これを焼くことにより生じた骨（その形状が粉末状又は顆粒状のものを含む。）をいう。

⑵ 法定外の葬法　死体又は焼骨を土中に葬る、若しくは焼骨を収蔵する以外の葬法をいう。

⑶ 事業者　法定外の葬法を行う場所を提供することを業とする者をいう。

④　地域関係者　次に掲げる者をいう。

ア　法定外の葬法に関する事業計画（以下「事業計画」という。）に係る敷地の境界に接する土地の所有者及び当該土地を使用する権利を有する者又は管理する者

イ　事業計画に係る敷地を区域に含む町内会

ウ　事業計画地の境界から概ね 500mの範囲内の居住者及びその居住者が属する町内会

エ　事業計画に係る敷地の境界から概ね 500mの距離の範囲内において事業活動を営む者

（事業計画地）

第 3 条　町長は、事業者が法定外の葬法に関する事業を計画する場所（以下「事業計画地」という。）を設定するときは、次に掲げる区域等を除くよう指導し、事業者はこれを遵守する。

①　次の施設にかかる土地の敷地境界から 110m以内の区域

ア　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づいて設置された施設

イ　都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第２条第１項に規定する都市公園

ウ　都市計画法第 33 条第１項第２号の規定により設置された公園、広場その他の公共の用に供する空地

エ　その他、国道、道々等交通の頻繁な道路、軌道、河川、公共施設・公共的施設及び人家

② 都市計法第７条第１項の規定により定められた市街化調整区域内の旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）により造成された団地の区域内、50戸連たん地域内、その他町長が集落をなしていると認める区域内及びその境界から110m以内の区域

③ 都市計画法第８条第１項第１号の規定により定められた用途地域内及びその境界から110m以内の区域

④ 都市計画道路函館新道及び七飯通の都市計画決定区域及びその境界から200m以内の区域

⑤ 水道水源等に影響を及ぼすおそれのある区域（取水区域及び取水区域の境界から500m以内の区域）

⑥ 自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する自然公園の区域

⑦ 北海道自然保護条例（昭和45年条例第53号）第６条第２項の規定に指定された地区

⑧ 七飯町と隣接する他の市町との区域境から500m以内の区域

⑨ その他、町長が公衆衛生その他公共の福祉に著しい影響を与えると認める場所

（地域関係者等に対する説明）

第４条　事業者は、前条各号に規定する区域等を除く事業計画地について、第３項ア～オに規定する書面等をもって地域関係者に対して説明会（以下「地域説明会」という。）を開催し、事業計画について書面（町内会にあっては、会員の総意であることが明らかに判断できるもの。以下「承諾書」という。）により承諾を得るものとする。

2　事業者は、前項の地域説明会を開催し、地域関係者の承諾を得た後、次項に規定する事業計画書に、前項の承諾書を添付して事業計画を町長に説明するものとする。

3　事業計画書は別記様式とし、次に掲げる図書等を添付するものとする。

ア　事業内容を記載した書面

イ　事業計画地の位置に関する書面

ウ　事業計画地の維持管理に関する計画

エ　事業計画地付近の見取り図（事業計画地の敷地境界から周辺500m以内の住民の居住及び事業活動を営む者の状況が判断できるもの。）

オ　地番図及び現況図（計画予定地の位置を朱記したもの。）

カ　計画予定地に係る登記事項証明書（計画予定地が借地であるときは、賃借契約書等の使用権利を有することを証する書類の写しを添付すること。）

キ　その他町長が必要と認めるもの

（事業者への指導）

第５条　町長は、事業者が前条第１項に規定する承諾を得た場合であっても、地域関係者以外の不特定多数の七飯町民（以下「町民」という。）が事業計画について受け入れがたい旨の意思を表明したときは、町民の意思を重視するよう事業者に対して指導するものとする。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

■ 参考⑤

御殿場市散骨場の経営の許可等に関する条例（要旨）

平成 21 年 3 月 9 日

条例第 19 号

(目的)

第 1 条　この条例は、御殿場市における散骨場の経営の許可の基準について必要な事項を定めることにより、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1)　散骨場　墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 2 条第 2 項に規定する火葬により生じた骨の粉末(その形状が顆粒状のもの及び遺灰を含む。)を地表等へ散布を行うための区域として、市長の許可を受けた事業区域をいう。

(2)　散骨事業　散骨場を経営することをいう。

(3)　散骨事業者　市長の許可を受けて散骨場を経営するものをいう。

(事前説明会の開催)

第 3 条　散骨場を経営しようとするもの(以下「計画者」という。)は、第 6 条第 1 項の許可を得るための申請(以下「許可申請」という。)を行う前に、規則で定めるところにより関係人に対し、当該散骨事業の計画について、説明及び協議するための説明会を開催しなければならない。

(隣接土地所有者の同意)

第 4 条　計画者は、許可申請を行う前に、あらかじめ、当該散骨場と境界を接する土地所有者の同意を得なければならない。

(事前協議)

第 5 条　計画者は、許可申請を行う前に、当該散骨事業の計画について、あらかじめ市長と協議し、市長は必要な助言及び指導を行うことができる。

(経営の許可)

第 6 条　計画者は、散骨事業を行おうとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2　市長は、前項の規定により許可をしたときは、計画者にその旨を通知する。この場合において、必要があると認めるときは、許可に当たって必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第 7 条　市長は、散骨事業の計画が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、前条第 1 項の許可をすることができない。

(1)　散骨場は、計画者が所有し、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものであること。

(2)　散骨事業者は、散骨場の土地の所有権の一部を計画者以外の者に譲渡しないこと。

(3)　散骨場及びその周辺地域の災害の防止、公衆衛生、環境の保全その他良好な生活環境の確保に関して規則で定める必要な措置が講じられていること。

(4)　散骨場の設置場所及び構造設備が、規則で定める基準に適合していること。

(5)　当該散骨事業の実施について、第4条に規定する同意が得られていること。

(工事完了の届出等)

第8条　散骨事業者は、当該許可に基づく工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2　散骨事業者は、当該工事について市長の検査を受け、その施設が　第6条第2項の条件又は前条各号のいずれの規定にも適合していることの確認を受けた後でなければ、当該散骨場を自ら使用し、又は散骨事業者以外の者に利用させてはならない。

(報告の徴収)

第9条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長は散骨事業者に対し、当該散骨場の経営状況その他必要な事項の報告を10日以内に求めることができる。

(立入検査)

第10条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に散骨事業者の事務所又は散骨場若しくはその付属施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させること(以下「立入検査等」という。)ができる。立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめ、これを提示しなければならない。

(改善勧告)

第11条　市長は、散骨事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、散骨事業者に対し、当該条件、基準及び手続に適合するよう必要な改善措置を勧告することができる。

(1)　偽りその他不正な手段により第6条第1項の許可を受けたとき。

(2)　第6条第2項の許可の条件又は第7条の許可の基準に違反しているとき。

(3)　第8条第1項の届出をせず、又は同条第2項の確認を受けずに散骨場を自ら使用し、又は散骨事業者以外のものに利用させたとき。

(4)　第9条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5)　第10条第1項の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の答弁をしたとき。

(改善命令)

第12条　市長は、散骨事業者が前条の規定による改善勧告に従わないときは、散骨事業者に対し、期限を定めて、必要な改善措置を命じることができる。

(許可の取消し等)

第13条　市長は、散骨事業者が前条の規定による改善命令に従わないときは、散骨事業者に対し、当該散骨場の全部又は一部の使用を制限し、若しくは使用の禁止を命じ、又は第6条第1項の許可を取り消すことができる。

(中止命令)

第14条　市長は、第6条第1項の許可を受けずに散骨事業を行っている者に対し、当該散骨事業の中止を命ずるものとする。

（原状回復命令等）

第15条　市長は、第13条の規定により許可を取り消したとき、又は前条の規定により事業の中止を命じたときは、散骨事業者に対し、期限を定めて、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

（変更又は廃止するときの準用）

第16条　散骨事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条から第8条までの規定を準用する。

(1)　散骨場の所有者を変更するとき(地位の継承を含む。)。　(2)　散骨場の区域面積を変更するとき。

(3)　散骨の実施方法を変更するとき。　(4)　散骨場の維持管理方法を変更するとき。

(5)　散骨場を廃止するとき。

（委任）

第17条　この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第18条　次の各号の何れかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す。

(1)　第6条第1項の規定による許可を受けずに散骨事業を行った者

(2)　第15条の規定による原状回復その他必要な措置を講ずる命令に従わなかった者

2　次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1)　第9条第2項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2)　第10条第1項の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は虚偽の答弁をした者

（両罰規定）

第19条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附　則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

■■

１－３．地方公共団体へのヒアリング

地方公共団体に対して以下のとおりヒアリングを行った。

横浜市へのヒアリング－「横浜市内の墓地等許可」横浜市庁舎内(10.29.2013)

横浜市における視察・ヒアリング－メモリアルグリーン会議室内(10.29.2013)

横浜市における視察・ヒアリング－久保山墓地を俯瞰する久保山霊堂会議室内(10.29.2013)

府中市、稲城・府中霊園組合へのヒアリング－府中市庁舎内(10.30.2013)

東京都都立霊園(多磨)視察・ヒアリング－各霊園管理事務所内(10.31.2013)

東京都都立霊園(小平)視察・ヒアリング－各霊園管理事務所内(10.30.2013)

ヒアリング結果を踏まえた考察

墓地の経営許可に関する手続について、ヒアリングを行った横浜市及び府中市においては、いずれも、許可の申請の前に、墓地の設置計画の標識の設置、当該市との協議及び住民に対する説明会の実施を義務付けており、特に、横浜市では、住民が墓地の計画に意見がある場合における市による紛争調整の手続及び外部有識者による調停手続が定められている。

また、墓地の経営許可の基準について、条例においては、緑地の確保、駐車場、ゴミの集積設備、便所など一定の施設の設置を定めるほか、経営主体について、地方自治体、宗教法人又は公益法人であることを原則とすることのほか、宗教法人又は公益法人の場合には事務所が一定期間市内にあることを必要としていることが定められていた。

これらの市は、いずれも都市部にある市であるが、許可申請の前の段階で、地域住民との円滑な合意形成を図るとともに、墓地等の経営許可における墓地等の設備構造基準や経営主体の要件を定めることにより、墓地等の運営と地域との調和を図ろうとしていることがうかがわれる。

公営墓地の設置や運営等について、横浜市及び東京都の公営墓地にヒアリングを行ったが、横浜市及び東京都の公営墓地の中には、従前の和式の墳墓のほか、芝生型、合葬型埋蔵施設、樹木葬型埋蔵施設など多様な形式のものが提供されている。

こうした公営墓地の設置に当たっては、住民から墓地設置の要望がある一方で、墓地の候補地の選定に苦慮する場合もある中で、市が単独で公営墓地を設置運営するのではなく、複数の市が協定を締結した上で一部事務組合を設立し、墓地の設置や運営を実施するといった取組もみられた。

地方公共団体は、墓地等の供給する立場として、住民の多様化する需要に対応しつつ、墓地等の供給を図るため、合葬型の墓地など様々な形態の墓地を提供するほか、無縁化したり使用者から返還を受けた区画を整理するなど、公の財産の効率的な利用を行うために様々な工夫を行っている状況が把握できた。

ヒアリング結果の概要

横浜市へのヒアリング－「横浜市内の墓地等許可」横浜市庁舎内(10.29.2013)

本市の許可について。まず、墓地等の計画を住民の皆さまに知らせる標識を設置する前の 60 日以上前の段階で、財務状況報告書の提出を求める。こちらの財務状況報告書は、過去 6 年間の収支決算などの書類を市に提出。それを受けて、この宗教法人の墓地の計画自体が安定して経営することができるかという審査が行われる。この「審査」に際しては、財務の基準があります。墓地を開発する費用に対して 50%の自己資金を有していることという基準がある。また、その他、借り入れをする場合には金融機関からの借り入れしかできないという基準があり、その基準に適合しているかどうか審査される。財務状況報告は市に提出後、外部の有識者で構成されている財務状況審査会で意見を尋ね、財務の審査が行われる。
次に事前協議。墓地を造るに当たり、都市計画、建築関係、公園関係、駐車場関係などのいろいろな関係部署との協議を行うものになっている。周辺住民の皆さま方には、「ここに墓地計画がある」ということが知らされます。標識を墓地の計画地に設置しなくてはならない。その後に、計画説明を周辺住民の方々に行う。周辺住民の対象は、墓地の計画地から周囲 110m に居住している方、また家屋、土地の所有者、その区域内にある自治会や町内会などの団体。事業者が計画説明をした後に、30 日以内に周辺住民の方から、その計画に対して、たとえば「緑地をもっと厚くしてほしい」とか、「うちのほうから見えないように遮蔽物を設けてほしい」という、いろいろなご意見や申し出が出てきた場合、そしてそれらが要望の受け入れ実現が難しい場合、周辺住民の方から紛争の調整が行われる。紛争の調整の申し出された後は、市の相談調整課で、周辺住民の方々と墓地を計画する事業者の方々の意見を伺いながら調整することが 180 日間と定められている。そこで解決しなかった場合、調停という手続きが 150 日間の期間として設けられている。この調停では、外部の有識者で構成される調停委員会で調停を行う。
そうした「調整」「調停」を経た後「許可申請」を受理することとなる。同時に開発宅地の許可申請、これは建築基準法の関係手続きが行われる。申請をしていただいて基準に適合すれば、墓地の許可という形になる。そして工事に着手し、完了後「完了届」の受理となる。当時の許可申請内容と照らし合わせて、その通りに造成されていれば適合確認となり、墓地の使用ができるというというのが、墓地の許可までの一連の手続きの流れになっている。

次に本市の条例と施行規則の対比表について。まず具体的に、施設基準、構造設備基準。条例の第 10 条が、墓地の構造設備基準として規定している。第 1 号は周囲です。周囲は、塀または密植した樹木の垣をめぐらし、外部と区画してもらう基準になっている。第 2 号は緑地の基準です。基本的には 30%以上の緑地を確保してくださいとなる。1 万平米以上の大きな墓地を造る場合は 35%以上、また、森や緑がたくさん生い茂っているようなところを開発する場合は 40%という、上乗せの規定をしている。
右側、施行規則で緑地の部分を補足した条文がある。右側の施行規則の第 9 条の第 1 号のところになります。どう緑地を配置するのかです。当該墓地の敷地の境界線に接し、その内側に 3m 以上の幅員の緑地帯を墓地の境界線に設置する規定がある。ちなみに、木の本数は、大きな木、小さな木、各々最低何本以上植えてくださいという規定が第 2 号になっている。
左側の条例に戻ると、第 3 号は駐車場の規定になっている。墳墓の数に 0.05 を乗じて得た数以上の自動車を収容できる駐車場を設けてくださいとなっています。100 基の墓地を造るなら、5 台必要になっています。右側の条例施行規則の第 10 条で駐車場の設置基準の細部を決めています。その第 1 号は駐車場の

区画の大きさ。幅が 2.3m 以上、奥行きが 5m 以上を 1 台分に設けています。駐車場の区画は設けているが、そこまで車がきちんとたどり着けるように、その間の通路もきちんと設けてくださいとの主旨から、双方通行の場合、4.5m、一方通行の場合は 2.5m 以上の幅員は必ず車道として確保を求めている。

3 番目は、碁盤目状に車を詰めると奥に入った車が出られなくなってしまうので、他の車を移動させないできちんと駐車ができるような構造にしてくださいということが、駐車場の規定になっています。

左側に戻りまして第 4 号は接道の規定になっています。面積が 3,000 ㎡以上の墓地は、当該墓地の駐車場の出入り口が幅員 4.5m 以上の道路に接していること。細い道ではなくて 4.5m 以上の道路がずっと続いて墓地まで行くことができることが規定となっています。

第 5 号は墓地の中の参道、通路の規定になっている。コンクリート、石等で増築、または芝生等をひいた次の幅員を有することを求めている。もっぱら墳墓に接するところは 1.2m 以上の幅。それ以外の主要な通路、メインとなる通路は、1.8m 以上の幅員を設けることを求めている。それ受けて、右側の条例の施行規則第 11 条に通路の細かい内容がある。車いすを使用する方もいますので、「スロープを備え、墓地のお墓のところまで行けるように」となっている。

左に戻って条例の第 6 号は、排水、雨水、流水が有効に排出するとともに、排出によって周辺が溢水で被害が生じないような構造にしてくださいというものになっています。次は管理事務所、給水設備、ゴミの集積設備および便所を設けてくださいということです。

第 8 号以降からは努力規定として設けている。縁故者のいない方の改葬がしやすくなるよう、合葬墓を墓地の中に設けることを、努力規定としている。

第 9 号はバリアフリーの考え方に基づいたものである。先ほどの通路の部分は必ず車いす等でも利用できるようにということですが、実際に墓地の設備としては管理棟などもある。そのような箇所もできるだけバリアフリーの構造にしてくださいという努力規定を設けています。

第 10 号は駐車場になりますが、ビルのような立体駐車場ではなく、できる限り平面的な平置きの駐車場にしてくださいという努力規定を設けている。墓地に関する構造設備は以上です。

条例、施行規則以外のものとして、「審査基準」がある。これは規則に載っていない、細部を詰めているようなものの審査基準で、道路の取り方になっている。

横浜市における視察・ヒアリング－メモリアルグリーン会議室内(10.29.2013)

メモリアルグリーンは横浜市で一番新しい形の墓地になる。横浜市営墓地はメモリアルグリーンを含めて 5 カ所の墓地がある。メモリアルグリーンという平成 18 年度に開所した新しい墓地と、古い墓地の代表ということで、明治 7 年に開設した久保山墓地です。根岸外国人墓地という外国人墓地が 1 カ所ありますが、これは新しい使用申請は受けておらず、昔から使っている方が引き続き利用している墓地になります。中程に新形態墓地とありますが、古い墳墓地ではない形の墓地がある。メモリアルグリーンについて簡単に説明する。この戸塚区にかつてあった遊園地跡地になります。全体面積が 13.1 ヘクタールのうち墓園は 6.1 ヘクタールです。緑地を 3.0 ヘクタール、隣の公園と共用しています。

施設の内容としては 3 形態で、芝生型、樹木型、慰霊碑型という墓地になる。樹木型とは、樹木の周りに骨壺ごと埋葬する。誤解を受けるが、明確に散骨とは違う。慰霊碑型の内部は、部屋の中に棚に並べ

てお骨を壺ごと収めるような墓地になる。それから、今、会場として使っている管理事務所と隣のレストハウス公園と合築の建物が 1 つある。駐車場は約 400 台収容できるものが 3 カ所に分かれている。
当初事業費が約 58 億円。平成 14 年 2 月にドリームランドが閉園した後に用地買収などを行い、平成 18 年 9 月に開設しています。指定管理者による管理が行われ、民間企業の共同事業体により指定管理が行われています。現在は 2 期目の指定管理期間で管理が進んでいます。指定管理者は 1 期目、2 期目とも同じ事業体により運営されている。
平成 18 年 10 月に初めての使用者募集を行って以降、毎年 1 回使用者募集をしている。平成 25 年度の募集で、すべての墓地が埋まったというか、募集をし終えた。約 6,700 通の応募があり、ほぼ抽選。最も高い倍率は合葬式樹木型の 2 体分の生前枠で、35 倍ぐらいのものが最高であった。
ちなみに、横浜市の公営墓地等の“循環利用”という点では、三ツ沢墓地などで、古い墓地や未使用になっている区画の無縁整理をし、返還整理をしたところを毎年 300 区画ずつ集め、平成 23 年度から 10 年間の計画で毎年約 300 を循環利用、再募集をしている。今年は三ツ沢。循環利用は 23 年度に久保山から始めて、24 年度が日野、今年度が三ツ沢という形で、毎年順調に今のところ 3 年目を迎えている。
最後に。メモリアルグリーンの成り立ちについて、簡単に御説明します。先ほども御説明させていただきましたが、元々は遊園地跡地でした。この跡地をある民営企業を買収するなどの経緯があり、商業施設でしたので、交通量が増える可能性がありました。そこで、住民が「市で何とか買ってくれないか」と。当時は市で不足しているのが墓地でした。そこで市では、地元に対して、「墓地を造らせてくれるのなら」という条件を出したところ、ぜひそれでというお話があり、墓地に至ったということです。これを造るに当たり、周りの方から大きな反対はなかったと聞いている。

横浜市における視察・ヒアリングー久保山墓地を俯瞰する久保山霊堂会議室内(10.29.2013)

横浜というと、平成 18 年に開設したメモリアルグリーンが目玉になっている。しかし、その他にも、古くから、久保山、三ツ沢、日野という 3 つの歴史のある墓地を持っている。特に久保山墓地はかなりの急傾斜地であり、あまり、なかなか整備が行き届おりません。遡ると、昭和 40 年の初めごろに墓地の現場に管理事務所ができた。現在では逐次調査を進捗させ、使用者あるいは縁故者を特定しているというのが現状。ただ、無縁化をしている墓地がかなりあるように思われる。横浜市は墓地の管理料を徴収することになったので、それに伴い平成 16 年ごろから具体的に、台帳に登録している使用者に連絡を取っていて、さらに現地に看板を立てたりしてきた経緯があります。いまだに不明の区画があるというのが現状。久保山墓地の現場に管理事務所が出来る前は、墓地内の休息所兼石材業などを営んでいる民営ー個人営の“店舗”、横浜市の場合、これを“お茶屋”と呼称される。ただ、これは、その資料を確認したわけではない。その他には供花や線香を売ったり、久保山墓地内の墓所区画の掃除をしている。ここの通り 1 本隔てたところにお寺が結構集められているのは、横浜市の市街化に伴うか、もしくは関東大震災かでそのときに全部移設されてきたお寺だと思うのです。久保山墓地の中に、ここはうちの寺専用というような境内墓地が入り組んでいたりしている。つい最近までうちの境内地にあった墓石だからということで、かなり主張したお寺さんもあったが、話し合いで、「今は市の管理です」と話した。ここを直したいという話が出てきたので、工事届けを出してくださいということで理解をしてもらった。

境界自体については、その当時に受け付けた明治の初期の頃の長い台帳があります。それを基に確定している。“明治”というのはすごく古い。たとえば、横浜に他の地方から新しく出てきてそこで働いてきたような人、あるいはお寺とつながりがないような、当時の故郷とのつながりを持っていない人が、「ここで亡くなった」と言ったときに、その人たちのために、先ほどの“お茶屋”が手続きを経て、ということもあった。そうすると、明治何年のところの古い旧図も残されているのですが、その旧図には載っていない。これはどうしたらいいのか。でも、そうした墓所区画も現時点でも使われている。自然発生的という感じ。そういう人たちのお墓の方が、むしろ、代々守られている様に思われます。最初の台帳がありませから、事実としてそれをどう認めるかというのも逆に出てきて、使ってきた歴史がこういう歴史だからということで認めて、使用権を交付したというところもある。

府中市、稲城・府中霊園組合へのヒアリング－府中市庁舎内(10.30.2013)

簡単に説明する。まず、お断りしておきたいのは、都条例と基本的なスタンスは変わっておらず、大きな変更はないと考えている。ただ、府中市ではまちづくり条例がある。まちづくり条例では基本的に墓地の新規建設はできるだけしないという方針。府中市の墓地経営の許可等に関する条例では、まちづくり条例の基準をできる限り組み入れた。しかし、もともと府中は、都の条例に拠っていた当時から、墓地に対する規制が強く、市の条例でにわかに規制が強められた訳ではない。

東京都の条例を変えた点、変わった点について説明する。条例の第 3 条について変更が若干ありますので説明する。まず申請者には、地方自治体または宗教法人、公益法人、公益社団法人を原則として、これまで都条例にはなかった、墓地計画段階で、「事務所設置」“義務”が設けられている点になる。具体的には、宗教法人と公益社団法人について、事務所を府中市内に設置してから 7 年という期間を経過しなければ申請は出来ないことになっている。

続いて事前手続きについて。申請前の協議はこれまで明文化されていなかったので、条例を制定する際に、これを明文化し、標識設置の前に府中市長と協議をしなければならないという形にした。また、都条例でも、事前協議後に標識を設置して、説明会を開くようになっていますが、「説明会」の対象となる方の範囲は、これまでは隣接住民、隣り合わせの方たちでしたが、市条例では、100m 範囲の住民もしくは管理者、使用者等（地域団体）に説明をしなければならないとした。

墓地の設置場所や構造設備基準は第 15 条、16 条になります。15 条においては、所有する土地で所有権以外の権利が存在しないものであることを明示している。16 条は構造設備基準ですが、都の条例では第７条の第 4 項で、管理事務所、ゴミ集積設備、給水場所、便所および規則で定める基準を満たす駐車場を設けること。この欄に但し書きがあり、「近隣に該当する施設があり、利用出来るのであれば、これを認める」としていたが、市の条例では、基本的には、今後は認めないという形で、そこの文にしています。まちづくり条例のほうから持ってきた内容が、この中に組み込まれたものになります。大きな変化としてはこうしたところが主かと思います。

次に「稲城・府中墓苑組合」について。稲城・府中墓苑組合が墓地を造ろうという位置は、稲城市のよみうりランドに隣接する山林に南山というのがあり、そこで今土地区画整理事業をすすめている。その

中の保留地 2 万 5,510 平米ほどを購入して、そこに墓地を造ろうというもの。
もともと稲城市はナシやブドウをつくる農村地域でしたので、自宅ないしは菩提寺で出すというのが文化として当然の地域であった。多摩ニュータウンの市整備や、住宅構造自体の変化によって、自宅で実際に葬儀をすること自体が難しくなっている中で、稲城市の川崎街道沿いのお寺にある葬祭場も、ほぼ空きがなく状況で稼働している。市民としても葬儀する施設が欲しいという要望がありました、こうしたことから、今回この 2 万 5,510 平米の墓地の中に併せて葬儀法要施設を造る計画にしている。
この墓地自体は 26 年度末までに工事を終えて、27 年春に経営許可を取得して稼働していこうという状況です。墓地の規模は、普通の日本式の墓地が 353 基、芝生墓地は横浜のメモリアルグリーンさんを参考にしていますが 2,955 基、合葬式墓地、いわゆるロッカー式の墓地で収容されるのが 5,036 体分、都立小平霊園のような樹林式墓地で 1,500 体ほど収容できる施設などが計画されている。
公園的な墓地にしていこうというのが 1 つの大きなコンセプトです。主力的な墓地については、横浜メモリアルグリーンのような芝生墓地にしていこうと考えている。
事業経過は、今になってしまうと、どちらがどちらということは、正直申して、「赫赫云々という手続きです」と説明出来ない。ただ、府中市は市営墓地の候補地をずっと探しており、市外にも求めていたがその用地の手当てが出来なかった。そして、稲城市は、地元の方は菩提寺に自分の墳墓があるのは当たり前の地区ですが、ニュータウン地区の新住民の方々からは要望があった。
そうした背景があり、平成 12 年ぐらいに、市長同士が両方にメリットがあることだから、こういう計画を進めましょうということで協議が成立したのだと聞いている。その後、18 年に南山東部土地区画整理組合自体が設立され、その事業を進め、31 年ぐらいまでやることになっている。正式に稲城市と府中市でこういう計画で墓地等を造っていくことになり、協定を結んだのが 23 年 7 月です。実際に組合ができたのは 24 年 5 月 1 日です。他方で、墓地需要自体、墓地の埋葬文化がここ数年大きく変わってきているところを、われわれも担当してかなり感じている。現実に、後年度負担や、購入時の負担等のことを考えて、合葬式墓地でも非常にいいものができている。現実に小平霊園の樹林葬は 20 倍近い応募があることを考えると、埋葬の変化は随分変わってきていると思う。

東京都都立霊園(多磨・小平)視察・ヒアリング－各霊園管理事務所内(10.31.2013)

《 多磨霊園管理事務所において 》

多磨霊園は大正 12 年に開設された。日本初の公園墓地として整理されているので、敷地面積、特に園の面積が非常に多いのが特徴。
園内には様々な施設、一般墓所区画、芝型、壁型、納骨堂の「みたま堂」……など等。ここでは特に合葬式埋蔵施設について説明したい。当初の申し込みは 20 年か直接埋葬かです。平成 15 年にスタートして 19 年には受け入れ数がいっぱいになった。ですので、今は一般の受け入れは終了して、施設変更で一般の墓所から移動する方のみを受けている。
また、今の平面墓地、多磨霊園でいう、「一般墓地」ですが、年間でどれぐらい空いて、どのぐらい募集をかけるのか説明しておくと、今年は 300 弱ぐらい。その「300」には使用者から任意に返還されたものと、いわゆる無縁墓地化したもの含まれている。その 300 について、大きな区画の墓所が返還、或いは

無縁化して再公募する際、幾つかに分割するので、その意味では使用者の数は増えていくことになる。ちなみに、今年度（平成 25 年度）からは、松戸の八柱霊園に新規ができましたので募集を開始しています。都立霊園の中には全部で 4 基合葬墓地が出来上がりました。

理論上は 5 年ごとに貸していって、棚でお預かりするのが 20 年とすると、4 基一周することとなり、最初に合葬墓の収蔵スペース骨壷単位でお預かりした御遺骨は、地下カロートに移す。そして、また 20 年後には、また空くこととなります。そういうサイクルを想定している。実際にそうなっていくかどうかはまだ分かりません。ちなみに都立霊園に申込めるのは都民のみ。但し、先の八柱霊園は千葉県松戸市にあるので、八柱霊園に限っては、松戸の市民も応募をすることができる。合葬や樹林は 3 年以上住民票がある方、一般の墓地では 5 年以上住民票のある方です。

今、大変なのは、外国人の方の住民票。最近、法律が改正され、法務省に行って開示請求をしなければ証明が出なくなってしまった。外国人登録原票は、昔は全部区や市にあったのですが。それに一般の寺院では埋葬の方法が難しい場合も少なくない。信仰的な問題で。ただし、都立霊園は宗教上の問題はなくとも、今では土葬を受け入れられません。たしか、群馬等に土葬ができるお墓があるので、そういうところでやっていると聞いている。

今、民法上における難しさもあり、墓埋法、これの無縁ではありませんが、遺(焼)骨の改葬に関しても感じる。墓埋法では、許可証の交付は、市区町村となっているが、どこの区市町村と言っていないので拒否しているところもある。

たとえば、ある市は、自宅に遺骨の引き取りをした後に埋葬する場合に、普通は自宅の区市町村が改葬の手続き、書類を交付することになっていると思うが、それがなされないから、「改葬先」になる府中市を訪ねたりする。われわれの感覚では、遺(焼)骨を自宅に引き取った場合には、その自宅のある市区町村が改葬許可証を出すべきだと思う。しかし、管理事務所に来る方からお話を聞くと、それら市区町村のなかには「新たに入るお墓のあるところがやるものだ」と言われたという方もいる。

事実、ここ（多磨霊園）から他市に改葬するときはすべて府中市。事務所がここにあるから、小金井の区域にあってもすべて府中市でやっている。募集の関係で困っているのは、たとえば、地方の個人墓所に類するような形のところが、埋蔵証明などがなかなか出てこないことがある。合併して大きくなっているから、合併前の町などの状況がつかみ切れていないというのが結構多い。

たとえば、今回 3～4 市とやりとりをしたのですが、確かにそこにお墓があるのは分かっているのだが許可していないから、うちではできないということになる。

「あなたの市から外へ改葬するときに、改葬許可を出さなければいけないのではないですか？」と確認しましたが、そのときに初めて仕方がないから出しますということになりました。

書類審査の段階ですから引き取ることは決まっていないわけです。改葬許可証を出すという約束の下で、埋蔵証明が明確でなくてもやりとりをするようなことがある。そこから移すということをあまり想定していないが、毎年 3～4 件そういうやりとりがある。東京都が反対に認めればいいではないかという話にもなる。そうはいっても、改葬許可証がないものを受け入れません。

東京都都立霊園(多磨・小平)視察・ヒアリング－各霊園管理事務所内(10.30.2013)

《 小平霊園管理事務所において 》

小平霊園は昭和23年にできて、今年で65年目。約65万平米、東京ドームの13個分ぐらい。主な施設としては、樹木樹林墓地、合葬式埋蔵施設、一般墓所、芝墓地、壁墓地。小平には少なからぬ著名人が眠っている。ただ、開園したのは昭和23年、都立霊園のなかでは決して古い方ではないので、他の霊園に比べると歴史的な著名な方というより、作家などが多いという感じがする。その他の施設は、一般墓所が約3万3,000、芝が7,300、壁型が1,200、合葬が2カ所、樹林が1になる。

トイレは、入り口にあるものを1にして時計回りで6カ所ある。ゴミ集積所が45カ所で、ブロック積みの大きなゴミ集積所があり、また、小さなゴミ置き場もある。小平霊園は行政区が、東村山、小平、東久留米と3市にまたがっている。ただ、面積的には、東村山市が一番広いので、小平霊園といいながら事務所は東村山市にあります。あとは小平市と、一番奥は東久留米市が少し入っています。園内に行政の境があるので、境のところで事件・事故、何かありますと、双方の行政担当者が協議し、所管場所を決めることになっている。これが小平霊園の概要になる。

新しい「樹林墓地」ですが、もともとのコンセプトは「死後は安らかに自然に帰りたい」という都民の声を反映させたもので、平成24年3月に完成して、24年度からの使用開始を行っている。樹林墓地内のカロートが27基入っていて、このカロートは一番下のところは底が抜けている。これは2.1mの深さがあり、直径が1.5で、ここに平らにご遺骨を重ならないように一巡平らに寝かせて、いっぱいになれば土を10cmかけて、その上にご遺骨を並べることを想定している。

粉骨すると容積は小さくなり、自然に帰りやすくなるだろう、と考えている。入れるのは縮緬(ちりめん)袋。公募に当たった申込者は、先ほど見ていただいた一時保管庫からこちらの袋に移し替えて埋葬している。樹木は先ほど現場でお話しした5種類、8本、コブシ、ヤマホウシ、ツバキ、ねむの木、モミジになる。武蔵野の木を基準にして、樹木選定委員会が選んだ。

一応予定数は1万700体ですが、これは遺骨と粉骨と両方ですので、どちらかを多くすることでかなり感じが変わると思います。今のところ1万700体の予定になっている。樹木のほうは個別埋葬で、この袋に入れて1体ずつ、縦に掘って入れていく予定になっている。数はこちらのほうがかなり面積も小さいので少なくなるだろうと考えている。

裏面に書いてありますが、使用料が遺骨の場合は1体が13万4,000円、粉にしますと体積が大体3分の1になるという想定を前提として、4万4,000円でお預かりすることになっている。もう一つ横のものが同封してあるが、こちらは断面図を拡大したものです。階段、はしごが付いていますが、両側に付いていて御遺骨を踏まないよう、納骨の際に、一段終わっていますので、折りたたみ式の渡し板を入れ、階段と階段の間にそれを張って直接踏まないで上から作業を行う。御遺骨に対して失礼なことのないような配慮をした。確実にそれは守っていて、ご遺骨を踏むことはない形で納骨をしている。

最後に詳しく御説明するのは合葬式埋蔵施設。合葬の1号が平成10年に3,000体の規模で、2号が平成20年で1万6,000体という計画で造った。施設変更なども含めて、全てで1万6,000体である。当初の募集予定の1万2,000体は終わったので、24年で募集は終了している。ただ直接埋葬のところは結構広くて、かなり入るのでまだ余地はある。20年間の保管と直接埋葬の両方で、直接埋葬のほうは施設変更もお預かりしているので、これからも数が非常に入ると思う。

多磨霊園と同じであるが、棚があり、棚の下にカロートがあり、直接埋葬する部屋がいくつもある。合葬については、円形で、地下１階が納骨室で、地下２階に共同埋蔵する部屋ができている。これが小平霊園の概要と、樹林墓地と合葬式埋蔵施設の簡単な案内である。

（注）ヒアリング対象選定理由

本報告書では、横浜市、府中市及び都立霊園「多磨霊園」「小平霊園」をヒアリング対象であるとした。理由は以下の通り。

本報告書では、「研究目的」でも述べた様に「墓地埋葬行政については、都市化や家族形態の変化、少子高齢化の進展等によって墓地埋葬をめぐる社会環境も変化している。こうした中で、墓地に対する国民意識も変化するとともに、いわゆる樹木葬や散骨等への関心が高まるなど、多様化している。」としている。そこで、実際に自身の墓地内において、それら「樹木葬等」の「多様化」した施設を実際に運営している地方公共団体であることが求められる。

また、墓地を許可する場合においても、また、自身の墓地の運営を行うに際しても「(問題の対応に当たっては、)環境や都市計画行政、まちづくり等の他の行政との調整や連携を図ることも求められる。さらに、行政を円滑に進めていくためには、行政規制のほか、地域の住民への説明や意識啓発等もあわせて行い、地域住民や事業者の理解や協力のもと、自主的な対応や行動規範、契約等に委ねていく必要がある部分も多い」という状況、課題に直面している地方公共団体であることとこも併せて求められる。

これらを勘案すると、都立霊園、「多磨霊園」「小平霊園」は市街地内にあり、特に「小平霊園」においては樹林葬墓地の供用を開始しており、両霊園では、その他「多様化」した施設を運用している。
加えて「多磨霊園」が所在する府中市では、隣接する稲城市と協調し、自身の公営墓地の計画を進めており、まさしく「地域の住民への説明や意識啓発等もあわせて行い、地域住民や事業者の理解や協力のもと、自主的な対応や行動規範、契約等に委ねていく必要がある部分も多い」という状況、課題に直面している地方公共団体でもある。

同じく、横浜市営「メモリアルグリーン」「久保山霊園」「久保山霊堂(納骨堂)」は周辺住民との調和を常に意識した運営が行われているところであり、わけても「メモリアルグリーン」においては、樹木型合葬式埋蔵施設をはじめとした、「多様化」した、形式の施設の運営を行っているところである。
また、横浜市は許可を行うに際しても、また「多磨霊園」のある府中市でも、許可を行う際には自身の行政管区内は市街化が進んでおり、「(問題の対応に当たっては、)環境や都市計画行政、まちづくり等の他の行政との調整や連携を図ることも求められる」状況下にある。

以上のことから、本報告書では、横浜市、府中市は許可を行う行政運用においても、自身の施設の計画の進行、あるいは既設における展開でも、本報告書における、「研究目的」に適った自治体であることから、適格なヒアリング対象であるとした。

２；墓地埋葬等に関する住民の意識調査

本研究では、墓地埋葬や散骨等の住民の意識を把握するために、都市圏に居住する 40 歳以上の男女を対象に意識調査を行った。

具体的には、1.墓地所有及び墓参状況、2.希望する墓地形態、3.居住地周辺における墓地整備に関する意識、4.散骨に関する意識について、さいたま市、名古屋市、大阪市、岡山市、福岡市に居住する 40 歳以上の男女に対して web アンケート調査を行った。[1] 以下はその結果の概要である。全般的に調査対象地域による回答には大きな違いは見られなかった。

墓地所有及び墓参状況（詳細：「調査概要（６）（７）」「調査結果 ２」等に拠る）

まず、墓地所有については、世帯で墓地を所有しているとの回答は約半数であり、そのうちの約半分は市内に所有している。

墓地の種類は、境内墓地（寺、教会等敷地や境内にある墓地）が 33.1%と最も多く、霊園墓地（公営以外の公園形式の墓地）が 24.9%、公営墓地（市町村が設置した墓地）が 18.8%、共同墓地や個人墓地が 16.1%となっている。

墓の形状は伝統的な和型が８割(81.3%)と大半を占める。その次には納骨壇型（6.5%）、芝生・洋型（4.9%）、洋型（4.3%）が続いている。なお、調査対象地域のどの地域でも和型が最も多いものの、福岡市は「納骨壇型」（28.4%）が他の地域よりも多いといった特徴が見られた。

墓参りは 1 年に 1 回というのが最も多い（35.8%）が、3 回以上も少なくない（28.5%）。市外に墓地を所有している場合には 3 回以上との回答が 30.0%であるのに対して、市内に所有している場合には 3 回以上との回答が 54.2%と最も多くなっており、墓地への距離が墓参りの頻度に影響していることが推察される。

墓地の承継者の有無の割合では、「承継者がいない」との回答が 4 割を超えている。また、「承継者はいるが、負担はかけたくない」との回答が 23.5%となっている。

世帯で墓を必要としていないとの回答が半数以上(53.5%)あった。うち、約半分は墓を既に所有している。一方、墓地を所有していない人の半数以上(53.7%)が墓を必要としていないと回答している。

希望する墓地形態（詳細：「調査結果 ６，１０，１１，１２，１３，１４」等に拠る）

希望するお墓の形式として 1 位は、伝統的な和型が 6 割以上と最も多く、納骨壇型（10.1%）、芝生・洋型（7.9%）が続いている（表 1）。

---

[1] 株式会社ネオマーケティングが、自身の運営するアンケート専門サイト「アイリサーチ」を用いて web アンケートを実施。調査期間は、2013 年 11 月 15 日（金）～11 月 20 日（水）。有効回答数 1,115。

表１　希望するお墓の形態

	第１位		第２位		第３位	
1	和型	65.1%	洋型	27.5%	芝生・洋型	21.7%
2	納骨壇型	10.1%	芝生・洋型	2.0%	洋型	20.6%
3	芝生・洋型	7.9%	和型	9.0%	納骨壇型	14.8%

１位から３位の合計の割合で見ると、最も多いのは「和型」（81.0%）で、次いで、「芝生・洋型」（56.1%）、「洋型」（52.9%）となっている。

お墓を必要としている人の理由としては、「遺骨はないが将来のために用意したい」との回答が７割（70.9%）と大半を占めた。お墓を必要とする時期については、決めていないとの回答が８割近く（77.8%）と最も多い。

お墓に一緒に入る人については、「配偶者」（53.5%）が最も多く、「身近な家族」（28.8%）がそれに続いている。その次は、「こだわらない」（25.6%）との回答であり、「先祖」（19.3%）よりも多くなっている。なお、調査対象地域のどの地域でもこの順位は同じであったが、大阪市では、他地域に比べて、「個人（自分だけ）」（8.1%）・「こだわらない」（34.2%）の割合が多かった。

お墓を選ぶ基準として１位は、価格（31.7%）、自宅からの距離（25.0%）、交通の便（20.4%）となっている（表２）。

表２　お墓を選ぶ時に考慮・基準にする点

	第１位		第２位		第３位	
1	価格	31.7%	自宅からの距離	26.0%	管理状況	21.2%
2	自宅からの距離	25.6%	価格	19.5%	価格	18.3%
3	交通の便	20.4%	交通の便	17.2%	交通の便	16.3%
			管理状況	17.2%		

１位から３位の合計の割合で見ると、最も多いのは「価格」（69.5%）で、次いで、「自宅からの距離」（64.7%）、「交通の便」（54.0%）となっている。

お墓の広さについては、１位の回答では、お骨がおさまればよいとの回答が約７割（65.8%）を占めている。１位から３位の合計の割合で見ると、最も多いのは「3㎡（約２畳）」（96.1%）で、次いで、「1.5㎡（約１畳）」（94.9%）、「お骨が納まればよい」（83.8%）となっており、広さを求めていないことがわかる。

お墓の承継者がいないと仮定した場合の希望するお墓の形態については、１位では和型（39.8%）が最も多くなっている（表３）。１位から３位の合計の割合で見ると、最も多いのは「和型」（51.3%）で、次いで、「納骨壇型」（46.3%）、「合葬型」（44.7%）となっている。表１と比較すると、承継者がいないと仮定される場合には合葬型や納骨堂型の希望が多くなっている。

表３　承継者がいない等の場合の希望するお墓の形態

	第１位		第２位		第３位	
1	和型	39.8%	芝生・洋型	20.1%	納骨壇型	16.0%
2	合葬型	18.0%	合葬型	17.0%	芝生・洋型	15.8%
3	納骨壇型	17.2%	樹木葬型	13.1%	芝生・プレート型	14.8%
			納骨壇型	13.1%		

今後、市（地方公共団体）が整備すべきお墓については、１位では和型（34.2%）が最も多く、次いで、合葬型（26.4%）、納骨壇型（14.0%）となっている（表４）。

表４　居住している市（地方公共団体）が整備すべきと思うお墓の形態

	第１位		第２位		第３位	
1	和型	34.2%	芝生・洋型	17.8%	壁型	18.2%
2	合葬型	26.4%	合葬型	17.3%	納骨壇型	17.8%
3	納骨壇型	14.0%	樹木葬型	15.9%	芝生・プレート型	16.1%

1 位から 3 位の合計の割合で見ると、最も多いのは「合葬型」（51.3%）で、次いで、「納骨壇型」（47.4%）、「和型」（42.7%）となっている。

今後、市（地方公共団体）以外の民間（寺院等）が整備すべきと思うお墓については、１位では和型（36.4%）が最も多く、次いで、合葬型（26.7%）、納骨壇型（13.9%）となっている（表５）。

表５　居住している市（地方公共団体）以外の民間（寺院等）が整備すべきと思うお墓の形態

	第１位		第２位		第３位	
1	和型	36.4%	芝生・洋型	19.5%	納骨壇型	19.1%
2	合葬型	26.7%	合葬型	18.4%	壁型	17.4%
3	納骨壇型	13.9%	樹木葬型	16.2%	芝生・プレート型	15.9%

1 位から 3 位の合計の割合で見ると、最も多いのは「合葬型」（51.5%）で、次いで、「納骨壇型」（48.1%）、「和型」（44.1%）となっている。このように、地方公共団体と民間の間で整備すべきとされる墓について大きな違いはない。

居住地周辺における墓地整備に関する意識（詳細：「調査結果　１５，１６，１７」等に拠る）

墓地の新設にあたっては、「居住地の隣接地でも構わない」（51.1%）が最も多く過半数を占める。一方で、「そもそも、つくられること自体、認め難い」との回答がそれに続く（35.6%）。

設置主体別にみると、公営墓地の場合は、それ以外の場合に比べて隣接地でも構わないとの回答が多い（36.9%）（表６）。霊園墓地（公営以外）の場合には、つくられること自体認めがたいとの回答が最も多い（29.2%）。

表６　新たに新設される墓地ごとの居住地から受け入れられる範囲

	居住地の隣接地でも構わない	居住地から数mまたは数十m以上離れたところであれば構わない	そもそも、つくられること自体、認め難い	その他	わからない	＜構わない＞計
【公営墓地】（市町村等が設置した墓地）	36.9%（411人）	18.3%（204人）	24.2%（270人）	1.3%（14人）	19.4%（216人）	55.2%
【境内墓地】（寺、教会等敷地や境内にある墓地）	29.1%（324人）	28.1%（313人）	22.0%（245人）	0.8%（9人）	20.1%（224人）	57.1%
【霊園墓地】（公営以外の公園形式の墓地）	24.8%（277人）	19.5%（217人）	29.2%（326人）	1.1%（12人）	25.4%（283人）	44.3%

n＝1,115人

距離については、設置主体に共通して、中央値はほぼ100メートルとなっている。

新設墓地に求められる対策で１位として最も多いのは「霊園周辺を緑地帯で囲みお墓が見えない様にしてほしい」（44.6%）となっている。次いで、「墓地内に緑地を充分に確保し墓地使用者以外の地元の者にもオープンスペースとして開放してほしい」（20.9%）や「お彼岸など、お墓参りのシーズン時の交通渋滞の対策を行なってほしい」（18.7%）となっている（表７）。

表７　受け入れられる範囲に新設される墓地の希望内容

	第１位		第２位		第３位	
1	見えない様にする	44.6%	オープンスペースとしての開放	35.0%	交通渋滞対策	34.5%
2	オープンスペースとしての開放	20.9%	交通渋滞対策	29.9%	防犯	20.3%
3	交通渋滞対策	18.7%	防犯	14.6%	見えない様にする	14.5%

１位から３位の合計の割合で見ると、最も多いのは交通渋滞対策（83.1%）で、次いで、オープンスペースとしての開放（72.4%）、見えない様にする（71.6%）となっている。

散骨に関する意識（詳細：「調査結果　１８～２３」等に拠る）

散骨については、「名前も方法も、両方知っている」との回答が約半数（47.4%）となっており、「名前のみ知っている」との回答も含めると、約９割（88.4%）が知っていると回答している。一方、身近な人の散骨を実際に行ったことがあるとの回答は2.2%にすぎず、実際に経験した人はほとんどいない。

身近な人から散骨の希望があった場合は、頼まれれば行うとの回答が約７割（71.9%）と最も多くなっている。自分の遺骨の散骨については、「遺族の判断に委ねる」との回答が約 4 割（42.4%）と最も多い。「すべての焼骨を散骨してしまってほしい」と「一部の焼骨だけを散骨してほしい」を合わせた散骨希望計は34.5%となっている。一方、「散骨はしてほしくない」との回答も約２割（22.2%）を占めた。

居住地の散骨場の計画について、「そもそも、つくられること自体、認め難い」が約半数（48.9%）と最も多い。一方、「居住地の隣接地でも構わない」との回答も約４割（38.0%）となっている。

まとめ

以上まとめると、所有する墓や希望する墓の形状については、伝統的な和型が最も多くなっている。ただし、承継者がいない場合や地方公共団体が今後整備すべきお墓については、和型よりは少ないものの、相対的に合葬型や納骨壇型の割合が高くなっている。また、墓の承継者がいなかったり、いても負担をかけたくないとの回答が６割を超えていることから、墓地の承継問題が将来的な課題となる可能性がある。

墓地に対しては広さはあまり求めておらず、価格、自宅からの距離、交通の便が選択基準となっている。

墓地の新設にあたっては、居住地の隣接地でも構わないという回答が過半数であるものの、設置を認め難いとの回答も４割弱ある。墓地の新設にあたって求められる対策としては、緑地などで囲って「見えないようにすること」が最も多く、その他、オープンスペースとしての開放や交通渋滞対策なども求められている。

散骨に関しては、認知度はかなり高くなっているものの、実際の経験者はごくわずかである。身近な人から頼まれれば行う、また自分の散骨については遺族の判断に任せるなど、自ら積極的ではないものの、状況によってはありえるとの考えが示されている。居住地での散骨場の建設については、墓地の場合と比較して、認め難いとの回答が高いものの、隣接地でも構わないとの回答も約４割となるなど、理解を示す回答も見られた。

墓地埋葬等に関する住民の意識調査－「調査概要」

調　査　概　要

１．調査目的

墓地埋葬や散骨等の住民の意識を把握することを目的とする。

２．調査の設計

（１）　調査地域　埼玉県（さいたま市）、愛知県（名古屋市）、大阪府（大阪市）、岡山県（岡山市）福岡県（福岡市）

（２）　調査対象　満 40 歳以上の男女

（３）　回収数　1,115 人

（４）　抽出方法　株式会社ネオマーケティングが運営するアンケート専門サイト「アイリサーチ」登録モニター

（５）　調査方法　株式会社ネオマーケティングが運営するアンケート専門サイト「アイリサーチ」を活用した WEB 調査

（６）　調査期間　平成 25 年 11 月 15 日～11 月 21 日

３．集計結果の数字の見方

（１）　結果は百分率（%）で表示し、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出した結果、個々の比率が合計 100%にならないことがある。

また、複数回答（２つ以上の回答）では、合計が 100%を超える場合がある。

（２）　図表中の「n（number of cases の略）」は、質問に対する回答者の総数（該当者質問では該当者数）を示し、回答者の比率（%）を算出するための基数である。

（３）　一部の分析軸項目（居住地別・続柄別・墓地の所有別）においては、結果の傾向把握を容易とするために回答肢を再分類（とりまとめて）掲載している。

４．回答者の構成

（１）　性別

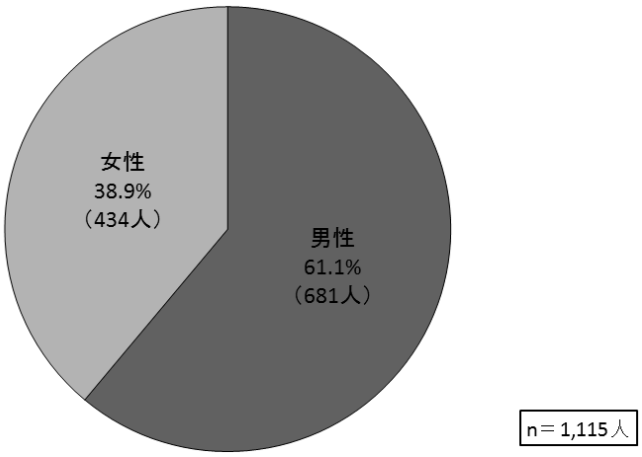

（２）　年齢

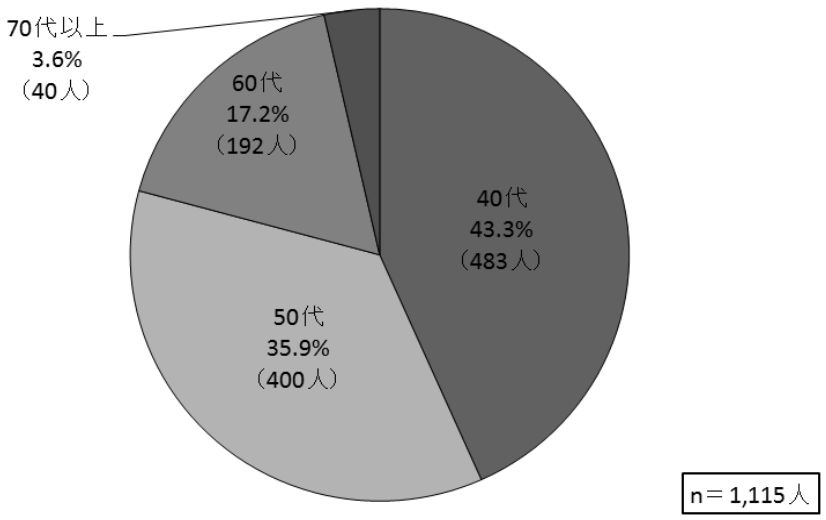

（3）　居住地

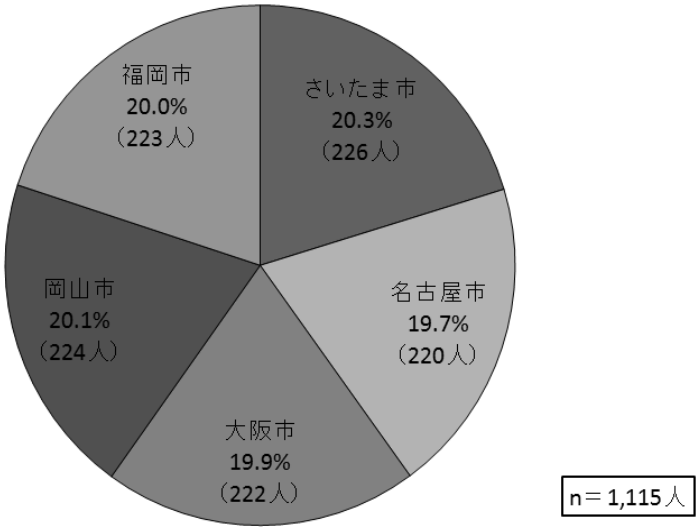

（4）　居住年数

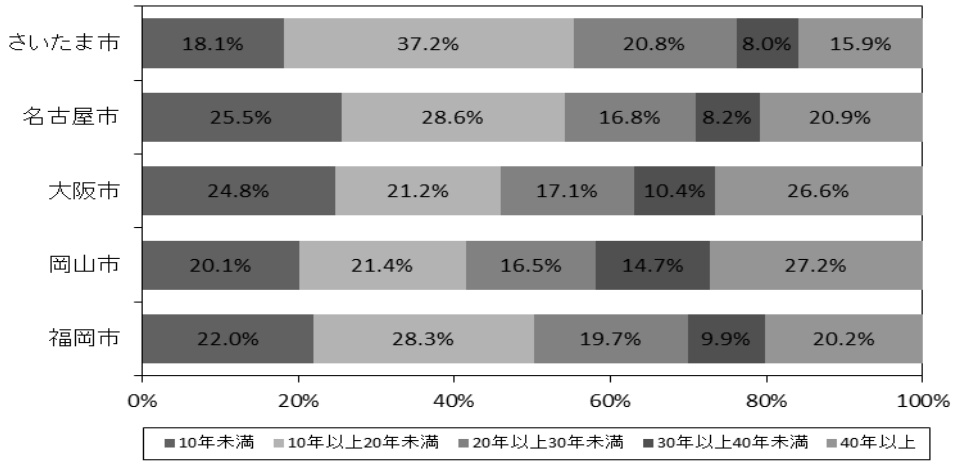

全体	さいたま市	名古屋市	大阪市	岡山市	福岡市
1,115	226	220	222	224	223

（人）

（5）　続柄

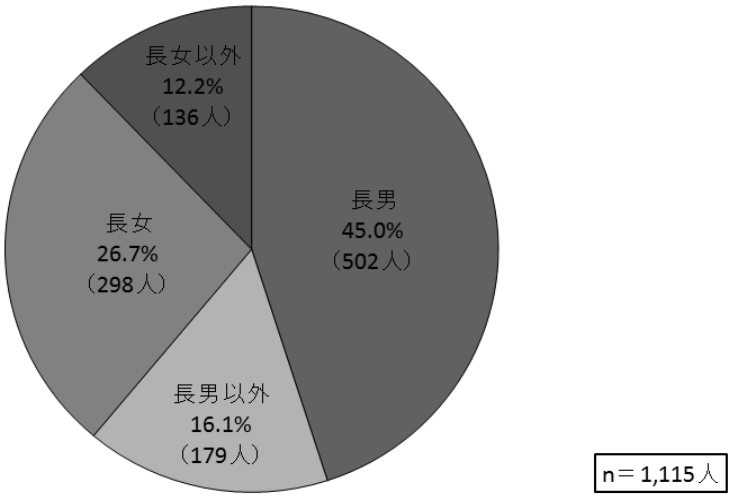

（6）　墓地の所有

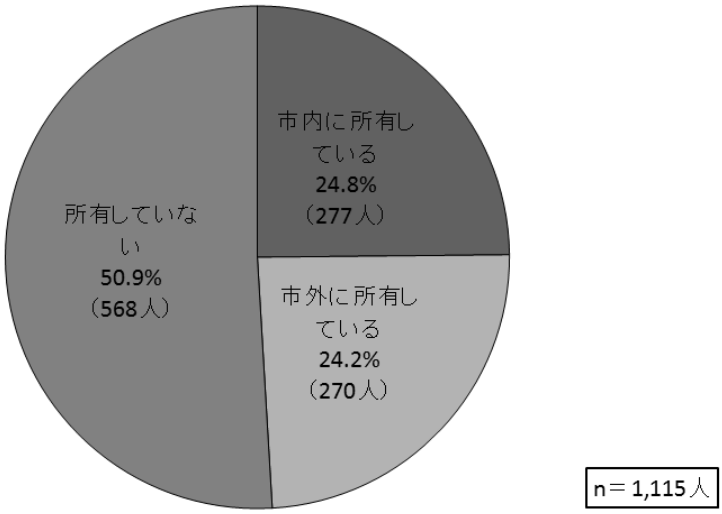

（7）　所有している墓地の種類

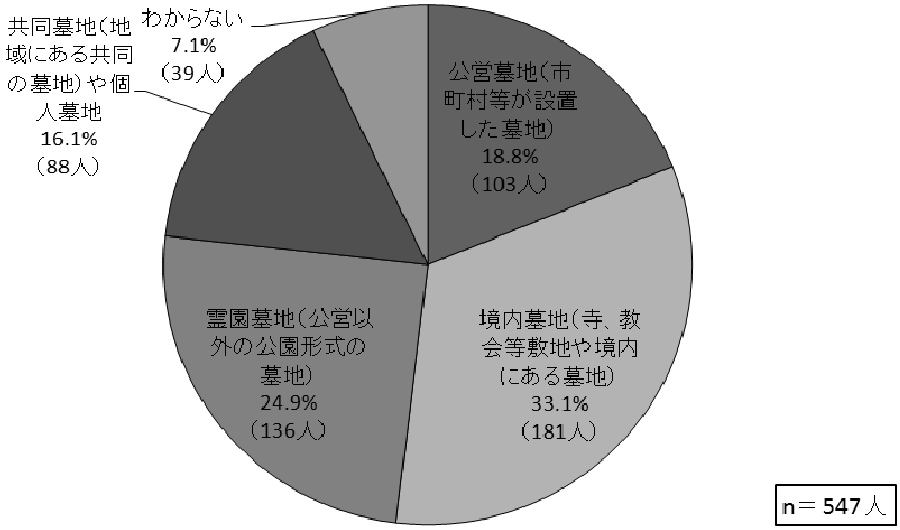

墓地埋葬等に関する住民の意識調査ー「調査結果」

調　査　結　果

1．所有しているお墓の形状

問5　お持ちのお墓の形状をお答えください。（お答えは1つ）

【全体結果】

お墓を持っている 508 人の割合で最も多いのは「和型」（81.3%）で、次いで、「芝生・洋型」（4.9%）、「洋型」（4.3%）となっている。

図 1.1　所有しているお墓の形状

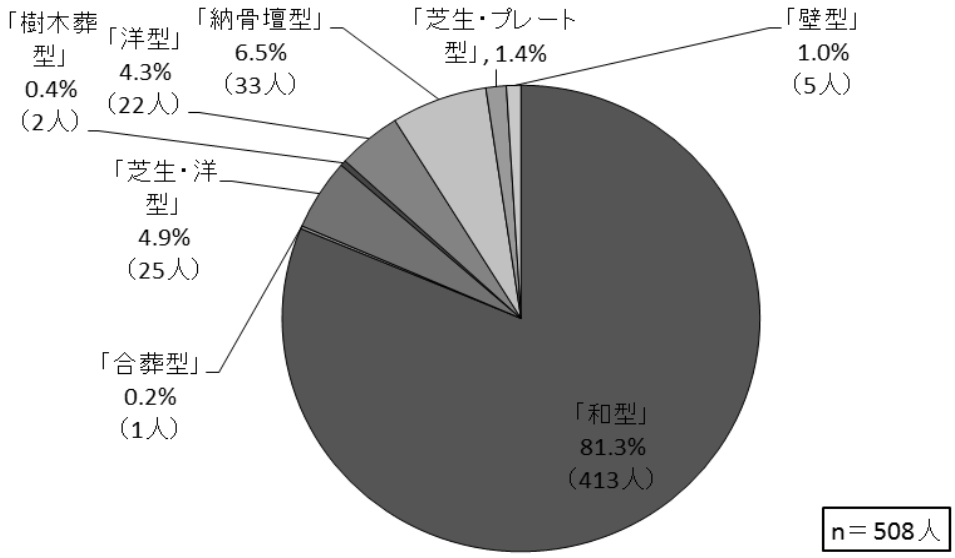

【居住地別】

各居住地で「和型」を持っている人の割合が最も多いが、福岡市は「納骨壇型」（28.4%）が他の居住地よりも多い。

	全体　508人	「和型」	「合葬型」	「芝生・洋型」	「樹木葬型」	「洋型」	「納骨壇型」	「芝生・プレート型」	「壁型」
さいたま市	101人	81.2%	−	6.9%	−	8.9%	−	2.0%	1.0%
名古屋市	105人	91.4%	−	2.9%	−	1.0%	1.9%	1.9%	1.0%
大阪市	97人	82.5%	1.0%	9.3%	1.0%	2.1%	4.1%	−	−
岡山市	124人	88.7%	−	2.4%	−	3.2%	3.2%	1.6%	0.8%
福岡市	81人	55.6%	−	3.7%	1.2%	7.4%	28.4%	1.2%	2.5%

【続柄別】【墓地の所有別】

続柄別、墓地の所有別では、では、特に大きな差は見られない。

	全体　508人	「和型」	「合葬型」	「芝生・洋型」	「樹木葬型」	「洋型」	「納骨壇型」	「芝生・プレート型」	「壁型」
長男	289人	82.7%	−	5.5%	0.3%	4.5%	4.8%	0.7%	1.4%
長男以外	62人	82.3%	1.6%	4.8%	−	4.8%	4.8%	1.6%	−
長女	103人	78.6%	−	4.9%	−	3.9%	10.7%	1.0%	1.0%
長女以外	54人	77.8%	−	1.9%	1.9%	3.7%	9.3%	5.6%	−

	全体　508人	「和型」	「合葬型」	「芝生・洋型」	「樹木葬型」	「洋型」	「納骨壇型」	「芝生・プレート型」	「壁型」
市内に所有している	258人	84.1%	−	4.3%	0.4%	3.5%	7.4%	−	0.4%
市外に所有している	250人	78.4%	0.4%	5.6%	0.4%	5.2%	5.6%	2.8%	1.6%

２．お墓参りの頻度

問6　1年間に何回お墓参りをしますか。（お答えは1つ）

【全体結果】

１年間のお墓参りの頻度で最も多いのは、「1 回」（35.8%）で、次いで、「3 回以上」（28.5%）、「2 回」（21.3%）となっている。

図 2.1　お墓参りの頻度

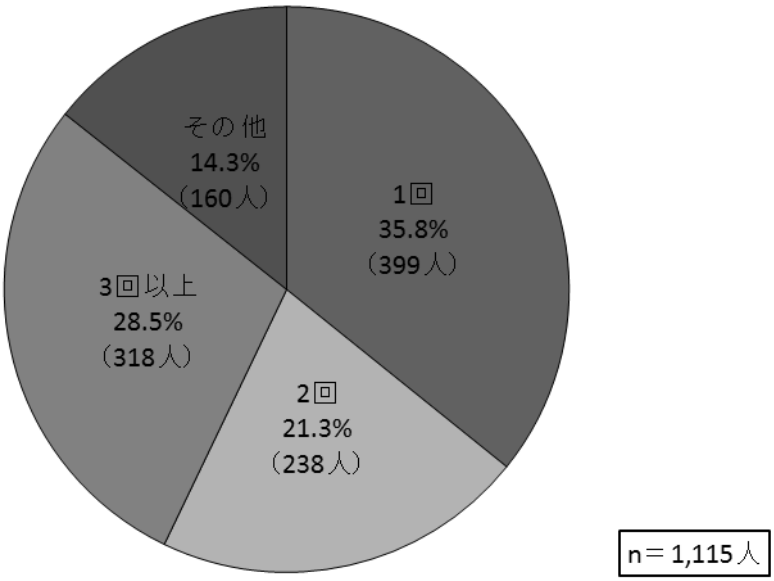

【居住地別】

居住地別でみると、岡山市の「3 回以上」（42.9%）が最も多い。

全体	さいたま市	名古屋市	大阪市	岡山市	福岡市
1,115	226	220	222	224	223

（人）

【続柄別】

続柄別では、特に大きさ差は見られない。

全体	長男	長男以外	長女	長女以外
1,115	502	179	298	136

（人）

【墓地の所有別】

墓地の所有別では、市内に所有しているの「3 回以上」（54.2%）の割合が最も多く、次いで、所有していないの「1 回」（44.9%）となっている。

全体	市内に所有している	市外に所有している	所有していない
1,115	277	270	568

（人）

３．ご家族やご親戚が亡くなった場合の平均追悼年数

問7　あなたのご家族やご親戚が亡くなった場合、追悼を平均して何年後までおこないますか。（お答えは1つ）

【全体結果】

平均追悼年数の割合で最も多いのは「30 年前後」（25.7%）で、次いで、「10 年前後」（24.4%）、「20 年前後」（16.2%）となっている。

図 3.1　平均追悼年数

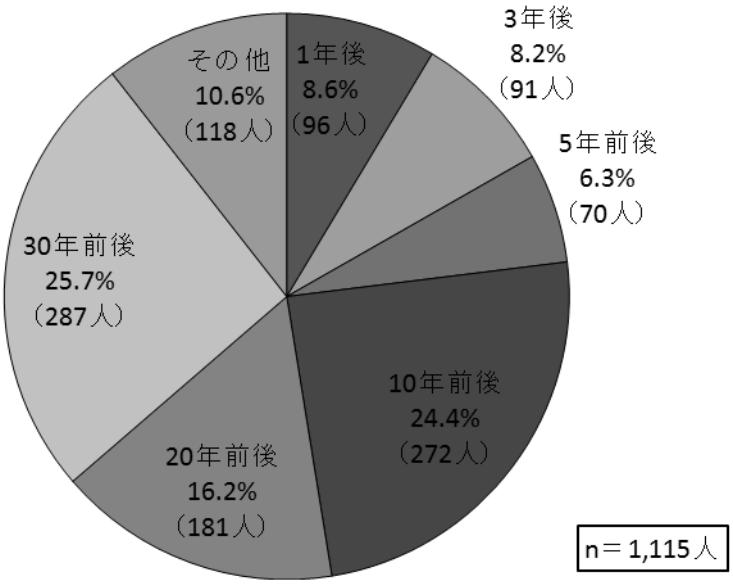

【居住地別】

居住地別では、福岡市の「30 年前後」（35.9%）の割合が最も多く、一方、福岡市の「5 年前後」（3.1%）が最も少ない。

全体	さいたま市	名古屋市	大阪市	岡山市	福岡市
1,115	226	220	222	224	223

（人）

【続柄別】

続柄別では、10 年以上追悼する割合で最も多いのは長女（72.5%）で、一方、長男以外（59.8%）が最も少ない。

全体	長男	長男以外	長女	長女以外
1,115	502	179	298	136

（人）

【墓地の所有別】

墓地の所有別では、特に大きな差は見られない。

全体	市内に所有している	市外に所有している	所有していない
1,115	277	270	568

（人）

４．墓地の承継者の有無

問8　あなたの世帯には墓地の承継者がいますか。（お答えは1つ）

【全体結果】

墓地の承継者の有無の割合では、「承継者はいる」と「承継者はいるが、負担はかけたくない」を合わせて 58.3%が承継者がいると答えている。

図 4.1　墓地の承継者の有無

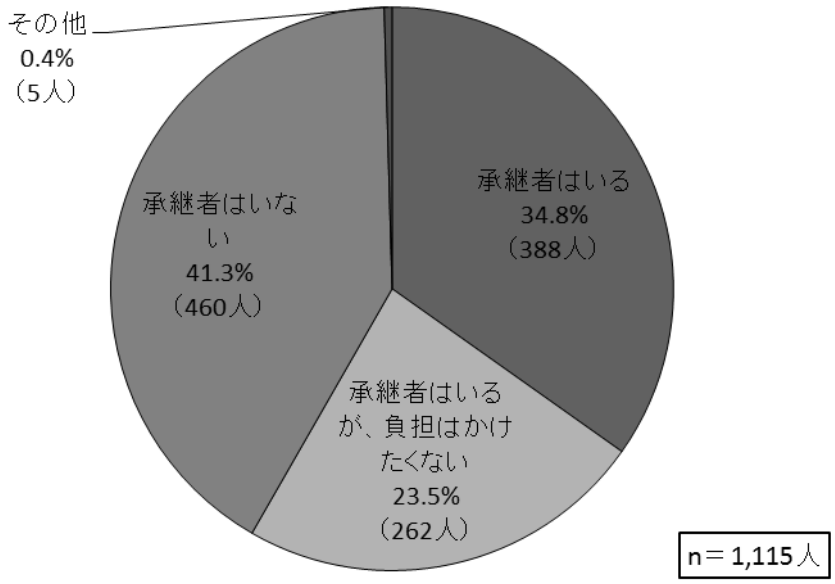

【居住地別】

居住地別では、特に大きな差は見られない。

全体	さいたま市	名古屋市	大阪市	岡山市	福岡市
1,115	226	220	222	224	223

（人）

【続柄別】

続柄別では、特に大きな差は見られない。

全体	長男	長男以外	長女	長女以外
1,115	502	179	298	136

（人）

【墓地の所有別】

墓地の所有別では、所有していないの「承継者はいない」（56.7%）の割合が最も多く、次いで、市内に所有しているの「承継者はいる」（54.9%）、市外に所有しているの「承継者はいる」（41.5%）となっている。

全体	市内に所有している	市外に所有している	所有していない
1,115	277	270	568

（人）

５．お墓の必要度

問9　現在、あなたの世帯はお墓を必要としていますか。（お答えは1つ）

【全体結果】

お墓の必要度の割合では、「必要としていない」（53.5%）が最も多く、次いで、「どちらともいえない」（29.6%）、「必要としている」（17.0%）となっている。

図 5.1　お墓の必要度

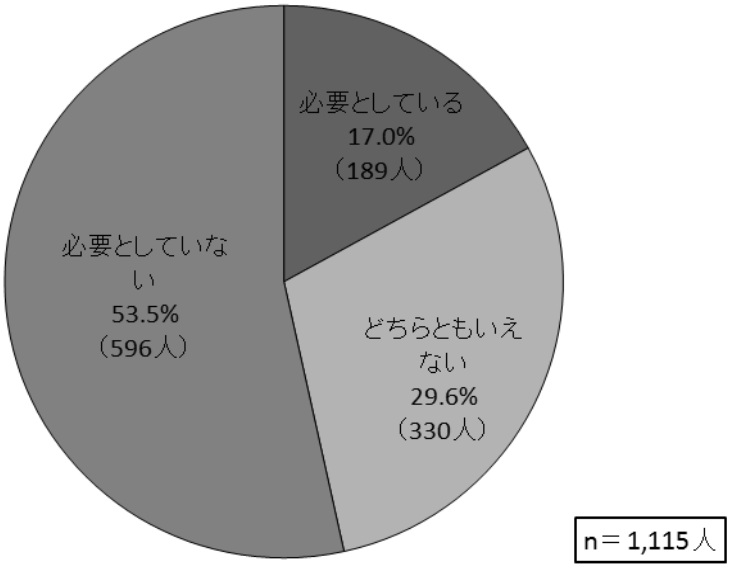

【居住地別】

居住地別では、「必要としている」の割合が最も多いのは岡山市（22.3%）となっていて、「必要としていない」では名古屋市（55.9%）が最も多い。

全体	さいたま市	名古屋市	大阪市	岡山市	福岡市
1,115	226	220	222	224	223

（人）

【続柄別】

続柄別では、「必要としている」の割合が最も多いのは長男（18.5%）となっていて、「必要としていない」では長女以外（61.8%）となっている。

全体	長男	長男以外	長女	長女以外
1,115	502	179	298	136

（人）

【墓地の所有別】

墓地の所有別では、「必要としている」の割合が最も多いのは市内に所有している（22.7%）となっていて、一方、所有していない（13.4%）が最も少ない。

全体	市内に所有している	市外に所有している	所有していない
1,115	277	270	568

（人）

６．希望するお墓の形態

問10　お墓はどのような形式のものがよいですか。良いと思う形式を3位までお答えください。
（お答えはそれぞれ1つ）

【全体結果】

希望するお墓の形態で１位から３位の合計の割合で見ると、最も多いのは「和型」（81.0%）で、次いで、「芝生・洋型」（56.1%）、「洋型」（52.9%）となっている。１位で最も多いのは「和型」（65.1%）で、2位では「洋型」（27.5%）、３位では「芝生・洋型」（21.7%）となっている。

図 6.1　希望するお墓の形態

		1位	2位	3位	1位～3位の計
1	「和型」	65.1% （123人）	9.0% （17人）	6.9% （13人）	81.0%
2	「合葬型」	5.3% （10人）	11.1% （21人）	5.3% （10人）	21.7%
3	「芝生・洋型」	7.9% （15人）	26.5% （50人）	21.7% （41人）	56.1%
4	「樹木葬型」	3.2% （6人）	4.8% （9人）	7.9% （15人）	15.9%
5	「洋型」	4.8% （9人）	27.5% （52人）	20.6% （39人）	52.9%
6	「納骨壇型」	10.1% （19人）	7.9% （15人）	14.8% （28人）	32.8%
7	「芝生・プレート型」	2.1% （4人）	7.9% （15人）	10.6% （20人）	20.6%
8	「壁型」	1.6% （3人）	5.3% （10人）	12.2% （23人）	19.0%

【居住地別】

居住地別では、各地域全てで「和型」を１位と回答しているが、２位と３位の回答では、さいたま市は「芝生・洋型」（33.3%）・「洋型」（25.0%）で、名古屋市は「芝生・洋型」（27.3%）・「洋型」（33.3%）で、大阪市は「芝生・洋型」（35.5%）・「芝生・洋型」（41.9%）で、岡山市は「洋型」（40.0%）、「芝生・洋型」/「納骨壇型」（20.0%）で、福岡市は「洋型」（30.8%）・「納骨壇型」（20.5%）となっている。

表 1.1　希望するお墓の形態（居住地別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
さいたま市 対象者:36人	1	「和型」	52.8%	11.1%	11.1%	75.0%
	2	「合葬型」	5.6%	8.3%	8.3%	22.2%
	3	「芝生・洋型」	11.1%	33.3%	16.7%	61.1%
	4	「樹木葬型」	5.6%	11.1%	2.8%	19.4%
	5	「洋型」	13.9%	19.4%	25.0%	58.3%
	6	「納骨壇型」	8.3%	－	13.9%	22.2%
	7	「芝生・プレート型」	2.8%	11.1%	11.1%	25.0%
	8	「壁型」	－	5.6%	11.1%	16.7%
名古屋市 対象者:33人	1	「和型」	72.7%	6.1%	6.1%	84.8%
	2	「合葬型」	－	24.2%	6.1%	30.3%
	3	「芝生・洋型」	6.1%	27.3%	15.2%	48.5%
	4	「樹木葬型」	3.0%	－	12.1%	15.2%
	5	「洋型」	－	15.2%	33.3%	48.5%
	6	「納骨壇型」	15.2%	15.2%	9.1%	39.4%
	7	「芝生・プレート型」	－	6.1%	12.1%	18.2%
	8	「壁型」	3.0%	6.1%	6.1%	15.2%
大阪市 対象者:31人	1	「和型」	74.2%	9.7%	3.2%	87.1%
	2	「合葬型」	12.9%	6.5%	3.2%	22.6%
	3	「芝生・洋型」	3.2%	35.5%	41.9%	80.6%
	4	「樹木葬型」	－	6.5%	－	6.5%
	5	「洋型」	－	25.8%	25.8%	51.6%
	6	「納骨壇型」	3.2%	9.7%	6.5%	19.4%
	7	「芝生・プレート型」	3.2%	－	6.5%	9.7%
	8	「壁型」	3.2%	6.5%	12.9%	22.6%
岡山市 対象者:50人	1	「和型」	78.0%	8.0%	6.0%	92.0%
	2	「合葬型」	8.0%	10.0%	2.0%	20.0%
	3	「芝生・洋型」	2.0%	22.0%	20.0%	44.0%
	4	「樹木葬型」	2.0%	2.0%	6.0%	10.0%
	5	「洋型」	4.0%	40.0%	16.0%	60.0%
	6	「納骨壇型」	6.0%	8.0%	20.0%	34.0%
	7	「芝生・プレート型」	－	6.0%	14.0%	20.0%
	8	「壁型」	－	4.0%	16.0%	20.0%
福岡市 対象者39人	1	「和型」	46.2%	10.3%	7.7%	64.1%
	2	「合葬型」	－	7.7%	7.7%	15.4%
	3	「芝生・洋型」	17.9%	17.9%	17.9%	53.8%
	4	「樹木葬型」	5.1%	5.1%	17.9%	28.2%
	5	「洋型」	5.1%	30.8%	7.7%	43.6%
	6	「納骨壇型」	17.9%	7.7%	20.5%	46.2%
	7	「芝生・プレート型」	5.1%	15.4%	7.7%	28.2%
	8	「壁型」	2.6%	5.1%	12.8%	20.5%

対象者:人/回答:%

【続柄別】

続柄別では、各続柄全てで「和型」を１位と回答しているが、２位と３位の回答では、長男は「芝生・洋型」（30.1%）・「洋型」（22.6%）で、長男以外は「洋型」（29.0%）・「芝生・洋型」（29.0%）で、長女は「洋型」（27.9%）・「芝生・洋型」（25.6%）で、長女以外は「芝生・洋型」/「洋型」/「芝生・プレート型」（22.7%）・「芝生・洋型」・「洋型」・「納骨壇型」（22.7%）となっている。

表 1.2　希望するお墓の形態（続柄別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
長男 対象者：93人	1	「和型」	71.0%	8.6%	7.5%	87.1%
	2	「合葬型」	4.3%	7.5%	6.5%	18.3%
	3	「芝生・洋型」	4.3%	30.1%	17.2%	51.6%
	4	「樹木葬型」	1.1%	5.4%	6.5%	12.9%
	5	「洋型」	6.5%	28.0%	22.6%	57.0%
	6	「納骨壇型」	11.8%	6.5%	14.0%	32.3%
	7	「芝生・プレート型」	1.1%	5.4%	10.8%	17.2%
	8	「壁型」	－	8.6%	15.1%	23.7%
長男以外 対象者：31人	1	「和型」	58.1%	12.9%	9.7%	80.6%
	2	「合葬型」	6.5%	12.9%	3.2%	22.6%
	3	「芝生・洋型」	9.7%	19.4%	29.0%	58.1%
	4	「樹木葬型」	6.5%	3.2%	6.5%	16.1%
	5	「洋型」	6.5%	29.0%	19.4%	54.8%
	6	「納骨壇型」	9.7%	6.5%	16.1%	32.3%
	7	「芝生・プレート型」	3.2%	12.9%	3.2%	19.4%
	8	「壁型」	－	3.2%	12.9%	16.1%
長女 対象者：43人	1	「和型」	62.8%	9.3%	4.7%	76.7%
	2	「合葬型」	9.3%	18.6%	4.7%	32.6%
	3	「芝生・洋型」	11.6%	25.6%	25.6%	62.8%
	4	「樹木葬型」	－	7.0%	11.6%	18.6%
	5	「洋型」	2.3%	27.9%	16.3%	46.5%
	6	「納骨壇型」	7.0%	9.3%	11.6%	27.9%
	7	「芝生・プレート型」	2.3%	2.3%	18.6%	23.3%
	8	「壁型」	4.7%	－	7.0%	11.6%
長女以外 対象者：22人	1	「和型」	54.5%	4.5%	4.5%	63.6%
	2	「合葬型」	－	9.1%	4.5%	13.6%
	3	「芝生・洋型」	13.6%	22.7%	22.7%	59.1%
	4	「樹木葬型」	13.6%	－	9.1%	22.7%
	5	「洋型」	－	22.7%	22.7%	45.5%
	6	「納骨壇型」	9.1%	13.6%	22.7%	45.5%
	7	「芝生・プレート型」	4.5%	22.7%	4.5%	31.8%
	8	「壁型」	4.5%	4.5%	9.1%	18.2%

対象者：人/回答：%

【墓地の所有別】

墓地の所有別では、全てで「和型」を１位と回答しているが、２位と３位の回答では、市内に所有しているは「芝生・洋型」/「洋型」（30.2%）・「洋型」（25.4%）で、市外に所有しているは「洋型」（34.0%）・「芝生・洋型」（24.0%）で、所有していないは「芝生・洋型」（27.6%）・「芝生・洋型」/「洋型」（19.7%）となっている。

表 1.3　希望するお墓の形態（墓地の所有別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
市内に所有している 対象者：63人	1	「和型」	73.0%	6.3%	7.9%	87.3%
	2	「合葬型」	3.2%	12.7%	1.6%	17.5%
	3	「芝生・洋型」	3.2%	30.2%	22.2%	55.6%
	4	「樹木葬型」	6.3%	3.2%	6.3%	15.9%
	5	「洋型」	6.3%	30.2%	25.4%	61.9%
	6	「納骨壇型」	6.3%	4.8%	14.3%	25.4%
	7	「芝生・プレート型」	－	4.8%	9.5%	14.3%
	8	「壁型」	1.6%	7.9%	12.7%	22.2%
市外に所有している 対象者：50人	1	「和型」	64.0%	12.0%	8.0%	84.0%
	2	「合葬型」	4.0%	8.0%	4.0%	16.0%
	3	「芝生・洋型」	10.0%	20.0%	24.0%	54.0%
	4	「樹木葬型」	－	6.0%	6.0%	12.0%
	5	「洋型」	8.0%	34.0%	16.0%	58.0%
	6	「納骨壇型」	12.0%	10.0%	20.0%	42.0%
	7	「芝生・プレート型」	2.0%	4.0%	14.0%	20.0%
	8	「壁型」	－	6.0%	8.0%	14.0%
所有していない 対象者：76人	1	「和型」	59.2%	9.2%	5.3%	73.7%
	2	「合葬型」	7.9%	11.8%	9.2%	28.9%
	3	「芝生・洋型」	10.5%	27.6%	19.7%	57.9%
	4	「樹木葬型」	2.6%	5.3%	10.5%	18.4%
	5	「洋型」	1.3%	21.1%	19.7%	42.1%
	6	「納骨壇型」	11.8%	9.2%	11.8%	32.9%
	7	「芝生・プレート型」	3.9%	13.2%	9.2%	26.3%
	8	「壁型」	2.6%	2.6%	14.5%	19.7%

対象者：人/回答：%

7．お墓が必要な理由

問11　お墓が必要な理由として最もあてはまるものをお選びください。（お答えは1つ）

【全体結果】

お墓を必要としている189人の必要理由の割合では、「遺骨はないが、将来のために用意したい」（70.9%）が最も多く、次いで、「現在ある墓地を別の所に移したい」（15.9%）、「埋葬していない遺骨がある」（10.6%）となっている。

図 7.1　お墓が必要な理由

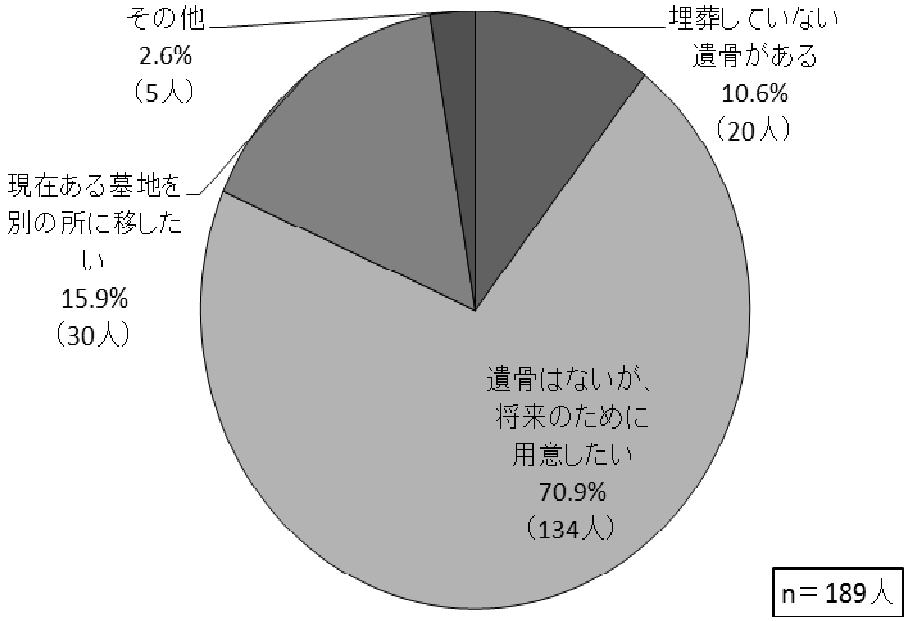

【居住地別】

居住地別では、「埋葬していない遺骨がある」で最も多いのは大阪市（19.4%）で、「遺骨はないが、将来のために用意したい」では岡山市（76.0%）で、「現在ある墓地を別の所に移したい」では福岡市（23.1%）となっている。

全体	さいたま市	名古屋市	大阪市	岡山市	福岡市
189	36	33	31	50	39

（人）

【続柄別】

続柄別では、「遺骨はないが、将来のために用意したい」は長女（83.7%）・長男以外（80.6%）に対して長女以外（68.2%）・長男（62.4%）となっている。「現在ある墓地を別の所に移したい」は長女以外（22.7%）・長男（21.5%）に対して長男以外（9.7%）・長女（4.7%）となっている。

全体	長男	長男以外	長女	長女以外
189	93	31	43	22

（人）

【墓地の所有別】

墓地の所有別では、「遺骨はないが、将来のために用意したい」は所有していない（85.5%）が最も多く、「現在ある墓地を別の所に移したい」は市外に所有しているが最も多くなっている。

全体	市内に所有している	市外に所有している	所有していない
189	63	50	76

（人）

８．お墓を必要とする時期

問12　お墓を必要とする時期はいつ頃ですか。（お答えは1つ）

【全体結果】

お墓を必要としている 189 人の必要時期の割合では、「時期は決めていない」（77.8%）が最も多く、次いで、「10 年以内」（9.0%）、「5 年以内」（7.4%%）となっている。

図 8.1　お墓を必要とする時期

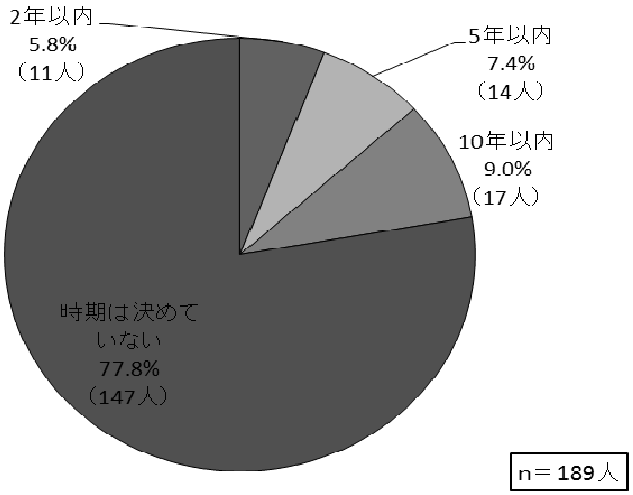

【居住地別】

居住地別では、「2 年以内」・「5 年以内」・「10 年以内」の合計で最も多いのは福岡市（38.4%）となっている。

全体	さいたま市	名古屋市	大阪市	岡山市	福岡市
189	36	33	31	50	39

（人）

【続柄別】

居住地別では、「2 年以内」・「5 年以内」・「10 年以内」の合計で最も多いのは長男以外（38.7%）となっていて、一方、長女（11.6%）が最も少ない。

全体	長男	長男以外	長女	長女以外
189	93	31	43	22

（人）

【墓地の所有別】

墓地の所有別では、「2 年以内」・「5 年以内」・「10 年以内」の合計で最も多いのは所有していない（28.9%）となって、一方、市外に所有している（14.0%）が最も少ない。

全体	市内に所有している	市外に所有している	所有していない
189	63	50	76

（人）

９．お墓に一緒に入る人

問14　あなたは、お墓にどのような人と一緒に入ることを考えていますか。あてはまる人をすべてお選びください。 （お答えはいくつでも）

【全体結果】

お墓にどのような人と一緒に入るかについては、「配偶者」（53.5%）が最も多く、次いで、「身近な家族」（28.8%）、「こだわらない」（25.6%）となっている。

図 9.1　お墓に一緒に入る人

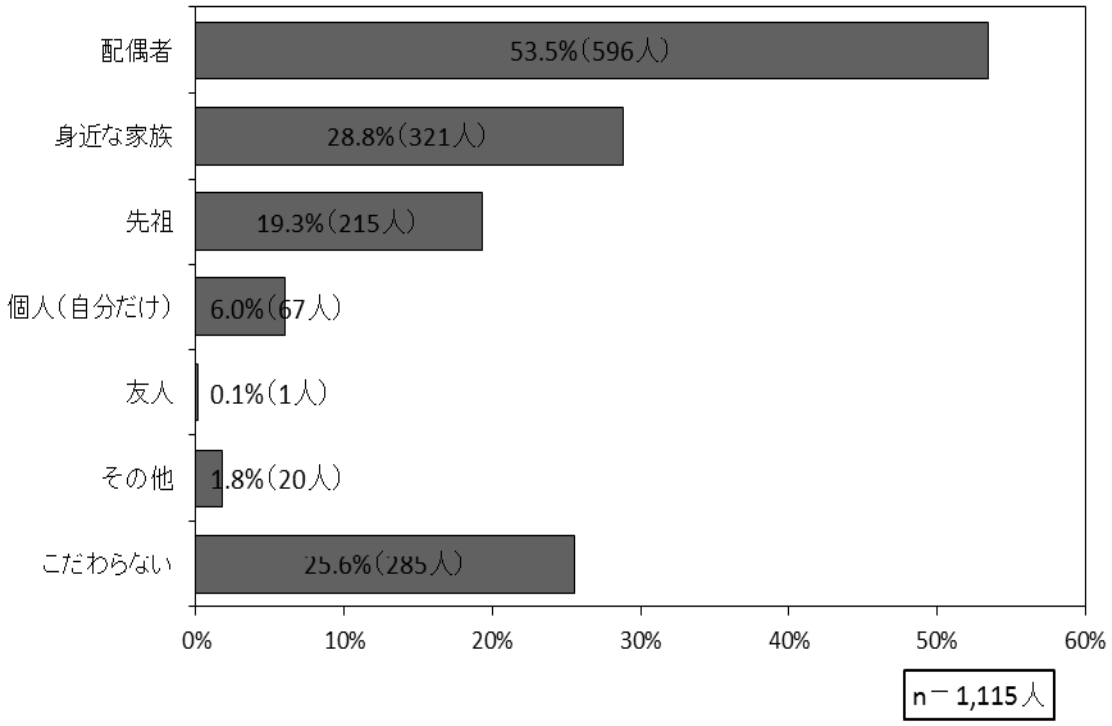

【居住地別】

居住地別では、大阪市は「配偶者」（43.7%）・「身近な家族」（24.3%）・「先祖」（16.7%）は他の地区の割合よりも少ないが、「個人（自分だけ）」（8.1%）・「こだわらない」（34.2%）の割合は多い。

表 9.1　お墓に一緒に入る人（居住地別）

	対象者	さいたま市	名古屋市	大阪市	岡山市	福岡市
対象者	1115	226	220	222	224	223
配偶者	596	57.5%	51.4%	43.7%	59.4%	55.2%
身近な家族	321	31.9%	25.9%	24.3%	27.7%	34.1%
先祖	215	21.2%	16.8%	16.7%	22.8%	18.8%
個人（自分だけ）	67	4.0%	5.5%	8.1%	5.8%	6.7%
友人	1	−	0.5%	−	−	−
その他	20	1.3%	1.4%	2.7%	1.8%	1.8%
こだわらない	285	23.9%	28.6%	34.2%	19.6%	21.5%

対象者：人／回答：%

【続柄別】

続柄別では、長男は「配偶者」（57.0%）・「身近な家族」（30.5%）・「先祖」（24.7%）は他の続柄の割合よりも多いが、「個人（自分だけ）」は長女以外（8.8%）、「こだわらない」は長男以外（34.1%）の割合が最も多い。

表 9.2　お墓に一緒に入る人（続柄別）

	対象者	長男	長男以外	長女	長女以外
対象者	1115	502	179	298	136
配偶者	596	57.0%	50.3%	48.7%	55.1%
身近な家族	321	30.5%	25.1%	30.2%	24.3%
先祖	215	24.7%	16.2%	12.4%	18.4%
個人（自分だけ）	67	4.8%	5.6%	7.0%	8.8%
友人	1	−	−	0.3%	−
その他	20	1.2%	−	4.0%	1.5%
こだわらない	285	24.3%	34.1%	25.5%	19.1%

対象者：人／回答：%

【墓地の所有別】

墓地の所有別では、市内に所有しているは「配偶者」（62.1%）・「身近な家族」（37.2%）・「先祖」（30.3%）は他の地区の割合よりも多く、所有していないは「個人（自分だけ）」（7.6%）・「こだわらない」（33.8%）の割合が他よりも多い。

表 9.3　お墓に一緒に入る人（墓地の所有別）

	全体	市内に所有している	市外に所有している	所有していない
全体	1115	277	270	568
配偶者	596	62.1%	61.9%	45.2%
身近な家族	321	37.2%	34.1%	22.2%
先祖	215	30.3%	29.3%	9.2%
個人（自分だけ）	67	4.3%	4.4%	7.6%
友人	1	0.4%	−	−
その他	20	2.5%	1.9%	1.4%
こだわらない	285	15.2%	18.9%	33.8%

対象者：人／回答：%

１０．お墓を選ぶ時に考慮・基準にする点

問15　あなたが、お墓を選ぶ、または新たに選ぶとしたら、考慮・基準とする点について優先する順位をお答えください。（お答えはそれぞれ1つ）

【全体結果】

お墓を選ぶ時に考慮・基準にする点で１位から３位の合計の割合で見ると、最も多いのは「価格」（69.5%）で、次いで、「自宅からの距離」（64.7%）、「交通の便」（54.0%）となっている。１位で最も多いのは「価格」（31.7%）で、２位では「自宅からの距離」（26.0%）、３位では「管理状況」（21.2%）となっている。

図 10.1　お墓を選ぶ時に考慮・基準にする点

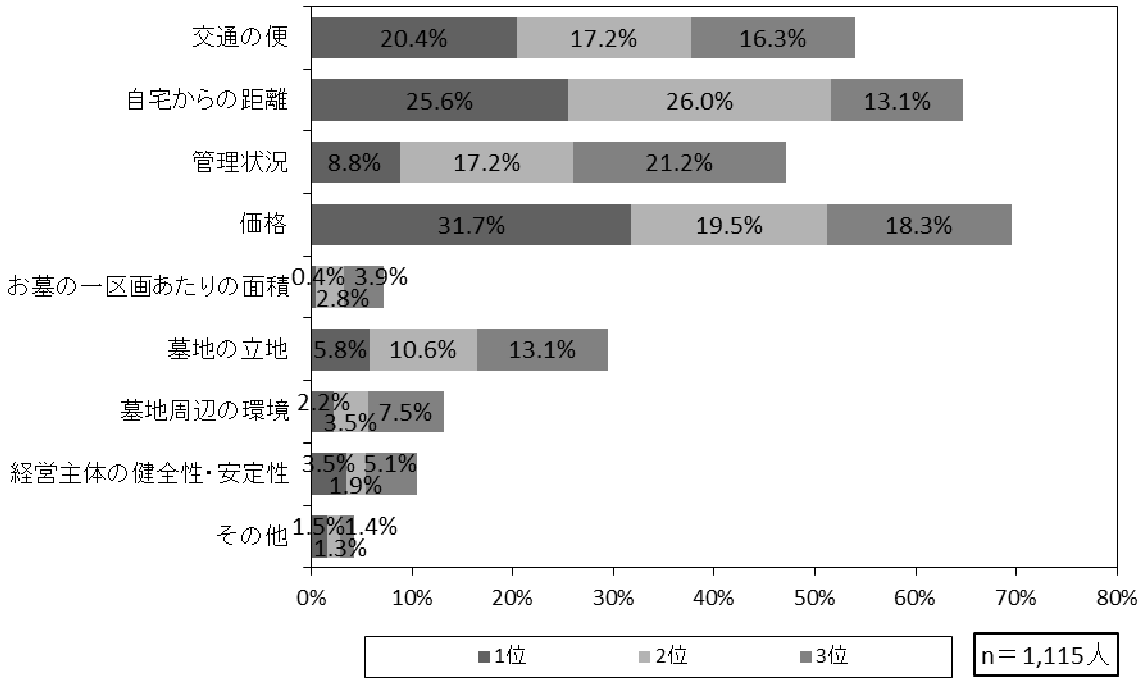

		1位	2位	3位	1位～3位の計
1	交通の便	20.4%（228人）	17.2%（192人）	16.3%（182人）	54.0%
2	自宅からの距離	25.6%（285人）	26.0%（290人）	13.1%（146人）	64.7%
3	管理状況	8.8%（98人）	17.2%（192人）	21.2%（236人）	47.2%
4	価格	31.7%（354人）	19.5%（217人）	18.3%（204人）	69.5%
5	お墓の一区画あたりの面積	0.4%（5人）	2.8%（31人）	3.9%（44人）	7.2%
6	墓地の立地	5.8%（65人）	10.6%（118人）	13.1%（146人）	29.5%
7	墓地周辺の環境	2.2%（24人）	3.5%（39人）	7.5%（84人）	13.2%
8	経営主体の健全性・安定性	3.5%（39人）	1.9%（21人）	5.1%（57人）	10.5%
9	その他	1.5%（17人）	1.5%（15人）	1.4%（16人）	4.3%

【居住地別】

居住地別では、岡山市以外は「価格」を１位と回答しているが、２位と３位の回答では、さいたま市は「自宅からの距離」（26.1%）・「管理状況」（22.6%）で、名古屋市は「自宅からの距離」（28.2%）・「管理状況」（18.6%）で、大阪市は「自宅からの距離」（27.5%）・「交通の便」（23.0%）で、岡山市は「価格」（24.1%）・「墓地の立地」（20.1%）で、福岡市は「自宅からの距離」（26.5%）・「管理状況」（23.8%）となっている。

表 10.1　お墓を選ぶ時に考慮・基準にする点（居住地別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
さいたま市 対象者:226人	1	交通の便	20.4%	20.4%	15.5%	56.2%
	2	自宅からの距離	27.9%	26.1%	12.4%	66.4%
	3	管理状況	7.1%	17.3%	22.6%	46.9%
	4	価格	30.5%	19.0%	19.9%	69.5%
	5	お墓の一区画あたりの面積	0.9%	2.2%	5.8%	8.8%
	6	墓地の立地	6.2%	9.3%	11.5%	27.0%
	7	墓地周辺の環境	2.2%	3.1%	6.2%	11.5%
	8	経営主体の健全性・安定性	3.5%	1.8%	5.3%	10.6%
	9	その他	1.3%	0.9%	0.9%	3.1%
名古屋市 対象者:220人	1	交通の便	20.9%	15.5%	15.5%	51.8%
	2	自宅からの距離	23.6%	28.2%	12.7%	64.5%
	3	管理状況	8.2%	16.4%	18.6%	43.2%
	4	価格	36.4%	18.6%	17.7%	72.7%
	5	お墓の一区画あたりの面積	－	3.6%	3.6%	7.3%
	6	墓地の立地	3.6%	11.8%	12.3%	27.7%
	7	墓地周辺の環境	2.3%	2.3%	9.5%	14.1%
	8	経営主体の健全性・安定性	3.2%	1.4%	7.3%	11.8%
	9	その他	1.8%	2.3%	2.7%	6.8%
大阪市 対象者:222人	1	交通の便	23.4%	18.0%	23.0%	64.4%
	2	自宅からの距離	25.2%	27.5%	11.3%	64.0%
	3	管理状況	7.2%	17.6%	21.6%	46.4%
	4	価格	32.4%	15.3%	20.7%	68.5%
	5	お墓の一区画あたりの面積	－	3.6%	1.4%	5.0%
	6	墓地の立地	5.4%	9.0%	9.9%	24.3%
	7	墓地周辺の環境	1.4%	4.5%	6.8%	12.6%
	8	経営主体の健全性・安定性	3.6%	3.2%	4.1%	10.8%
	9	その他	1.4%	1.4%	1.4%	4.1%
岡山市 対象者:224人	1	交通の便	14.7%	17.0%	11.6%	43.3%
	2	自宅からの距離	33.5%	21.9%	13.4%	68.8%
	3	管理状況	8.5%	15.6%	19.2%	43.3%
	4	価格	26.3%	24.1%	17.9%	68.3%
	5	お墓の一区画あたりの面積	0.9%	1.8%	4.0%	6.7%
	6	墓地の立地	8.0%	12.9%	20.1%	41.1%
	7	墓地周辺の環境	2.2%	3.6%	9.4%	15.2%
	8	経営主体の健全性・安定性	4.0%	2.2%	3.6%	9.8%
	9	その他	1.8%	0.9%	0.9%	3.6%
福岡市 対象者:223人	1	交通の便	22.9%	15.2%	16.1%	54.3%
	2	自宅からの距離	17.5%	26.5%	15.7%	59.6%
	3	管理状況	13.0%	19.3%	23.8%	56.1%
	4	価格	33.2%	20.2%	15.2%	68.6%
	5	お墓の一区画あたりの面積	0.4%	2.7%	4.9%	8.1%
	6	墓地の立地	5.8%	9.9%	11.7%	27.4%
	7	墓地周辺の環境	2.7%	4.0%	5.8%	12.6%
	8	経営主体の健全性・安定性	3.1%	0.9%	5.4%	9.4%
	9	その他	1.3%	1.3%	1.3%	4.0%

対象者:人/回答:%

【続柄別】

続柄別では、全てで「価格」を１位と回答しているが、２位と３位の回答では、長男は「自宅からの距離」（25.3%）・「管理状況」（21.7%）で、長男以外は「価格」（22.3%）・「管理状況」（20.7%）で、長女は「自宅からの距離」（28.5%）・「価格」（20.5%）で、長女以外は「自宅からの距離」（30.9%）・「管理状況」（25.0%）となっている。

表 10.2　お墓を選ぶ時に考慮・基準にする点（続柄別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
長男 対象者:502人	1	交通の便	17.3%	17.3%	14.7%	49.4%
	2	自宅からの距離	28.5%	25.3%	12.9%	66.7%
	3	管理状況	11.2%	18.1%	21.7%	51.0%
	4	価格	30.5%	18.1%	18.7%	67.3%
	5	お墓の一区画あたりの面積	0.6%	4.0%	5.2%	9.8%
	6	墓地の立地	6.0%	11.4%	14.3%	31.7%
	7	墓地周辺の環境	2.2%	2.8%	6.8%	11.8%
	8	経営主体の健全性・安定性	3.0%	2.4%	5.0%	10.4%
	9	その他	0.8%	0.6%	0.6%	2.0%
長男以外 対象者:179人	1	交通の便	25.1%	17.3%	17.9%	60.3%
	2	自宅からの距離	19.0%	20.1%	14.5%	53.6%
	3	管理状況	6.7%	17.9%	20.7%	45.3%
	4	価格	30.7%	22.3%	14.0%	67.0%
	5	お墓の一区画あたりの面積	－	3.9%	3.9%	7.8%
	6	墓地の立地	7.3%	8.9%	14.0%	30.2%
	7	墓地周辺の環境	3.4%	5.6%	7.3%	16.2%
	8	経営主体の健全性・安定性	5.0%	1.1%	5.0%	11.2%
	9	その他	2.8%	2.8%	2.8%	8.4%
長女 対象者:298人	1	交通の便	18.8%	16.1%	19.8%	54.7%
	2	自宅からの距離	26.2%	28.5%	12.4%	67.1%
	3	管理状況	7.4%	15.4%	18.8%	41.6%
	4	価格	32.9%	20.8%	20.5%	74.2%
	5	お墓の一区画あたりの面積	0.7%	1.0%	2.0%	3.7%
	6	墓地の立地	6.4%	10.1%	10.1%	26.5%
	7	墓地周辺の環境	1.7%	3.4%	8.7%	13.8%
	8	経営主体の健全性・安定性	3.4%	2.3%	5.0%	10.7%
	9	その他	2.7%	2.3%	2.7%	7.7%
長女以外 対象者:136人	1	交通の便	29.4%	19.1%	12.5%	61.0%
	2	自宅からの距離	22.1%	30.9%	13.2%	66.2%
	3	管理状況	5.9%	16.9%	25.0%	47.8%
	4	価格	35.3%	17.6%	17.6%	70.6%
	5	お墓の一区画あたりの面積	－	0.7%	3.7%	4.4%
	6	墓地の立地	2.2%	11.0%	14.0%	27.2%
	7	墓地周辺の環境	1.5%	3.7%	8.1%	13.2%
	8	経営主体の健全性・安定性	3.7%	－	5.9%	9.6%
	9	その他	－	－	－	－

対象者:人/回答:%

【墓地の所有別】

墓地の所有別の１位から３位は、市内に所有しているは「自宅からの距離」（37.9%）・「自宅からの距離」（23.8%）・「管理状況」（20.2%）で、市外に所有しているは「価格」（28.9%）・「自宅からの距離」（26.3%）・「管理状況」（20.4%）で、所有していないは「価格」（38.4%）・「自宅からの距離」（26.9%）・「管理状況」（22.0%）となっている。

表 10.3　お墓を選ぶ時に考慮・基準にする点（墓地の所有別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
市内に所有している 対象者：277人	1	交通の便	18.8%	19.5%	14.4%	52.7%
	2	自宅からの距離	37.9%	23.8%	11.6%	73.3%
	3	管理状況	7.6%	15.9%	20.2%	43.7%
	4	価格	20.9%	22.0%	19.1%	62.1%
	5	お墓の一区画あたりの面積	1.1%	2.5%	5.4%	9.0%
	6	墓地の立地	6.1%	8.7%	13.7%	28.5%
	7	墓地周辺の環境	2.5%	3.6%	10.5%	16.6%
	8	経営主体の健全性・安定性	3.2%	3.2%	4.3%	10.8%
	9	その他	1.8%	0.7%	0.7%	3.2%
市外に所有している 対象者：270人	1	交通の便	24.1%	17.0%	15.6%	56.7%
	2	自宅からの距離	24.8%	26.3%	11.1%	62.2%
	3	管理状況	10.4%	17.4%	20.4%	48.1%
	4	価格	28.9%	18.1%	18.9%	65.9%
	5	お墓の一区画あたりの面積	－	3.7%	5.6%	9.3%
	6	墓地の立地	6.7%	13.0%	15.6%	35.2%
	7	墓地周辺の環境	1.5%	2.6%	7.4%	11.5%
	8	経営主体の健全性・安定性	3.0%	0.7%	4.4%	8.1%
	9	その他	0.7%	1.1%	1.1%	3.0%
所有していない 対象者：568人	1	交通の便	19.5%	16.2%	17.6%	53.3%
	2	自宅からの距離	19.9%	26.9%	14.8%	61.6%
	3	管理状況	8.6%	17.8%	22.0%	48.4%
	4	価格	38.4%	18.8%	17.6%	74.8%
	5	お墓の一区画あたりの面積	0.4%	2.5%	2.5%	5.3%
	6	墓地の立地	5.3%	10.4%	11.6%	27.3%
	7	墓地周辺の環境	2.3%	3.9%	6.2%	12.3%
	8	経営主体の健全性・安定性	3.9%	1.8%	5.8%	11.4%
	9	その他	1.8%	1.8%	1.9%	5.5%

対象者：人／回答：％

１１．希望するお墓の広さ

問16　近年、故人の祀る方の想いの変化ねどの理由から、お墓の広さが変わったり
また、壁面型墓所・納骨堂・合同式墓所などのお墓の形態に関心が寄せられています。
そこで、お墓を選ぶ場合の広さについて、優先する順位をお答えください。（お答えはそれぞれ1つ）

【全体結果】

希望するお墓の広さで１位から３位の合計の割合で見ると、最も多いのは「3 ㎡（約２畳）」（96.1%）で、次いで、「1.5 ㎡（約１畳）」（94.9%）、「お骨が納まればよい」（83.8%）となっている。１位で最も多いのは「お骨が納まればよい」（67.8%）で、２位では「1.5 ㎡（約１畳）」（70.6%）、３位では「3 ㎡（約２畳）」（67.2%）となっている。

図 11.1　希望するお墓の広さ

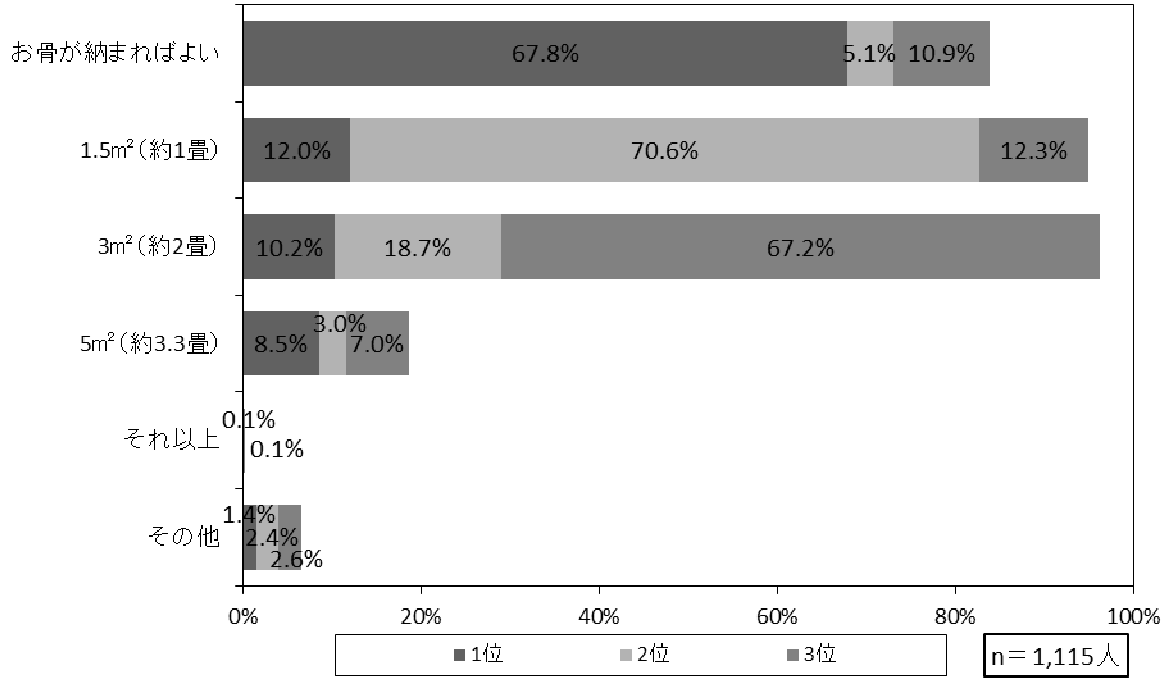

		1位	2位	3位	1位～3位の計
1	お骨が納まればよい	67.8%（756人）	5.1%（57人）	10.9%（121人）	83.8%
2	1.5㎡（約1畳）	12.0%（134人）	70.6%（787人）	12.3%（137人）	94.9%
3	3㎡（約2畳）	10.2%（114人）	18.7%（209人）	67.2%（749人）	96.1%
4	5㎡（約3.3畳）	8.5%（95人）	3.0%（34人）	7.0%（78人）	18.6%
5	それ以上	0%（0人）	0.1%（1人）	0.1%（1人）	0.2%
6	その他	1.4%（16人）	2.4%（27人）	2.6%（29人）	6.5%

【居住地別】

居住地別では、すべての地区で１位を「お骨が納まればよい」、２位を「1.5 ㎡（約１畳)」、３位を「3 ㎡（約２畳)」と回答している。

表 11.1　希望するお墓の広さ（居住地別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
さいたま市 対象者:226人	1	お骨が納まればよい	63.3%	5.3%	12.4%	81.0%
	2	1.5㎡(約1畳)	12.8%	68.6%	14.6%	96.0%
	3	3㎡(約2畳)	10.2%	22.1%	65.0%	97.3%
	4	5㎡(約3.3畳)	11.9%	2.2%	5.3%	19.5%
	5	それ以上	－	－	－	－
	6	その他	1.8%	1.8%	2.7%	6.2%
名古屋市 対象者:220人	1	お骨が納まればよい	74.1%	5.9%	8.6%	88.6%
	2	1.5㎡(約1畳)	13.6%	76.8%	4.5%	95.0%
	3	3㎡(約2畳)	9.1%	12.3%	75.9%	97.3%
	4	5㎡(約3.3畳)	2.3%	2.7%	8.2%	13.2%
	5	それ以上	－	－	－	－
	6	その他	0.9%	2.3%	2.7%	5.9%
大阪市 対象者:222人	1	お骨が納まればよい	72.5%	4.5%	12.6%	89.6%
	2	1.5㎡(約1畳)	13.1%	72.5%	8.6%	94.1%
	3	3㎡(約2畳)	9.0%	16.2%	69.8%	95.0%
	4	5㎡(約3.3畳)	3.6%	2.7%	5.9%	12.2%
	5	それ以上	－	－	－	－
	6	その他	1.8%	4.1%	3.2%	9.0%
岡山市 対象者:224人	1	お骨が納まればよい	59.4%	5.8%	9.8%	75.0%
	2	1.5㎡(約1畳)	8.9%	64.7%	21.0%	94.6%
	3	3㎡(約2畳)	13.8%	24.1%	58.5%	96.4%
	4	5㎡(約3.3畳)	16.5%	4.0%	9.4%	29.9%
	5	それ以上	－	－	－	－
	6	その他	1.3%	1.3%	1.3%	4.0%
福岡市 対象者:223人	1	お骨が納まればよい	70.0%	4.0%	10.8%	84.8%
	2	1.5㎡(約1畳)	11.7%	70.4%	12.6%	94.6%
	3	3㎡(約2畳)	9.0%	18.8%	66.8%	94.6%
	4	5㎡(約3.3畳)	8.1%	3.6%	6.3%	17.9%
	5	それ以上	－	0.4%	0.4%	0.9%
	6	その他	1.3%	2.7%	3.1%	7.2%

対象者:人/回答:％

【続柄別】

続柄別では、すべてで１位を「お骨が納まればよい」、２位を「1.5 ㎡（約１畳)」、３位を「3 ㎡（約２畳)」と回答している。

表 11.2　希望するお墓の広さ（続柄別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
長男 対象者:502人	1	お骨が納まればよい	60.6%	4.8%	12.5%	77.9%
	2	1.5㎡(約1畳)	13.3%	64.3%	16.9%	94.6%
	3	3㎡(約2畳)	12.4%	24.9%	60.0%	97.2%
	4	5㎡(約3.3畳)	13.1%	4.4%	8.8%	26.3%
	5	それ以上	－	－	0.2%	0.2%
	6	その他	0.6%	1.6%	1.6%	3.8%
長男以外 対象者:179人	1	お骨が納まればよい	67.0%	5.6%	10.6%	83.2%
	2	1.5㎡(約1畳)	11.2%	71.5%	10.1%	92.7%
	3	3㎡(約2畳)	11.7%	16.8%	66.5%	95.0%
	4	5㎡(約3.3畳)	6.7%	2.8%	8.4%	17.9%
	5	それ以上	－	－	－	－
	6	その他	3.4%	3.4%	4.5%	11.2%
長女 対象者:298人	1	お骨が納まればよい	77.2%	5.4%	8.7%	91.3%
	2	1.5㎡(約1畳)	11.1%	77.9%	6.4%	95.3%
	3	3㎡(約2畳)	7.0%	11.4%	76.5%	95.0%
	4	5㎡(約3.3畳)	2.3%	2.3%	5.0%	9.7%
	5	それ以上	－	0.3%	－	0.3%
	6	その他	2.3%	2.7%	3.4%	8.4%
長女以外 対象者:136人	1	お骨が納まればよい	75.0%	5.1%	9.6%	89.7%
	2	1.5㎡(約1畳)	10.3%	76.5%	11.0%	97.8%
	3	3㎡(約2畳)	7.4%	14.7%	74.3%	96.3%
	4	5㎡(約3.3畳)	7.4%	－	2.9%	10.3%
	5	それ以上	－	－	－	－
	6	その他	－	3.7%	2.2%	5.9%

対象者:人/回答:%

【墓地の所有別】

居住地別では、すべての地区で１位を「お骨が納まればよい」、２位を「1.5 ㎡（約１畳)」、３位を「3 ㎡（約２畳)」と回答している。

表 11.3　希望するお墓の広さ（墓地の所有別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
市内に所有している 対象者:277人	1	お骨が納まればよい	56.7%	6.9%	15.2%	78.7%
	2	1.5㎡(約1畳)	15.9%	61.0%	18.4%	95.3%
	3	3㎡(約2畳)	13.7%	26.0%	56.7%	96.4%
	4	5㎡(約3.3畳)	12.6%	3.6%	6.9%	23.1%
	5	それ以上	－	－	－	－
	6	その他	1.1%	2.5%	2.9%	6.5%
市外に所有している 対象者:270人	1	お骨が納まればよい	56.3%	6.7%	15.2%	78.1%
	2	1.5㎡(約1畳)	16.3%	60.7%	15.6%	92.6%
	3	3㎡(約2畳)	13.7%	25.9%	56.7%	96.3%
	4	5㎡(約3.3畳)	12.6%	4.1%	10.0%	26.7%
	5	それ以上	－	0.4%	0.4%	0.7%
	6	その他	1.1%	2.2%	2.2%	5.6%
所有していない 対象者:568人	1	お骨が納まればよい	78.7%	3.5%	6.7%	88.9%
	2	1.5㎡(約1畳)	8.1%	79.9%	7.7%	95.8%
	3	3㎡(約2畳)	6.9%	11.8%	77.3%	96.0%
	4	5㎡(約3.3畳)	4.6%	2.3%	5.6%	12.5%
	5	それ以上	－	－	－	－
	6	その他	1.8%	2.5%	2.6%	6.9%

対象者:人/回答:%

１２．承継者がいない等の場合の希望するお墓の形態

問17　近年、故人の祀る方の想いの変化ねどの理由から、お墓の広さが変わったり
また、壁面型墓所・納骨堂・合同式墓所などのお墓の形態に関心が寄せられています。
お墓の承継者がいない等の理由があって選ぶお墓について優先する順位をお答えください。
（お答えはそれぞれ1つ）
※お墓の承継者がいないと仮定してお答えください。

【全体結果】

お墓の承継者がいないと仮定した場合の希望するお墓の形態で１位から３位の合計の割合で見ると、最も多いのは「和型」（51.3%）で、次いで、「納骨壇型」（46.3%）、「合葬型」（44.7%）となっている。1位で最も多いのは「和型」（39.8%）で、2位では「芝生・洋型」（20.1%）、3位では「納骨壇型」（16.0%）となっている。

図 12.1　承継者がいない等の場合の希望するお墓の形態

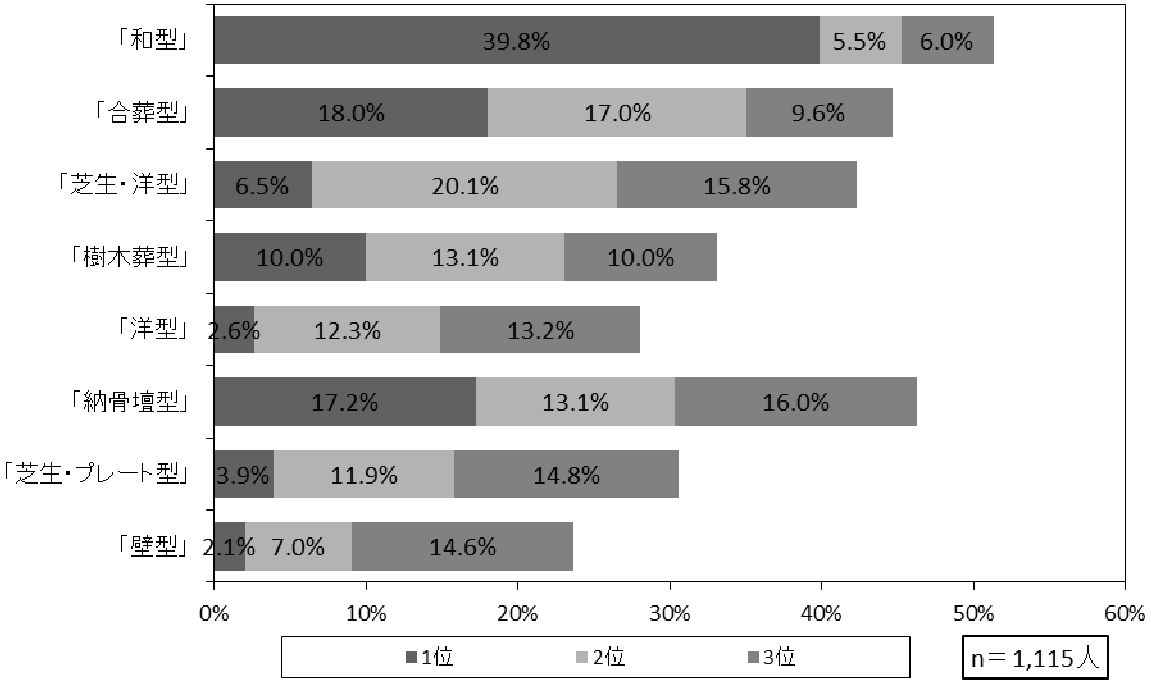

		1位	2位	3位	1位～3位の計
1	「和型」	39.8%（444人）	5.5%（61人）	6.0%（67人）	51.3%
2	「合葬型」	18.0%（201人）	17.0%（190人）	9.6%（107人）	44.7%
3	「芝生・洋型」	6.5%（72人）	20.1%（224人）	15.8%（176人）	42.3%
4	「樹木葬型」	10.0%（111人）	13.1%（146人）	10.0%（112人）	33.1%
5	「洋型」	2.6%（29人）	12.3%（137人）	13.2%（147人）	28.1%
6	「納骨壇型」	17.2%（192人）	13.1%（146人）	16.0%（178人）	46.3%
7	「芝生・プレート型」	3.9%（43人）	11.9%（133人）	14.8%（165人）	30.6%
8	「壁型」	2.1%（23人）	7.0%（78人）	14.6%（163人）	23.7%

【居住地別】

居住地別の１位から３位は、さいたま市は「和型」(40.3%)・「芝生・洋型」(25.7%)・「納骨壇型」(17.7%)で、名古屋市は「和型」（42.3%）・「芝生・洋型」（24.1%）・「芝生・プレート型」（18.2%）で、大阪市は「和型」（42.8%）・「合葬型」（18.9%）・「芝生・洋型」（18.0%）で、岡山市は「和型」（46.0%）・「合葬型」（18.3%）・「壁型」（18.8%）で、福岡市は「納骨壇型」（28.3%）・「合葬型」/「芝生・洋型」（14.8%）・「芝生・プレート型」（17.5%）となっている。

表 12.1　承継者がいない等の場合の希望するお墓の形態（居住地別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
さいたま市 対象者：226人	1	「和型」	40.3%	6.6%	4.4%	51.3%
	2	「合葬型」	16.4%	17.3%	11.9%	45.6%
	3	「芝生・洋型」	8.0%	25.7%	15.5%	49.1%
	4	「樹木葬型」	14.2%	13.7%	10.2%	38.1%
	5	「洋型」	4.0%	10.2%	14.2%	28.3%
	6	「納骨壇型」	11.5%	11.5%	17.7%	40.7%
	7	「芝生・プレート型」	4.0%	11.9%	11.9%	27.9%
	8	「壁型」	1.8%	3.1%	14.2%	19.0%
名古屋市 対象者：220人	1	「和型」	42.3%	4.5%	5.9%	52.7%
	2	「合葬型」	20.9%	15.9%	10.5%	47.3%
	3	「芝生・洋型」	5.0%	24.1%	11.8%	40.9%
	4	「樹木葬型」	8.6%	11.4%	9.1%	29.1%
	5	「洋型」	0.9%	9.5%	13.6%	24.1%
	6	「納骨壇型」	15.9%	16.4%	17.3%	49.5%
	7	「芝生・プレート型」	3.6%	11.8%	18.2%	33.6%
	8	「壁型」	2.7%	6.4%	13.6%	22.7%
大阪市 対象者：222人	1	「和型」	42.8%	2.3%	5.4%	50.5%
	2	「合葬型」	21.2%	18.9%	6.8%	46.8%
	3	「芝生・洋型」	9.9%	18.5%	18.0%	46.4%
	4	「樹木葬型」	7.7%	15.8%	13.1%	36.5%
	5	「洋型」	0.9%	11.7%	11.7%	24.3%
	6	「納骨壇型」	13.1%	13.1%	15.8%	41.9%
	7	「芝生・プレート型」	1.8%	11.3%	15.3%	28.4%
	8	「壁型」	2.7%	8.6%	14.0%	25.2%
岡山市 対象者：224人	1	「和型」	46.0%	3.1%	7.1%	56.3%
	2	「合葬型」	16.5%	18.3%	7.6%	42.4%
	3	「芝生・洋型」	5.8%	17.4%	17.9%	41.1%
	4	「樹木葬型」	7.1%	12.1%	9.4%	28.6%
	5	「洋型」	1.8%	16.1%	15.2%	33.0%
	6	「納骨壇型」	17.4%	11.2%	12.9%	41.5%
	7	「芝生・プレート型」	3.1%	12.1%	11.2%	26.3%
	8	「壁型」	2.2%	9.8%	18.8%	30.8%
福岡市 対象者：223人	1	「和型」	27.8%	10.8%	7.2%	45.7%
	2	「合葬型」	15.2%	14.8%	11.2%	41.3%
	3	「芝生・洋型」	3.6%	14.8%	15.7%	34.1%
	4	「樹木葬型」	12.1%	12.6%	8.5%	33.2%
	5	「洋型」	5.4%	13.9%	11.2%	30.5%
	6	「納骨壇型」	28.3%	13.5%	16.1%	57.8%
	7	「芝生・プレート型」	6.7%	12.6%	17.5%	36.8%
	8	「壁型」	0.9%	7.2%	12.6%	20.6%

対象者：人/回答：%

【続柄別】

続柄別の１位から３位は、長男は「和型」（47.0%）・「芝生・洋型」（22.1%）・「芝生・洋型」（19.3%）で、長男以外は「和型」（46.9%）・「芝生・洋型」（24.0%）・「洋型」（17.3%）で、長女は「和型」（28.2%）・「樹木葬型」（17.8%）・「芝生・プレート型」（19.5%）で、長女以外は「和型」（29.4%）・「樹木葬型」（18.4%）・「芝生・プレート型」（18.4%）となっている。

表 12.2　承継者がいない等の場合の希望するお墓の形態（続柄別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
長男 対象者:502人	1	「和型」	47.0%	5.4%	6.8%	59.2%
	2	「合葬型」	15.5%	17.7%	9.8%	43.0%
	3	「芝生・洋型」	6.6%	22.1%	19.3%	48.0%
	4	「樹木葬型」	4.8%	10.0%	11.2%	25.9%
	5	「洋型」	3.0%	15.3%	13.1%	31.5%
	6	「納骨壇型」	17.1%	10.2%	15.9%	43.2%
	7	「芝生・プレート型」	3.8%	10.6%	11.8%	26.1%
	8	「壁型」	2.2%	8.8%	12.2%	23.1%
長男以外 対象者:179人	1	「和型」	46.9%	8.4%	6.1%	61.5%
	2	「合葬型」	15.6%	16.2%	8.9%	40.8%
	3	「芝生・洋型」	7.3%	24.0%	16.8%	48.0%
	4	「樹木葬型」	9.5%	10.1%	7.3%	26.8%
	5	「洋型」	1.7%	15.1%	17.3%	34.1%
	6	「納骨壇型」	15.1%	11.7%	14.0%	40.8%
	7	「芝生・プレート型」	2.8%	10.6%	12.8%	26.3%
	8	「壁型」	1.1%	3.9%	16.8%	21.8%
長女 対象者:298人	1	「和型」	28.2%	5.4%	5.0%	38.6%
	2	「合葬型」	22.8%	16.4%	9.1%	48.3%
	3	「芝生・洋型」	6.4%	16.8%	10.1%	33.2%
	4	「樹木葬型」	15.4%	17.8%	9.7%	43.0%
	5	「洋型」	2.7%	7.0%	12.1%	21.8%
	6	「納骨壇型」	17.1%	17.1%	16.4%	50.7%
	7	「芝生・プレート型」	4.7%	13.8%	19.5%	37.9%
	8	「壁型」	2.7%	5.7%	18.1%	26.5%
長女以外 対象者:136人	1	「和型」	29.4%	2.2%	5.1%	36.8%
	2	「合葬型」	19.9%	16.9%	11.0%	47.8%
	3	「芝生・洋型」	5.1%	14.7%	14.0%	33.8%
	4	「樹木葬型」	17.6%	18.4%	10.3%	46.3%
	5	「洋型」	2.2%	8.8%	10.3%	21.3%
	6	「納骨壇型」	20.6%	16.9%	17.6%	55.1%
	7	「芝生・プレート型」	3.7%	14.7%	18.4%	36.8%
	8	「壁型」	1.5%	7.4%	13.2%	22.1%

対象者:人/回答:%

【墓地の所有別】

墓地の所有別の１位から３位は、市内に所有しているは「和型」（50.2%）・「合葬型」/「芝生・洋型」（20.6%）・「壁型」（18.8%）で、市外に所有しているは「和型」（45.6%）・「芝生・洋型」（22.6%）・「納骨壇型」（20.7%）で、所有していないは「和型」（32.0%）・「芝生・洋型」（18.7%）・「芝生・プレート型」（17.8%）となっている。

表 12.3　承継者がいない等の場合の希望するお墓の形態（墓地の所有別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
市内に所有している 対象者:277人	1	「和型」	50.2%	5.1%	6.5%	61.7%
	2	「合葬型」	15.5%	20.6%	7.6%	43.7%
	3	「芝生・洋型」	5.1%	20.6%	16.2%	41.9%
	4	「樹木葬型」	8.7%	11.2%	10.1%	30.0%
	5	「洋型」	2.5%	15.2%	14.8%	32.5%
	6	「納骨壇型」	14.1%	10.8%	15.9%	40.8%
	7	「芝生・プレート型」	2.9%	10.5%	10.1%	23.5%
	8	「壁型」	1.1%	6.1%	18.8%	26.0%
市外に所有している 対象者:270人	1	「和型」	45.6%	4.8%	6.3%	56.7%
	2	「合葬型」	15.6%	13.7%	8.1%	37.4%
	3	「芝生・洋型」	7.8%	22.6%	13.7%	44.1%
	4	「樹木葬型」	7.8%	10.7%	10.7%	29.3%
	5	「洋型」	4.1%	14.8%	15.9%	34.8%
	6	「納骨壇型」	13.3%	13.0%	20.7%	47.0%
	7	「芝生・プレート型」	4.1%	12.6%	13.3%	30.0%
	8	「壁型」	1.9%	7.8%	11.1%	20.7%
所有していない 対象者:568人	1	「和型」	32.0%	6.0%	5.6%	43.7%
	2	「合葬型」	20.4%	16.9%	11.3%	48.6%
	3	「芝生・洋型」	6.5%	18.7%	16.5%	41.7%
	4	「樹木葬型」	11.6%	15.1%	9.7%	36.4%
	5	「洋型」	1.9%	9.7%	11.1%	22.7%
	6	「納骨壇型」	20.6%	14.3%	13.7%	48.6%
	7	「芝生・プレート型」	4.2%	12.3%	17.8%	34.3%
	8	「壁型」	2.6%	7.0%	14.3%	23.9%

対象者:人/回答:%

１３．居住している市（地方公共団体）が整備すべきと思うお墓の形態

問19　近年、故人の祀る方の想いの変化ねどの理由から、お墓の広さが変わったり
また、壁面型墓所・納骨堂・合同式墓所などのお墓の形態に関心が寄せられています。
そこで、今後、市（地方公共団体）はどのようなお墓を整備すべきだと考えますか。
優先する順位をお答えください。（お答えはそれぞれ1つ）

【全体結果】

居住している市（地方公共団体）が整備すべきと思うお墓の形態で１位から３位の合計の割合で見ると、最も多いのは「合葬型」（51.3%）で、次いで、「納骨壇型」（47.4%）、「和型」（42.7%）となっている。1位で最も多いのは「和型」（34.2%）で、２位では「芝生・洋型」（17.8%）、３位では「壁型」（18.2%）となっている。

図 13.1　居住している市（地方公共団体）が整備すべきと思うお墓の形態

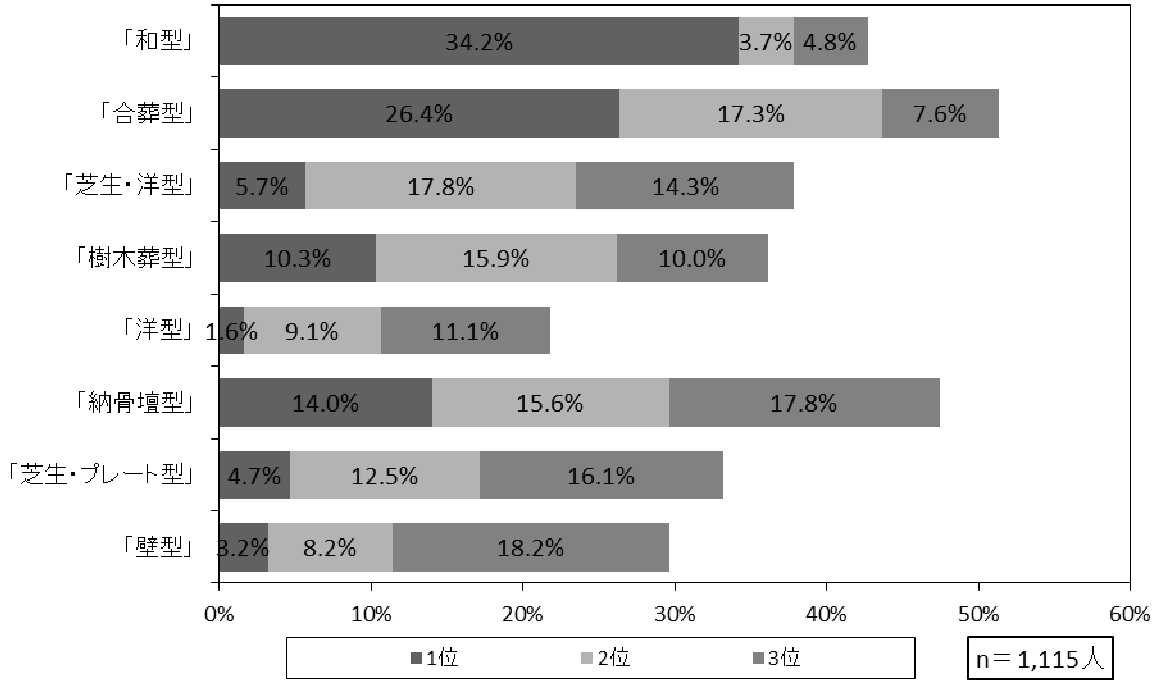

		1位	2位	3位	1位～3位の計
1	「和型」	34.2%（381人）	3.7%（41人）	4.8%（54人）	42.7%
2	「合葬型」	26.4%（294人）	17.3%（193人）	7.6%（85人）	51.3%
3	「芝生・洋型」	5.7%（63人）	17.8%（199人）	14.3%（160人）	37.8%
4	「樹木葬型」	10.3%（115人）	15.9%（177人）	10.0%（111人）	36.1%
5	「洋型」	1.6%（18人）	9.1%（101人）	11.1%（124人）	21.8%
6	「納骨壇型」	14.0%（156人）	15.6%（174人）	17.8%（199人）	47.4%
7	「芝生・プレート型」	4.7%（52人）	12.5%（139人）	16.1%（179人）	33.2%
8	「壁型」	3.2%（36人）	8.2%（91人）	18.2%（203人）	29.6%

【居住地別】

居住地別の１位から３位は、さいたま市は「和型」(35.0%)・「芝生・洋型」(23.0%)・「納骨壇型」(20.4%)で、名古屋市は「和型」(35.9%)・「納骨壇型」(20.5%)・「壁型」(21.4%)で、大阪市は「和型」(34.7%)・「合葬型」(20.3%)・「納骨壇型」(21.6%)で、岡山市は「和型」(39.3%)・「納骨壇型」(20.1%)・「壁型」(17.4%)で、福岡市は「和型」/「合葬型」(26.0%)・「樹木葬型」(18.8%)・「壁型」(20.6%)となっている。

表 13.1　居住している市（地方公共団体）が整備すべきと思うお墓の形態（居住地別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
さいたま市 対象者:226人	1	「和型」	35.0%	3.5%	4.4%	42.9%
	2	「合葬型」	24.8%	18.6%	10.6%	54.0%
	3	「芝生・洋型」	7.5%	23.0%	12.4%	42.9%
	4	「樹木葬型」	14.6%	17.7%	6.2%	38.5%
	5	「洋型」	1.8%	8.8%	11.9%	22.6%
	6	「納骨壇型」	9.3%	11.5%	20.4%	41.2%
	7	「芝生・プレート型」	4.9%	10.6%	17.3%	32.7%
	8	「壁型」	2.2%	6.2%	16.8%	25.2%
名古屋市 対象者:220人	1	「和型」	35.9%	4.1%	6.4%	46.4%
	2	「合葬型」	26.4%	17.3%	5.0%	48.6%
	3	「芝生・洋型」	5.5%	17.3%	13.2%	35.9%
	4	「樹木葬型」	8.2%	13.2%	7.3%	28.6%
	5	「洋型」	0.9%	7.3%	11.8%	20.0%
	6	「納骨壇型」	13.2%	20.5%	16.8%	50.5%
	7	「芝生・プレート型」	5.9%	13.2%	18.2%	37.3%
	8	「壁型」	4.1%	7.3%	21.4%	32.7%
大阪市 対象者:222人	1	「和型」	34.7%	3.6%	2.3%	40.5%
	2	「合葬型」	29.7%	20.3%	5.9%	55.9%
	3	「芝生・洋型」	6.3%	16.7%	16.7%	39.6%
	4	「樹木葬型」	9.5%	19.4%	11.3%	40.1%
	5	「洋型」	－	8.1%	9.5%	17.6%
	6	「納骨壇型」	12.2%	12.2%	21.6%	45.9%
	7	「芝生・プレート型」	4.1%	9.5%	18.0%	31.5%
	8	「壁型」	3.6%	10.4%	14.9%	28.8%
岡山市 対象者:224人	1	「和型」	39.3%	1.3%	7.6%	48.2%
	2	「合葬型」	25.0%	14.7%	7.6%	47.3%
	3	「芝生・洋型」	3.6%	17.0%	14.7%	35.3%
	4	「樹木葬型」	8.5%	10.3%	13.8%	32.6%
	5	「洋型」	1.3%	11.6%	11.6%	24.6%
	6	「納骨壇型」	14.3%	20.1%	13.4%	47.8%
	7	「芝生・プレート型」	4.5%	16.1%	13.8%	34.4%
	8	「壁型」	3.6%	8.9%	17.4%	29.9%
福岡市 対象者:223人	1	「和型」	26.0%	5.8%	3.6%	35.4%
	2	「合葬型」	26.0%	15.7%	9.0%	50.7%
	3	「芝生・洋型」	5.4%	15.2%	14.8%	35.4%
	4	「樹木葬型」	10.8%	18.8%	11.2%	40.8%
	5	「洋型」	4.0%	9.4%	10.8%	24.2%
	6	「納骨壇型」	21.1%	13.9%	17.0%	52.0%
	7	「芝生・プレート型」	4.0%	13.0%	13.0%	30.0%
	8	「壁型」	2.7%	8.1%	20.6%	31.4%

対象者:人/回答:%

【続柄別】

続柄別の１位から３位は、長男は「和型」（41.2%）・「芝生・洋型」（19.9%）・「芝生・洋型」（17.7%）で、長男以外は「和型」（42.5%）・「芝生・洋型」（21.2%）・「壁型」（20.7%）で、長女は「合葬型」（31.9%）・「樹木葬型」（20.1%）・「納骨壇型」（22.5%）で、長女以外は「合葬型」（30.9%）・「樹木葬型」（22.8%）・「壁型」（20.6%）となっている。

表 13.2　居住している市（地方公共団体）が整備すべきと思うお墓の形態（続柄別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
長男 対象者：502人	1	「和型」	41.2%	3.4%	5.4%	50.0%
	2	「合葬型」	22.1%	19.5%	7.2%	48.8%
	3	「芝生・洋型」	6.4%	19.9%	17.7%	44.0%
	4	「樹木葬型」	6.2%	12.0%	11.2%	29.3%
	5	「洋型」	1.8%	11.2%	12.0%	24.9%
	6	「納骨壇型」	13.7%	12.9%	15.5%	42.2%
	7	「芝生・プレート型」	5.8%	12.4%	13.7%	31.9%
	8	「壁型」	2.8%	8.8%	17.3%	28.9%
長男以外 対象者：179人	1	「和型」	42.5%	3.9%	6.7%	53.1%
	2	「合葬型」	25.7%	17.9%	5.6%	49.2%
	3	「芝生・洋型」	4.5%	21.2%	17.9%	43.6%
	4	「樹木葬型」	7.8%	14.5%	8.9%	31.3%
	5	「洋型」	2.8%	10.1%	11.7%	24.6%
	6	「納骨壇型」	11.2%	15.1%	16.8%	43.0%
	7	「芝生・プレート型」	2.8%	12.3%	11.7%	26.8%
	8	「壁型」	2.8%	5.0%	20.7%	28.5%
長女 対象者：298人	1	「和型」	22.5%	5.4%	3.4%	31.2%
	2	「合葬型」	31.9%	15.4%	8.4%	55.7%
	3	「芝生・洋型」	6.0%	13.8%	8.7%	28.5%
	4	「樹木葬型」	16.1%	20.1%	8.7%	45.0%
	5	「洋型」	1.0%	5.4%	10.4%	16.8%
	6	「納骨壇型」	14.4%	17.4%	22.5%	54.4%
	7	「芝生・プレート型」	4.0%	12.8%	20.8%	37.6%
	8	「壁型」	4.0%	9.7%	17.1%	30.9%
長女以外 対象者：136人	1	「和型」	22.8%	0.7%	3.7%	27.2%
	2	「合葬型」	30.9%	12.5%	10.3%	53.7%
	3	「芝生・洋型」	3.7%	14.7%	9.6%	27.9%
	4	「樹木葬型」	16.2%	22.8%	9.6%	48.5%
	5	「洋型」	0.7%	8.1%	8.8%	17.6%
	6	「納骨壇型」	17.6%	22.1%	17.6%	57.4%
	7	「芝生・プレート型」	4.4%	12.5%	19.9%	36.8%
	8	「壁型」	3.7%	6.6%	20.6%	30.9%

対象者：人/回答：%

【墓地の所有別】

墓地の所有別の１位から３位は、市内に所有しているは「和型」（43.7%）・「合葬型」/「芝生・洋型」（18.1%）・「壁型」（19.1%）で、市外に所有しているは「和型」（35.6%）・「合葬型」（17.0%）・「納骨壇型」（19.6%）で、所有していないは「合葬型」（30.1%）・「芝生・洋型」（18.5%）・「納骨壇型」（19.0%）となっている。

表 13.3　居住している市（地方公共団体）が整備すべきと思うお墓の形態（墓地の所有別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
市内に所有している 対象者:277人	1	「和型」	43.7%	3.2%	7.6%	54.5%
	2	「合葬型」	21.3%	18.1%	5.1%	44.4%
	3	「芝生・洋型」	4.7%	18.1%	17.3%	40.1%
	4	「樹木葬型」	11.2%	10.5%	11.2%	32.9%
	5	「洋型」	1.4%	13.4%	11.6%	26.4%
	6	「納骨壇型」	10.5%	16.2%	13.7%	40.4%
	7	「芝生・プレート型」	4.7%	12.3%	14.4%	31.4%
	8	「壁型」	2.5%	8.3%	19.1%	30.0%
市外に所有している 対象者:270人	1	「和型」	35.6%	3.0%	5.6%	44.1%
	2	「合葬型」	23.7%	17.0%	7.4%	48.1%
	3	「芝生・洋型」	8.1%	16.3%	13.7%	38.1%
	4	「樹木葬型」	9.3%	16.7%	9.3%	35.2%
	5	「洋型」	1.5%	11.5%	13.7%	26.7%
	6	「納骨壇型」	11.5%	14.8%	19.6%	45.9%
	7	「芝生・プレート型」	5.6%	14.4%	14.8%	34.8%
	8	「壁型」	4.8%	6.3%	15.9%	27.0%
所有していない 対象者:568人	1	「和型」	28.9%	4.2%	3.2%	36.3%
	2	「合葬型」	30.1%	17.1%	9.0%	56.2%
	3	「芝生・洋型」	4.9%	18.5%	13.2%	36.6%
	4	「樹木葬型」	10.4%	18.1%	9.7%	38.2%
	5	「洋型」	1.8%	5.8%	9.7%	17.3%
	6	「納骨壇型」	16.9%	15.7%	19.0%	51.6%
	7	「芝生・プレート型」	4.2%	11.6%	17.4%	33.3%
	8	「壁型」	2.8%	9.0%	18.8%	30.6%

対象者:人/回答:%

１４．居住している市（地方公共団体）以外の民間（寺院等）が整備すべきと思うお墓の形態

問20　近年、故人の祀る方の想いの変化ねどの理由から、お墓の広さが変わったり
また、壁面型墓所・納骨堂・合同式墓所などのお墓の形態に関心が寄せられています。
そこで、今後、市（地方公共団体）以外の民間（寺院等）は
どのようなお墓を整備すべきだと考えますか。優先する順位をお答えください。（お答えはそれぞれ1つ）

【全体結果】

居住している市（地方公共団体）以外の民間（寺院等）が整備すべきと思うお墓の形態で１位から３位の合計の割合で見ると、最も多いのは「合葬型」（51.5%）で、次いで、「納骨壇型」（48.1%）、「和型」（44.1%）となっている。１位で最も多いのは「和型」（36.4%）で、２位では「芝生・洋型」（19.5%）、３位では「納骨壇型」（19.1%）となっている。

図 14.1　居住している市（地方公共団体）以外の民間（寺院等）が整備すべきと思うお墓の形態

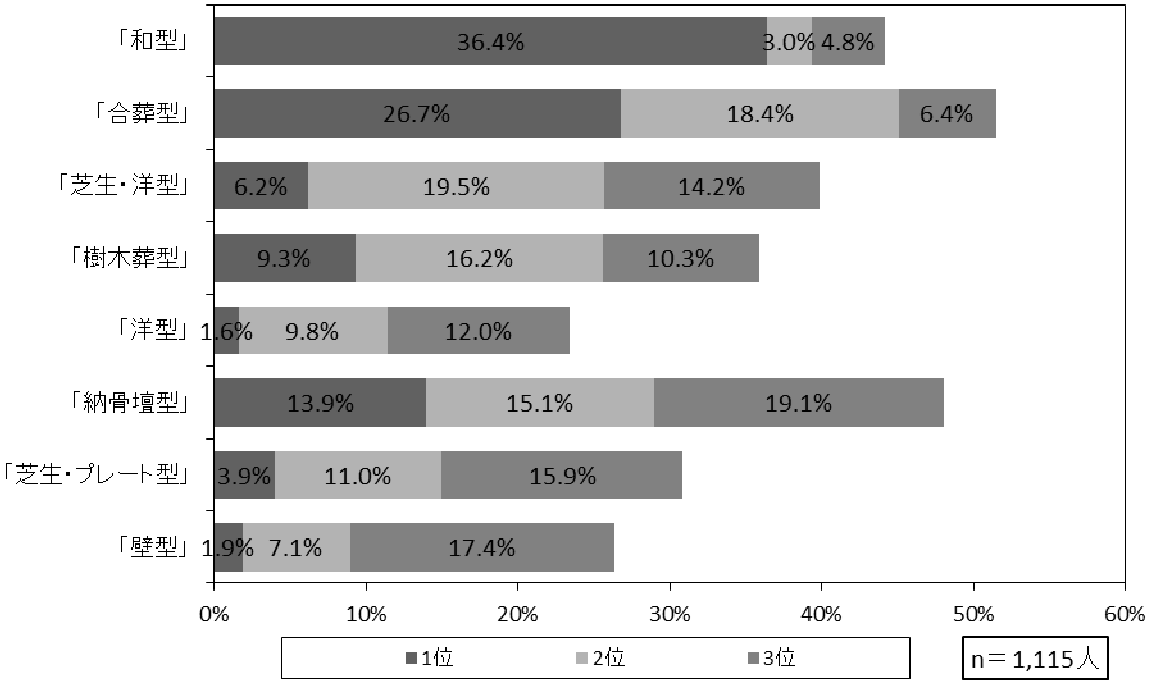

		1位	2位	3位	1位～3位の計
1	「和型」	36.4%（406人）	3.0%（33人）	4.8%（53人）	44.1%
2	「合葬型」	26.7%（298人）	18.4%（205人）	6.4%（71人）	51.5%
3	「芝生・洋型」	6.2%（69人）	19.5%（217人）	14.2%（158人）	39.8%
4	「樹木葬型」	9.3%（104人）	16.2%（181人）	10.3%（115人）	35.9%
5	「洋型」	1.6%（18人）	9.8%（109人）	12.0%（134人）	23.4%
6	「納骨壇型」	13.9%（155人）	15.1%（168人）	19.1%（213人）	48.1%
7	「芝生・プレート型」	3.9%（44人）	11.0%（123人）	15.9%（177人）	30.9%
8	「壁型」	1.9%（21人）	7.1%（79人）	17.4%（194人）	26.4%

【居住地別】

居住地別の１位から３位は、さいたま市は「和型」(34.5%)・「芝生・洋型」(23.0%)・「納骨壇型」(21.7%)で、名古屋市は「和型」(37.3%)・「納骨壇型」(19.1%)・「芝生・プレート型」(20.5%)で、大阪市は「和型」(38.3%)・「合葬型」(22.1%)・「納骨壇型」(18.5%)で、岡山市は「和型」(42.4%)・「芝生・洋型」(22.3%)・「壁型」(18.8%)で、福岡市は「和型」(29.6%)・「合葬型」(17.9%)・「壁型」(20.2%)となっている。

表 14.1　居住している市（地方公共団体）以外の民間（寺院等）が整備すべきと思うお墓の形態（居住地別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
さいたま市 対象者:226人	1	「和型」	34.5%	1.8%	6.2%	42.5%
	2	「合葬型」	26.1%	19.5%	6.6%	52.2%
	3	「芝生・洋型」	8.8%	23.0%	11.1%	42.9%
	4	「樹木葬型」	11.5%	18.6%	10.2%	40.3%
	5	「洋型」	2.2%	6.6%	12.8%	21.7%
	6	「納骨壇型」	10.6%	12.4%	21.7%	44.7%
	7	「芝生・プレート型」	4.4%	11.5%	18.6%	34.5%
	8	「壁型」	1.8%	6.6%	12.8%	21.2%
名古屋市 対象者:220人	1	「和型」	37.3%	3.6%	5.5%	46.4%
	2	「合葬型」	29.1%	17.7%	4.1%	50.9%
	3	「芝生・洋型」	5.9%	17.7%	14.1%	37.7%
	4	「樹木葬型」	6.4%	16.4%	9.1%	31.8%
	5	「洋型」	1.4%	7.7%	9.1%	18.2%
	6	「納骨壇型」	13.6%	19.1%	17.7%	50.5%
	7	「芝生・プレート型」	4.5%	11.4%	20.5%	36.4%
	8	「壁型」	1.8%	6.4%	20.0%	28.2%
大阪市 対象者:222人	1	「和型」	38.3%	2.3%	3.6%	44.1%
	2	「合葬型」	30.2%	22.1%	5.4%	57.7%
	3	「芝生・洋型」	8.1%	18.9%	17.1%	44.1%
	4	「樹木葬型」	5.4%	18.5%	14.0%	37.8%
	5	「洋型」	0.5%	11.3%	11.3%	23.0%
	6	「納骨壇型」	11.7%	13.1%	18.5%	43.2%
	7	「芝生・プレート型」	3.2%	8.1%	14.9%	26.1%
	8	「壁型」	2.7%	5.9%	15.3%	23.9%
岡山市 対象者:224人	1	「和型」	42.4%	1.8%	5.4%	49.6%
	2	「合葬型」	25.4%	14.7%	5.4%	45.5%
	3	「芝生・洋型」	2.7%	22.3%	15.6%	40.6%
	4	「樹木葬型」	10.3%	10.7%	9.4%	30.4%
	5	「洋型」	0.9%	13.4%	14.3%	28.6%
	6	「納骨壇型」	12.1%	18.3%	17.9%	48.2%
	7	「芝生・プレート型」	4.5%	10.7%	13.4%	28.6%
	8	「壁型」	1.8%	8.0%	18.8%	28.6%
福岡市 対象者:223人	1	「和型」	29.6%	5.4%	3.1%	38.1%
	2	「合葬型」	22.9%	17.9%	10.3%	51.1%
	3	「芝生・洋型」	5.4%	15.2%	13.0%	33.6%
	4	「樹木葬型」	13.0%	17.0%	9.0%	39.0%
	5	「洋型」	3.1%	9.9%	12.6%	25.6%
	6	「納骨壇型」	21.5%	12.6%	19.7%	53.8%
	7	「芝生・プレート型」	3.1%	13.5%	12.1%	28.7%
	8	「壁型」	1.3%	8.5%	20.2%	30.0%

対象者:人/回答:%

【続柄別】

続柄別の１位から３位は、長男は「和型」（42.6%）・「芝生・洋型」（22.3%）・「納骨壇型」（17.1%）で、長男以外は「和型」（40.2%）・「芝生・洋型」（25.1%）・「壁型」（17.3%）で、長女は「合葬型」（31.5%）・「樹木葬型」（22.5%）・「納骨壇型」（23.2%）で、長女以外は「合葬型」（29.4%）・「樹木葬型」（23.5%）・「納骨壇型」（22.8%）となっている。

表 14.2　居住している市（地方公共団体）以外の民間（寺院等）が整備すべきと思うお墓の形態（続柄別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
長男 対象者:502人	1	「和型」	42.6%	2.6%	5.0%	50.2%
	2	「合葬型」	23.5%	19.1%	5.6%	48.2%
	3	「芝生・洋型」	6.4%	22.3%	16.9%	45.6%
	4	「樹木葬型」	5.4%	11.8%	11.4%	28.5%
	5	「洋型」	1.8%	11.4%	12.5%	25.7%
	6	「納骨壇型」	14.3%	15.1%	17.1%	46.6%
	7	「芝生・プレート型」	3.8%	9.6%	14.9%	28.3%
	8	「壁型」	2.2%	8.2%	16.5%	26.9%
長男以外 対象者:179人	1	「和型」	40.2%	5.6%	8.4%	54.2%
	2	「合葬型」	25.7%	16.2%	8.4%	50.3%
	3	「芝生・洋型」	7.3%	25.1%	16.8%	49.2%
	4	「樹木葬型」	8.9%	12.8%	8.9%	30.7%
	5	「洋型」	1.7%	10.1%	14.5%	26.3%
	6	「納骨壇型」	10.6%	14.5%	15.1%	40.2%
	7	「芝生・プレート型」	4.5%	10.1%	10.6%	25.1%
	8	「壁型」	1.1%	5.6%	17.3%	24.0%
長女 対象者:298人	1	「和型」	27.5%	2.7%	3.7%	33.9%
	2	「合葬型」	31.5%	20.1%	6.0%	57.7%
	3	「芝生・洋型」	6.4%	13.8%	9.7%	29.9%
	4	「樹木葬型」	14.1%	22.5%	10.1%	46.6%
	5	「洋型」	1.0%	6.4%	10.7%	18.1%
	6	「納骨壇型」	13.4%	15.8%	23.2%	52.3%
	7	「芝生・プレート型」	4.4%	11.4%	19.5%	35.2%
	8	「壁型」	1.7%	7.4%	17.1%	26.2%
長女以外 対象者:136人	1	「和型」	27.9%	1.5%	1.5%	30.9%
	2	「合葬型」	29.4%	14.7%	7.4%	51.5%
	3	「芝生・洋型」	3.7%	14.0%	10.3%	27.9%
	4	「樹木葬型」	14.0%	23.5%	8.8%	46.3%
	5	「洋型」	2.2%	11.0%	9.6%	22.8%
	6	「納骨壇型」	17.6%	14.0%	22.8%	54.4%
	7	「芝生・プレート型」	2.9%	16.9%	18.4%	38.2%
	8	「壁型」	2.2%	4.4%	21.3%	27.9%

対象者:人/回答:%

【墓地の所有別】

墓地の所有別の１位から３位は、市内に所有しているは「和型」（43.7%）・「芝生・洋型」（23.1%）・「壁型」（18.1%）で、市外に所有しているは「和型」（38.9%）・「合葬型」（20.4%）・「納骨壇型」（19.3%）で、所有していないは「和型」（31.7%）・「樹木葬型」（18.8%）・「納骨壇型」（19.9%）となっている。

表 14.3　居住している市（地方公共団体）以外の民間（寺院等）が整備すべきと思うお墓の形態（墓地の所有別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
市内に所有している 対象者:277人	1	「和型」	43.7%	2.9%	6.1%	52.7%
	2	「合葬型」	22.0%	17.0%	5.8%	44.8%
	3	「芝生・洋型」	6.9%	23.1%	12.6%	42.6%
	4	「樹木葬型」	9.4%	11.6%	11.9%	32.9%
	5	「洋型」	1.8%	11.2%	13.4%	26.4%
	6	「納骨壇型」	11.9%	15.5%	17.3%	44.8%
	7	「芝生・プレート型」	2.5%	12.3%	14.8%	29.6%
	8	「壁型」	1.8%	6.5%	18.1%	26.4%
市外に所有している 対象者:270人	1	「和型」	38.9%	3.3%	5.2%	47.4%
	2	「合葬型」	21.9%	20.4%	5.6%	47.8%
	3	「芝生・洋型」	7.4%	17.4%	18.1%	43.0%
	4	「樹木葬型」	8.5%	15.6%	7.8%	31.9%
	5	「洋型」	1.9%	13.0%	13.3%	28.1%
	6	「納骨壇型」	13.3%	13.3%	19.3%	45.9%
	7	「芝生・プレート型」	5.9%	9.6%	15.6%	31.1%
	8	「壁型」	2.2%	7.4%	15.2%	24.8%
所有していない 対象者:568人	1	「和型」	31.7%	2.8%	3.9%	38.4%
	2	「合葬型」	31.3%	18.1%	7.0%	56.5%
	3	「芝生・洋型」	5.3%	18.7%	13.0%	37.0%
	4	「樹木葬型」	9.7%	18.8%	10.7%	39.3%
	5	「洋型」	1.4%	7.6%	10.7%	19.7%
	6	「納骨壇型」	15.1%	15.7%	19.9%	50.7%
	7	「芝生・プレート型」	3.7%	11.1%	16.5%	31.3%
	8	「壁型」	1.8%	7.2%	18.1%	27.1%

対象者:人/回答:%

１５．新たに墓地が新設された場合の居住地から受け入れられる範囲

問21　墓地が新たに新設される場合、あなたの現在の居住地から受け入れられるのはどの範囲ですか。
（お答えは1つ）

【全体結果】

新たに墓地が新設された場合の居住地から受け入れられる範囲の割合では、「居住地の隣接地でも構わない」（51.1%）が最も多く、次いで、「そもそも、つくられること自体、認め難い」（35.6%）、「居住地から数mまたは数十m以上離れたところであれば構わない」（10.4%）となっている。

図 15.1　新たに墓地が新設された場合の居住地から受け入れられる範囲

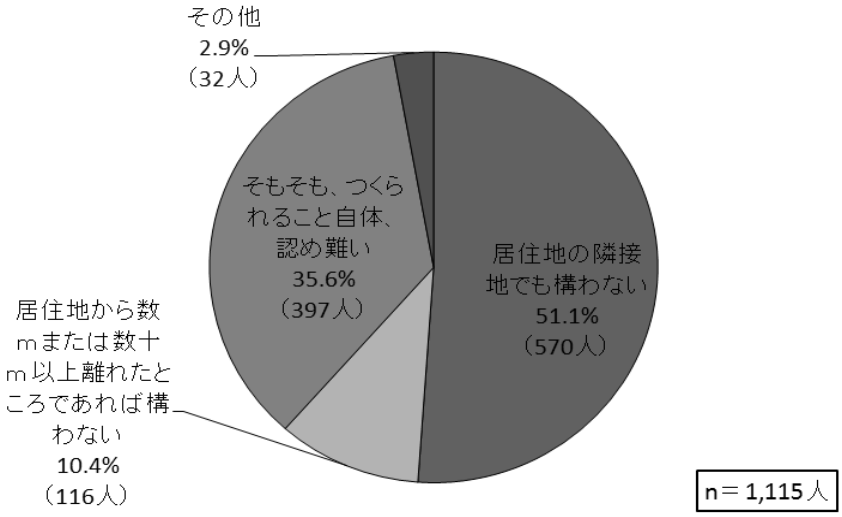

【居住地別】

居住地別では、「居住地の隣接地でも構わない」と「居住地から数mまたは数十m以上はなれたところであれば構わない」と合わせると、大阪市（66.7%）が最も多い。

全体	さいたま市	名古屋市	大阪市	岡山市	福岡市
1,115	226	220	222	224	223

（人）

【続柄別】

続柄別の「そもそも、つくられること自体、認め難い」では、長女（43.0%）が最も多い。

全体	長男	長男以外	長女	長女以外
1,115	502	179	298	136

（人）

【墓地の所有別】

墓地の所有別では、特に大きな差は見られない。

全体	市内に所有している	市外に所有している	所有していない
1,115	277	270	568

（人）

１６．新たに新設される墓地ごとの居住地から受け入れられる範囲

問22　あなたの現在の居住地から受け入れられる範囲に、新たに新設される墓地について墓地ごとに、「受け入れられる範囲」をお答えください。（お答えはそれぞれ1つ）

【全体結果】

新たに新設される墓地ごとの居住地から受け入れられる範囲の「居住地の隣接地でも構わない」と「居住地から数mまたは数十m以上離れたところであれば構わない」の構わない計の割合で最も多いのは、【境内墓地】（寺、教会等敷地や境内にある墓地）（57.1%）で、次いで、【公営墓地】（市町村等が設置した墓地）（55.2%）で、【霊園墓地】（公営以外の公園形式の墓地）（44.3%）となっている。

図 16.1　新たに新設される墓地ごとの居住地から受け入れられる範囲

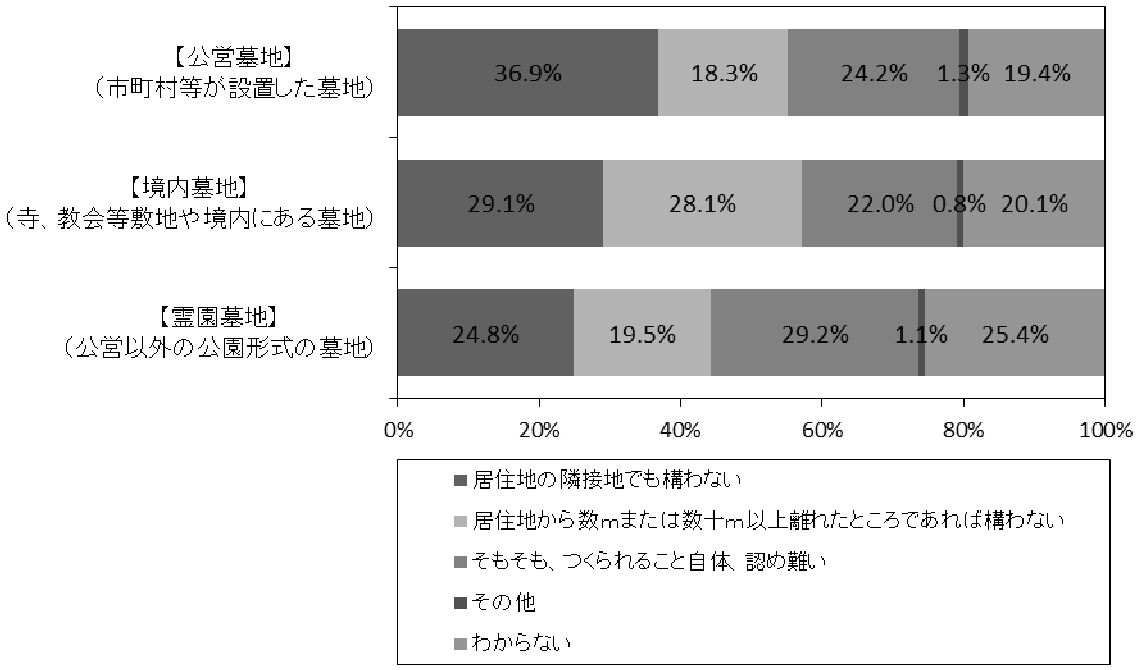

	居住地の隣接地でも構わない	居住地から数mまたは数十m以上離れたところであれば構わない	そもそも、つくられること自体、認め難い	その他	わからない	＜構わない＞計
【公営墓地】（市町村等が設置した墓地）	36.9%（411人）	18.3%（204人）	24.2%（270人）	1.3%（14人）	19.4%（216人）	55.2%
【境内墓地】（寺、教会等敷地や境内にある墓地）	29.1%（324人）	28.1%（313人）	22.0%（245人）	0.8%（9人）	20.1%（224人）	57.1%
【霊園墓地】（公営以外の公園形式の墓地）	24.8%（277人）	19.5%（217人）	29.2%（326人）	1.1%（12人）	25.4%（283人）	44.3%

n＝1,115人

【居住地別】

居住地別では、＜構わない＞計の順位に差は見られないが、＜構わない＞計の割合で最も多いのは大阪市の【境内墓地】（62.2%）で、最も少ないのはさいたま市の【霊園墓地】（41.6%）となっている。

表 16.1　新たに新設される墓地ごとの居住地から受け入れられる範囲（居住地別）

			居住地の隣接地でも構わない	居住地から数mまたは数十m以上離れたところであれば構わない	そもそも、つくられること、自体認め難い	その他	わからない	＜構わない＞計
さいたま市 対象者：226人	1	【公営墓地】 （市町村等が設置した墓地）	33.2%	19.9%	24.8%	0.9%	21.2%	53.1%
	2	【境内墓地】 （寺、教会等敷地や境内にある墓地）	28.8%	25.7%	22.1%	0.9%	22.6%	54.4%
	3	【霊園墓地】 （公営以外の公園形式の墓地）	21.2%	20.4%	31.0%	0.9%	26.5%	41.6%
名古屋市 対象者：220人	1	【公営墓地】 （市町村等が設置した墓地）	40.0%	17.7%	27.7%	0.5%	14.1%	57.7%
	2	【境内墓地】 （寺、教会等敷地や境内にある墓地）	27.3%	33.2%	25.0%	0.5%	14.1%	60.5%
	3	【霊園墓地】 （公営以外の公園形式の墓地）	24.1%	24.5%	31.8%	0.9%	18.6%	48.6%
大阪市 対象者：222人	1	【公営墓地】 （市町村等が設置した墓地）	41.0%	18.9%	19.4%	0.9%	19.8%	59.9%
	2	【境内墓地】 （寺、教会等敷地や境内にある墓地）	32.4%	29.7%	17.6%	0.9%	19.4%	62.2%
	3	【霊園墓地】 （公営以外の公園形式の墓地）	28.8%	16.7%	27.9%	0.5%	26.1%	45.5%
岡山市 対象者：224人	1	【公営墓地】 （市町村等が設置した墓地）	32.6%	18.8%	25.0%	3.6%	20.1%	51.3%
	2	【境内墓地】 （寺、教会等敷地や境内にある墓地）	26.8%	26.8%	21.9%	1.3%	23.2%	53.6%
	3	【霊園墓地】 （公営以外の公園形式の墓地）	23.7%	18.8%	26.3%	2.7%	28.6%	42.4%
福岡市 対象者：223人	1	【公営墓地】 （市町村等が設置した墓地）	37.7%	16.1%	24.2%	0.4%	21.5%	53.8%
	2	【境内墓地】 （寺、教会等敷地や境内にある墓地）	30.0%	25.1%	23.3%	0.4%	21.1%	55.2%
	3	【霊園墓地】 （公営以外の公園形式の墓地）	26.5%	17.0%	29.1%	0.4%	26.9%	43.5%

対象者：人/回答：%

【続柄別】

続柄別では、＜構わない＞計の順位に差は見られないが、＜構わない＞計の割合で最も多いのは長男の【境内墓地】（61.0%）で、最も少ないのは長女以外の【霊園墓地】（41.9%）となっている。

表 16.2　新たに新設される墓地ごとの居住地から受け入れられる範囲（続柄別）

			居住地の隣接地でも構わない	居住地から数mまたは数十m以上離れたところであれば構わない	そもそも、つくられること、自体認め難い	その他	わからない	＜構わない＞計
長男 対象者：502人	1	【公営墓地】（市町村等が設置した墓地）	41.4%	17.1%	23.3%	1.4%	16.7%	58.6%
	2	【境内墓地】（寺、教会等敷地や境内にある墓地）	32.3%	28.7%	20.5%	1.0%	17.5%	61.0%
	3	【霊園墓地】（公営以外の公園形式の墓地）	28.7%	18.1%	28.9%	1.2%	23.1%	46.8%
長男以外 対象者：179人	1	【公営墓地】（市町村等が設置した墓地）	41.9%	15.6%	19.0%	2.8%	20.7%	57.5%
	2	【境内墓地】（寺、教会等敷地や境内にある墓地）	30.7%	27.4%	20.7%	1.7%	19.6%	58.1%
	3	【霊園墓地】（公営以外の公園形式の墓地）	24.6%	21.2%	24.0%	1.7%	28.5%	45.8%
長女 対象者：298人	1	【公営墓地】（市町村等が設置した墓地）	28.2%	21.5%	28.2%	0.7%	21.5%	49.7%
	2	【境内墓地】（寺、教会等敷地や境内にある墓地）	23.5%	27.2%	25.5%	0.3%	23.5%	50.7%
	3	【霊園墓地】（公営以外の公園形式の墓地）	19.5%	20.8%	32.6%	1.0%	26.2%	40.3%
長女以外 対象者：136人	1	【公営墓地】（市町村等が設置した墓地）	32.4%	19.1%	25.7%	－	22.8%	51.5%
	2	【境内墓地】（寺、教会等敷地や境内にある墓地）	27.2%	28.7%	21.3%	－	22.8%	55.9%
	3	【霊園墓地】（公営以外の公園形式の墓地）	22.8%	19.1%	30.1%	－	27.9%	41.9%

対象者：人／回答：%

【墓地の所有別】

墓地の所有別では、＜構わない＞計の順位に差は見られないが、＜構わない＞計の割合で最も多いのは市外に所有しているの【境内墓地】（61.9%）で、最も少ないのは所有していないの【霊園墓地】（42.6%）となっている。

表 16.3　新たに新設される墓地ごとの居住地から受け入れられる範囲（墓地の所有別）

			居住地の隣接地でも構わない	居住地から数mまたは数十m以上離れたところであれば構わない	そもそも、つくられること、自体認め難い	その他	わからない	＜構わない＞計
市内に所有している 対象者：277人	1	【公営墓地】（市町村等が設置した墓地）	35.7%	21.7%	21.7%	1.1%	19.9%	57.4%
	2	【境内墓地】（寺、教会等敷地や境内にある墓地）	27.4%	31.4%	19.1%	0.7%	21.3%	58.8%
	3	【霊園墓地】（公営以外の公園形式の墓地）	21.3%	23.1%	27.1%	0.7%	27.8%	44.4%
市外に所有している 対象者：270人	1	【公営墓地】（市町村等が設置した墓地）	37.8%	19.6%	21.9%	1.9%	18.9%	57.4%
	2	【境内墓地】（寺、教会等敷地や境内にある墓地）	31.9%	30.0%	17.8%	1.5%	18.9%	61.9%
	3	【霊園墓地】（公営以外の公園形式の墓地）	27.8%	20.0%	25.6%	1.5%	25.2%	47.8%
所有していない 対象者：568人	1	【公営墓地】（市町村等が設置した墓地）	37.0%	16.0%	26.6%	1.1%	19.4%	53.0%
	2	【境内墓地】（寺、教会等敷地や境内にある墓地）	28.5%	25.5%	25.4%	0.5%	20.1%	54.0%
	3	【霊園墓地】（公営以外の公園形式の墓地）	25.2%	17.4%	32.0%	1.1%	24.3%	42.6%

対象者：人/回答：%

１７．受け入れられる範囲に新設される墓地の希望内容

問24　あなたの現在の居住地から受け入れられる範囲に、新たに新設される墓地について優先して欲しいものの順位をお答えください。（お答えはそれぞれ1つ）

【全体結果】

受け入れられる範囲に新設される墓地の希望内容で１位から３位の合計の割合で見ると、最も多いのは「お彼岸など、お墓参りのシーズン時の交通渋滞の対策を行なってほしい」（83.1%）で、次いで、「墓地内に緑地を充分に確保し墓地使用者以外の地元の者にもオープンスペースとして開放してほしい」（72.4%）、「霊園周辺を緑地帯で囲みお墓が見えない様にしてほしい」（71.6%）となっている。１位で最も多いのは「霊園周辺を緑地帯で囲みお墓が見えない様にしてほしい」（44.6%）で、２位では「墓地内に緑地を充分に確保し墓地使用者以外の地元の者にもオープンスペースとして開放してほしい」（35.0%）、３位では「お彼岸など、お墓参りのシーズン時の交通渋滞の対策を行なってほしい」（34.5%）となっている。

図 17.1　受け入れられる範囲に新設される墓地の希望内容

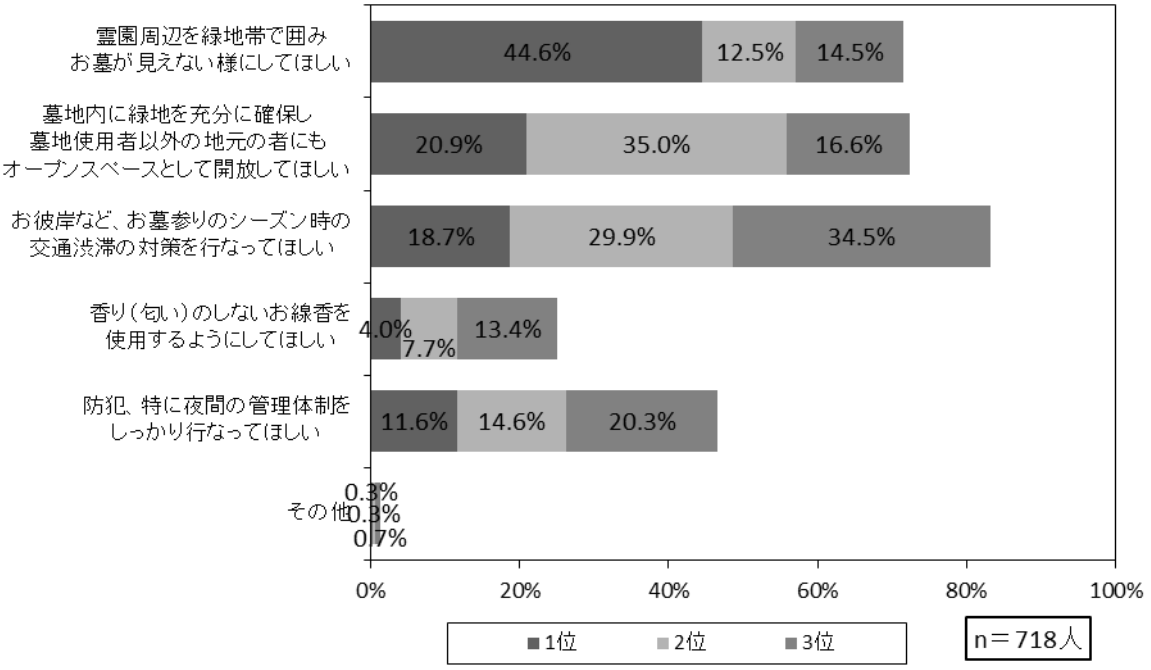

		1位	2位	3位	1位～3位の計
1	霊園周辺を緑地帯で囲み お墓が見えない様にしてほしい	44.6% （320人）	12.5% （90人）	14.5% （104人）	71.6%
2	墓地内に緑地を充分に確保し 墓地使用者以外の地元の者にも オープンスペースとして開放してほしい	20.9% （150人）	35.0% （251人）	16.6% （119人）	72.4%
3	お彼岸など、お墓参りのシーズン時の 交通渋滞の対策を行なってほしい	18.7% （134人）	29.9% （215人）	34.5% （248人）	83.1%
4	香り（匂い）のしないお線香を 使用するようにしてほしい	4.0% （29人）	7.7% （55人）	13.4% （96人）	25.1%
5	防犯、特に夜間の管理体制を しっかり行なってほしい	11.6% （83人）	14.6% （105人）	20.3% （146人）	46.5%
6	その他	0.3% （2人）	0.3% （2人）	0.7% （5人）	1.3%

【居住地別】

居住地別では、「霊園周辺を緑地帯で囲みお墓が見えない様にしてほしい」はさいたま市：1位 48.9%、名古屋市：1位 36.2%、大阪市：1位 48.3%、岡山市：1位 41.5%、福岡市：1位 47.3%となっていて、「墓地内に緑地を充分に確保し墓地使用者以外の地元の者にもオープンスペースとして開放してほしい」はさいたま市：2位 38.1%、名古屋市：2位 31.9%、福岡市：2位 39.9%で、「お彼岸など、お墓参りのシーズン時の交通渋滞の対策を行なってほしい」はさいたま市：3位 34.5%、名古屋市：3位 33.3%、大阪市：2位 38.4%・3位 35.1%、岡山市：2位 33.1%・3位 27.5%、福岡市：3位 41.9%となっている。

表 17.1　受け入れられる範囲に新設される墓地の希望内容（居住地別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
さいたま市 対象者：139人	1	霊園周辺を緑地帯で囲み お墓が見えない様にしてほしい	48.9%	12.9%	10.8%	72.7%
	2	墓地内に緑地を充分に確保し墓地使用者以外の 地元の者にもオープンスペースとして開放してほしい	18.7%	38.1%	17.3%	74.1%
	3	お彼岸など、お墓参りのシーズン時の 交通渋滞の対策を行なってほしい	18.0%	28.1%	34.5%	80.6%
	4	香り（匂い）のしないお線香を 使用するようにしてほしい	6.5%	12.2%	17.3%	36.0%
	5	防犯、特に夜間の管理体制を しっかり行なってほしい	7.9%	8.6%	20.1%	36.7%
	6	その他	－	－	－	0.0%
名古屋市 対象者：138人	1	霊園周辺を緑地帯で囲み お墓が見えない様にしてほしい	36.2%	13.0%	19.6%	68.8%
	2	墓地内に緑地を充分に確保し墓地使用者以外の 地元の者にもオープンスペースとして開放してほしい	21.7%	31.9%	19.6%	73.2%
	3	お彼岸など、お墓参りのシーズン時の 交通渋滞の対策を行なってほしい	25.4%	23.9%	33.3%	82.6%
	4	香り（匂い）のしないお線香を 使用するようにしてほしい	4.3%	10.1%	8.7%	23.2%
	5	防犯、特に夜間の管理体制を しっかり行なってほしい	11.6%	19.6%	17.4%	48.6%
	6	その他	0.7%	1.4%	1.4%	3.6%
大阪市 対象者：151人	1	霊園周辺を緑地帯で囲み お墓が見えない様にしてほしい	48.3%	9.3%	12.6%	70.2%
	2	墓地内に緑地を充分に確保し墓地使用者以外の 地元の者にもオープンスペースとして開放してほしい	21.9%	33.1%	14.6%	69.5%
	3	お彼岸など、お墓参りのシーズン時の 交通渋滞の対策を行なってほしい	13.9%	38.4%	35.1%	87.4%
	4	香り（匂い）のしないお線香を 使用するようにしてほしい	2.6%	4.0%	12.6%	19.2%
	5	防犯、特に夜間の管理体制を しっかり行なってほしい	13.2%	15.2%	23.8%	52.3%
	6	その他	－	－	1.3%	1.3%
岡山市 対象者：142人	1	霊園周辺を緑地帯で囲み お墓が見えない様にしてほしい	41.5%	16.2%	13.4%	71.1%
	2	墓地内に緑地を充分に確保し墓地使用者以外の 地元の者にもオープンスペースとして開放してほしい	17.6%	31.7%	19.7%	69.0%
	3	お彼岸など、お墓参りのシーズン時の 交通渋滞の対策を行なってほしい	22.5%	33.1%	27.5%	83.1%
	4	香り（匂い）のしないお線香を 使用するようにしてほしい	5.6%	5.6%	13.4%	24.6%
	5	防犯、特に夜間の管理体制を しっかり行なってほしい	12.7%	13.4%	25.4%	51.4%
	6	その他	－	－	0.7%	0.7%
福岡市 対象者：148人	1	霊園周辺を緑地帯で囲み お墓が見えない様にしてほしい	47.3%	11.5%	16.2%	75.0%
	2	墓地内に緑地を充分に確保し墓地使用者以外の 地元の者にもオープンスペースとして開放してほしい	24.3%	39.9%	12.2%	76.4%
	3	お彼岸など、お墓参りのシーズン時の 交通渋滞の対策を行なってほしい	14.2%	25.7%	41.9%	81.8%
	4	香り（匂い）のしないお線香を 使用するようにしてほしい	1.4%	6.8%	14.9%	23.0%
	5	防犯、特に夜間の管理体制を しっかり行なってほしい	12.2%	16.2%	14.9%	43.2%
	6	その他	0.7%	－	－	0.7%

対象者：人/回答：%

【続柄別】

続柄別では、「霊園周辺を緑地帯で囲みお墓が見えない様にしてほしい」は長男：1 位 44.4%、長男以外：1 位 44.3%、長女：1 位 45.9%、長女以外：1 位 42.9%となっていて、「墓地内に緑地を充分に確保し墓地使用者以外の地元の者にもオープンスペースとして開放してほしい」は長男：2 位 35.7%、長男以外：2 位 37.7%、長女：2 位 33.5%、長女以外：2 位 31.0%で、「お彼岸など、お墓参りのシーズン時の交通渋滞の対策を行なってほしい」は長男：3 位 34.2%、長男以外：3 位 36.1%、長女：3 位 35.3%、長女以外：3 位 32.1%となっている。

表 17.2　受け入れられる範囲に新設される墓地の希望内容（続柄別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
長男 対象者:342人	1	霊園周辺を緑地帯で囲み お墓が見えない様にしてほしい	44.4%	9.9%	16.1%	70.5%
	2	墓地内に緑地を充分に確保し墓地使用者以外の 地元の者にもオープンスペースとして開放してほしい	20.5%	35.7%	17.3%	73.4%
	3	お彼岸など、お墓参りのシーズン時の 交通渋滞の対策を行なってほしい	21.3%	32.2%	34.2%	87.7%
	4	香り(匂い)のしないお線香を 使用するようにしてほしい	4.1%	7.0%	12.0%	23.1%
	5	防犯、特に夜間の管理体制を しっかり行なってほしい	9.1%	14.6%	19.9%	43.6%
	6	その他	0.6%	0.6%	0.6%	1.8%
長男以外 対象者:122人	1	霊園周辺を緑地帯で囲み お墓が見えない様にしてほしい	44.3%	14.8%	11.5%	70.5%
	2	墓地内に緑地を充分に確保し墓地使用者以外の 地元の者にもオープンスペースとして開放してほしい	21.3%	37.7%	18.0%	77.0%
	3	お彼岸など、お墓参りのシーズン時の 交通渋滞の対策を行なってほしい	18.9%	30.3%	36.1%	85.2%
	4	香り(匂い)のしないお線香を 使用するようにしてほしい	4.9%	5.7%	9.8%	20.5%
	5	防犯、特に夜間の管理体制を しっかり行なってほしい	10.7%	11.5%	24.6%	46.7%
	6	その他	－	－	－	0.0%
長女 対象者:170人	1	霊園周辺を緑地帯で囲み お墓が見えない様にしてほしい	45.9%	11.8%	11.8%	69.4%
	2	墓地内に緑地を充分に確保し墓地使用者以外の 地元の者にもオープンスペースとして開放してほしい	20.0%	33.5%	14.7%	68.2%
	3	お彼岸など、お墓参りのシーズン時の 交通渋滞の対策を行なってほしい	12.9%	29.4%	35.3%	77.6%
	4	香り(匂い)のしないお線香を 使用するようにしてほしい	2.9%	10.0%	15.9%	28.8%
	5	防犯、特に夜間の管理体制を しっかり行なってほしい	18.2%	15.3%	21.2%	54.7%
	6	その他	－	－	1.2%	1.2%
長女以外 対象者:84人	1	霊園周辺を緑地帯で囲み お墓が見えない様にしてほしい	42.9%	21.4%	17.9%	82.1%
	2	墓地内に緑地を充分に確保し墓地使用者以外の 地元の者にもオープンスペースとして開放してほしい	23.8%	31.0%	15.5%	70.2%
	3	お彼岸など、お墓参りのシーズン時の 交通渋滞の対策を行なってほしい	19.0%	21.4%	32.1%	72.6%
	4	香り(匂い)のしないお線香を 使用するようにしてほしい	4.8%	8.3%	19.0%	32.1%
	5	防犯、特に夜間の管理体制を しっかり行なってほしい	9.5%	17.9%	14.3%	41.7%
	6	その他	－	－	1.2%	1.2%

対象者:人/回答:%

【墓地の所有別】

続柄別では、「霊園周辺を緑地帯で囲みお墓が見えない様にしてほしい」は市内に所有している：1位47.3%、市外に所有している：1位45.7%、所有していない：1位42.4%となっていて、「墓地内に緑地を充分に確保し墓地使用者以外の地元の者にもオープンスペースとして開放してほしい」は市内に所有している：2位36.7%、市外に所有している：2位36.6%、所有していない：2位33.1%で、「お彼岸など、お墓参りのシーズン時の交通渋滞の対策を行なってほしい」は市内に所有している：3位34.6%、市外に所有している：3位35.5%、所有していない：3位34.0%となっている。

表 17.3　受け入れられる範囲に新設される墓地の希望内容（墓地の所有別）

			1位	2位	3位	1位～3位の計
市内に所有している 対象者：188人	1	霊園周辺を緑地帯で囲み お墓が見えない様にしてほしい	47.3%	12.8%	14.9%	75.0%
	2	墓地内に緑地を充分に確保し墓地使用者以外の 地元の者にもオープンスペースとして開放してほしい	23.4%	36.7%	17.0%	77.1%
	3	お彼岸など、お墓参りのシーズン時の 交通渋滞の対策を行なってほしい	13.3%	32.4%	34.6%	80.3%
	4	香り（匂い）のしないお線香を 使用するようにしてほしい	4.3%	6.9%	14.4%	25.5%
	5	防犯、特に夜間の管理体制を しっかり行なってほしい	11.2%	10.6%	18.6%	40.4%
	6	その他	0.5%	0.5%	0.5%	1.6%
市外に所有している 対象者：186人	1	霊園周辺を緑地帯で囲み お墓が見えない様にしてほしい	45.7%	11.3%	14.0%	71.0%
	2	墓地内に緑地を充分に確保し墓地使用者以外の 地元の者にもオープンスペースとして開放してほしい	19.4%	36.6%	18.3%	74.2%
	3	お彼岸など、お墓参りのシーズン時の 交通渋滞の対策を行なってほしい	23.1%	27.4%	35.5%	86.0%
	4	香り（匂い）のしないお線香を 使用するようにしてほしい	2.7%	7.0%	10.2%	19.9%
	5	防犯、特に夜間の管理体制を しっかり行なってほしい	9.1%	17.7%	21.5%	48.4%
	6	その他	－	－	0.5%	0.5%
所有していない 対象者：344人	1	霊園周辺を緑地帯で囲み お墓が見えない様にしてほしい	42.4%	13.1%	14.5%	70.1%
	2	墓地内に緑地を充分に確保し墓地使用者以外の 地元の者にもオープンスペースとして開放してほしい	20.3%	33.1%	15.4%	68.9%
	3	お彼岸など、お墓参りのシーズン時の 交通渋滞の対策を行なってほしい	19.2%	29.9%	34.0%	83.1%
	4	香り（匂い）のしないお線香を 使用するようにしてほしい	4.7%	8.4%	14.5%	27.6%
	5	防犯、特に夜間の管理体制を しっかり行なってほしい	13.1%	15.1%	20.6%	48.8%
	6	その他	0.3%	0.3%	0.9%	1.5%

対象者：人/回答：%

１８．散骨葬法の認知

問25　散骨という葬法についてご存じですか。（お答えは1つ）

【全体結果】

散骨という葬法の認知の割合は、「名前も方法も、両方知っている」は 47.4%であり、「名前のみ知っている」は 41.0%。一方で「知らない」という回答も１割をこえた（11.6%）。

散骨は平成元年頃からマスメディアでも大きく取り上げたことから始まり、その後、この葬法は、テレビ、新聞、雑誌など、様々な媒体を通して、よく取り上げられているが、「名前も方法も両方知っている」という割合は過半数をこえていないという結果であった。

図 18.1　散骨葬法の認知

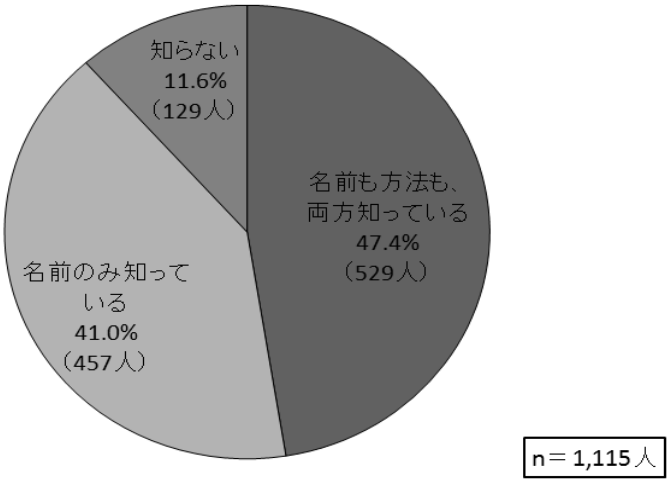

【居住地別】

居住地別では、特に大きな差は見られない。

全体	さいたま市	名古屋市	大阪市	岡山市	福岡市
1,115	226	220	222	224	223

（人）

【続柄別】

続柄別では、特に大きな差は見られない。

全体	長男	長男以外	長女	長女以外
1,115	502	179	298	136

（人）

【墓地の所有別】

墓地の所有別では、特に大きな差は見られない。

全体	市内に所有している	市外に所有している	所有していない
1,115	277	270	568

（人）

１９．身近な人の散骨経験の有無

問26　身近な人が、実際に散骨を行ったことがありますか。（お答えは1つ）

【全体結果】

先の問「問 25－散骨葬法の認知」の設問に対して、これを認知している者 986 人に対して、身近な人の散骨経験の有無を尋ねたところ、97.8%が「経験無し」と答えている。

加えて、ここで「行なったことがあると答えた 2.2%、22 人のうち、次の設問「問 27－『身近に行なった人』との具体的な関係」を尋ねると、2.2%、22 人のうち、8 件－4 割近くが「知人」「会社の人」「友人」などからの伝聞的なもので占められていることが明らかとなっている。

伝聞的なものを除き、今般の調査対象者数全体の割合に置換えると、〔(22－8) ÷986＝〕1.4%となる。

図 19.1　身近な人の散骨経験の有無と関係

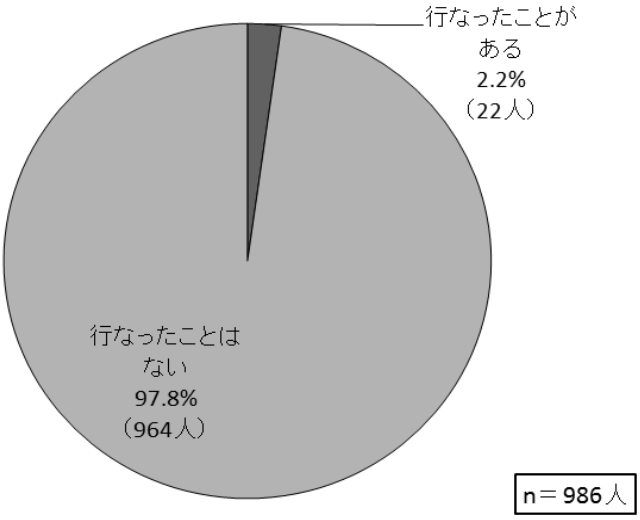

【居住地別】

居住地別では、特に大きな差は見られない。

全体	さいたま市	名古屋市	大阪市	岡山市	福岡市
986	201	194	191	204	196

（人）

【続柄別】

続柄別では、特に大きな差は見られない。

全体	長男	長男以外	長女	長女以外
986	424	163	276	123

（人）

【墓地の所有別】

墓地の所有別では、特に大きな差は見られない。

全体	市内に所有している	市外に所有している	所有していない
986	251	247	488

（人）

２０．散骨を行った方と個人の関係

問27　身近な人が、実際に散骨を行ったことがあるとお答えになった方にお聞きします。
その散骨を行った方とあなたはどのような関係ですか。
また、散骨された故人と散骨を行った方はどのような関係ですか。

表 20.1　散骨を行った方とあなたの関係・故人と散骨を行った方との関係

居住地区	続柄	墓地所有の有無	【散骨を行なった方とあなたとの関係】	【散骨された故人と散骨を行なった方との関係】
さいたま市	長男	市外に所有している	本人	義理の父母
			友人	友人
			母	妹
		所有していない	父	親子
名古屋市	長男	市内に所有している	本人	父
			本人	叔父
		所有していない	会社の上司	子弟
	長女以外	所有していない	本人	親子
大阪市	長男	市外に所有している	母	親子
			本人	両親
			義母	親子
岡山市	長男	市内に所有している	友人	兄弟
		所有していない	祖父	わからない
	長男以外	市内に所有している	知人	知人
	長女	所有していない	叔母と叔父	親子
福岡市	長男	市外に所有している	父	親子
		所有していない	会社の後輩	故人の配偶者
			本人	父
			父の知人	父の知人
			本人	義母
	長女	所有していない	友人	友人
			知人	知人

２１．身近な人から散骨を希望された場合

問28　あなたの身近な方から散骨して欲しいと言われたらどうしますか。（お答えはいくつでも）

【全体結果】

身近な人から散骨を希望された場合の割合は、「頼まれれば行う」（71.9%）が最も多い。これは、過去において、他で行われた類似のアンケート・意識調査でも同じような結果が確認されている。

図 21.1　身近な人から散骨を希望された場合

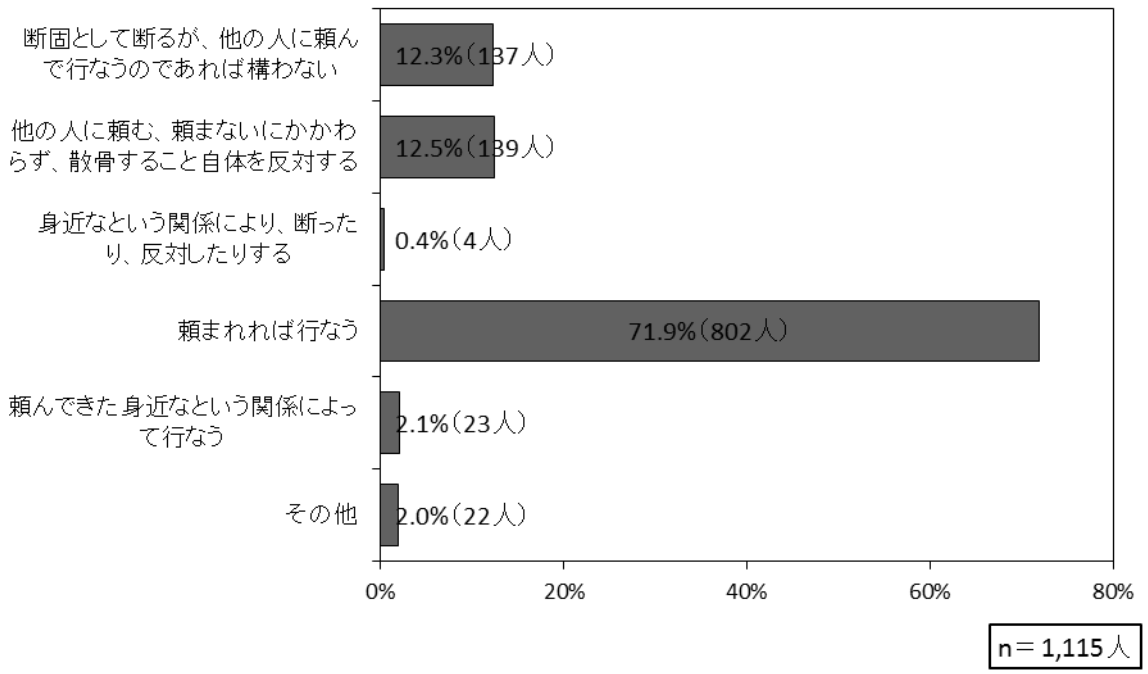

【居住地別】

居住地別の、「頼まれれば行う」で最も多いのは名古屋市（79.1%）となっている。

表 21.1　身近な人から散骨を希望された場合（居住地別）

	対象者	さいたま市	名古屋市	大阪市	岡山市	福岡市
対象者	1115	226	220	222	224	223
断固として断るが、他の人に頼んで行なうのであれば構わない	137	13.3%	7.3%	13.1%	12.9%	14.8%
他の人に頼む、頼まないにかかわらず、散骨すること自体を反対する	139	14.6%	9.5%	14.0%	11.6%	12.6%
身近なという関係により、断ったり、反対したりする	4	0.9%	−	−	0.4%	0.4%
頼まれれば行なう	802	68.1%	79.1%	68.9%	71.9%	71.7%
頼んできた身近なという関係によって行なう	23	3.1%	1.8%	3.2%	1.8%	0.4%
その他	22	0.9%	3.2%	2.3%	2.7%	0.9%

対象者：人/回答：%

【続柄別】

続柄別の、「頼まれれば行う」で最も多いのは長女（72.8%）となっている。

表 21.2　身近な人から散骨を希望された場合（続柄別）

	対象者	長男	長男以外	長女	長女以外
対象者	1115	502	179	298	136
断固として断るが、他の人に頼んで行なうのであれば構わない	137	12.5%	13.4%	10.7%	13.2%
他の人に頼む、頼まないにかかわらず、散骨すること自体を反対する	139	14.1%	13.4%	10.4%	9.6%
身近なという関係により、断ったり、反対したりする	4	0.2%	−	0.7%	0.7%
頼まれれば行なう	802	71.7%	72.1%	72.8%	70.6%
頼んできた身近なという関係によって行なう	23	0.8%	0.6%	3.4%	5.9%
その他	22	1.6%	0.6%	3.4%	2.2%

対象者：人/回答：%

【墓地の所有別】

墓地の所有別の、「頼まれれば行う」で最も多いのは市内に所有している（72.9%）となっている。

表 21.3　身近な人から散骨を希望された場合（墓地の所有別）

	対象者	市内に所有している	市外に所有している	所有していない
対象者	1115	277	270	568
断固として断るが、他の人に頼んで行なうのであれば構わない	137	11.6%	13.7%	12.0%
他の人に頼む、頼まないにかかわらず、散骨すること自体を反対する	139	12.3%	13.0%	12.3%
身近なという関係により、断ったり、反対したりする	4	−	0.4%	0.5%
頼まれれば行なう	802	72.9%	71.1%	71.8%
頼んできた身近なという関係によって行なう	23	2.2%	1.5%	2.3%
その他	22	2.2%	2.2%	1.8%

対象者：人/回答：%

２２．ご自身のご遺骨の散骨希望

問29　あなた自身のご遺骨（焼骨）の散骨についてお答えください。（お答えは1つ）

【全体結果】

自身の散骨希望の割合は、「すべての焼骨を散骨してしまってほしい」と「一部の焼骨だけを散骨してほしい」を合わせた散骨希望計は 34.5%となっていて、「散骨はしてほしくない」は 22.2%で、「遺族の判断に委ねる」は 42.4%となっている。

しかし、実際には前述問「問 26」の結果のとおり、身近な人が実際に散骨を行ったことがある割合は少ないものとなっており、乖離している。

図 22.1　ご自身のご遺骨の散骨希望

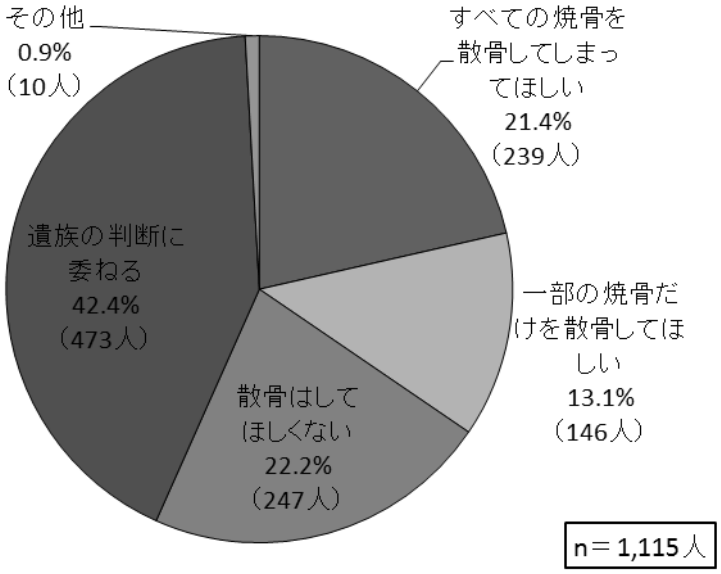

【居住地別】

居住地別の「すべての焼骨を散骨してしまってほしい」の割合では、名古屋市（26.4%）が最も多く、次いで、さいたま市（24.8%）、大阪市（19.4%）、福岡市（18.8%）、岡山市（17.9%）となっている。

全体	さいたま市	名古屋市	大阪市	岡山市	福岡市
1,115	226	220	222	224	223

（人）

【続柄別】

続柄別の「すべての焼骨を散骨してしまってほしい」の割合では、長女以外（30.9%）が最も多く、次いで、長女（24.8%）、長男以外（19.0%）、長男（17.7%）となっている。

全体	長男	長男以外	長女	長女以外
1,115	502	179	298	136

（人）

【墓地の所有別】

続柄別の「すべての焼骨を散骨してしまってほしい」の割合では、所有していない（23.8%）が最も多く、次いで、市外に所有している（20.4%）、市内に所有している（17.7%）となっている。

全体	市内に所有している	市外に所有している	所有していない
1,115	277	270	568

（人）

２３．居住地の散骨場の計画について

問30　もし、地元に散骨場が設けられる計画がなされた場合のあなたのお気持ちに近いものをお答えください。（お答えは1つ）

【全体結果】

居住地の散骨場の計画について、「そもそも、つくられること自体、認め難い」（48.9%）が最も多く、次いで、「居住地の隣接地でも構わない」（38.0%）、「居住地から数mまたは数十m以上離れたところであれば構わない」（8.5%）となっている。

これは先の問「問 24－新たに墓地が新設される場合」の設問と比べると、「居住地の隣接でも構わない」という回答が、墓地の場合より、13.1%減少し、「そもそもつくられること自体、認めがたい」という回答は、墓地の場合より 13.3%増加している。

図 23.1　居住地の散骨場の計画について

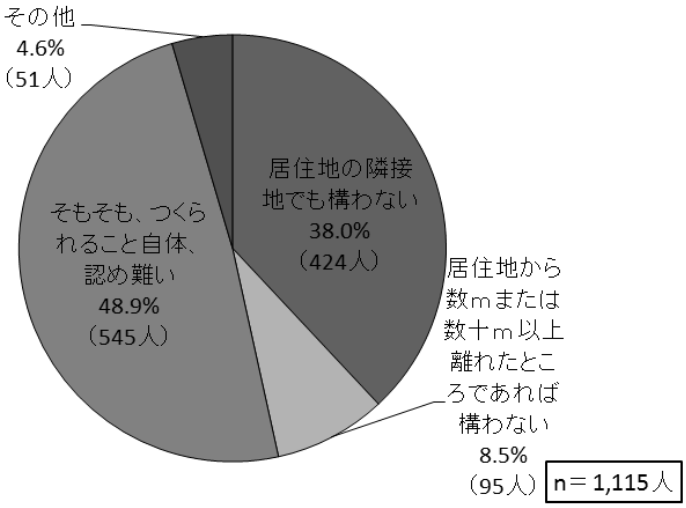

【居住地別】

居住地別では、「「居住地の隣接地でも構わない」と「居住地から数mまたは数十m以上はなれたところであれば構わない」と合わせると、大阪市（49.6%）が最も多く、「そもそも、つくられること自体、認め難い」は岡山市（52.7%）が最も多い

全体	さいたま市	名古屋市	大阪市	岡山市	福岡市
1,115	226	220	222	224	223

（人）

【続柄別】

続柄別では、「居住地の隣接地でも構わない」と「居住地から数mまたは数十m以上はなれたところであれば、構わない」と合わせると、長男（51.0%）が最も多く、「そもそも、つくられること自体、認め難い」は長女（53.7%）が最も多い。

全体	長男	長男以外	長女	長女以外
1,115	502	179	298	136

（人）

【墓地の所有別】

墓地の所有別では、「居住地の隣接地でも構わない」と「居住地から数mまたは数十m以上はなれたところであれば構わない」と合わせると、市外に所有している（49.6%）が最も多く、「そもそも、つくられること自体、認め難い」は所有していない（50.0%）が最も多い。

全体	市内に所有している	市外に所有している	所有していない
1,115	277	270	568

（人）

３；地方公共団体、特に大都市圏における墓地行政の現状と課題

３－１．地方公共団体、特に大都市圏における墓地行政の現状と課題

はじめに

東京圏、名古屋圏、大阪圏の三大都市圏は、学校、病院、公園、公共施設などの生活基盤に加え、道路、通信、交通網など産業基盤も整備されている。

そのなかでも、圏内の政令指定都市、中核市、保健所設置市などの大都市、とりわけ、東京圏の大都市は、充実した社会資本を備えており、１９９６年から転入超過が続いている。

また、圏域の大都市における人口増加は顕著であり、各都市では毎年数万人が増加していることから、今後も、これら大都市及びその周辺の人口は増加するものと考えられる。また、東京都の６０歳以上人口は約３６０万人であり、この年代の転出数が毎年９千人弱であることから、これら大都市での高齢世代の定住指向は高いと考えられる。このような人口動態を踏まえると、東京圏の大都市では、今後、墓地需要の増加が見込まれ、計画的に墓地を供給する必要がある。

都市の健全な発展と秩序ある整備を目的とした都市計画法では、墓地（墓園）は、病院、学校と同様、都市計画で適正に配置する都市施設と位置づけている。

また、墓地埋葬法を所管する厚生労働省は、「墓地経営・管理の指針」（平成１２年）にて、「墓地については、その公共性、公益性にかんがみ、住民に対する基礎的なサービスとして需要に応じて行政が計画的に供給することが望ましい」としている。

需要に見合った安定的な墓地供給は、住み良いまちづくりの生活基盤の充実にとって重要であることから、無計画かつ無秩序な開発を防止する見地からも、早急に都市計画マスタープランに墓地を配置することが喫緊の課題である。

そこで、ここでは東京都の状況について詳細を明らかにすることをもって、他の大都市圏における課題への対応の事例を提示するものである。なお、これら大都市圏を含めた我が国における全般的な傾向については、本項最後に改めて省察する。

墓地設置場所

大都市では、地方の「いえ」から離れて移り住んだ世代が定住し、そこが安住の地（＝ふるさと）となり、その地で自らの墓地を生前に取得する傾向が強くなっている。

また、東京都が平成１７年に実施した都政モニターアンケートでは、墓地を取得する際に重視する条件として、回答者の８割近くが「交通利便性」を挙げている。その主な理由として、生前取得希望者の多くが、自らが墓参しやすい身近な墓所を求めているものと考えられ、容易に墓参できるよう、居住地に新たな墓地を求め、出身地の墓地から改葬する傾向も見受けられる。

これまで、墓地は山間部を大規模に開発する施設と考えられていたが、大都市では近年、住宅

地域で敷地面積２～３千ｍ^2、１０００区画程度の計画が主流となっている。これは、交通利便性を考慮した利用者ニーズを満たした供給でもある。このような墓地は、周辺住民の需要が高く、数年を待たずして空区画がなくなることもあり、現在、都市型墓地の主流となっている。

なお、各地方公共団体が都市計画を策定する際の技術的助言として国土交通省は「都市計画運用指針」を示している。ここでは、墓地は、「市街地に近接せず、かつ、将来の発展を予想し市街化の見込みのない位置であって、交通の利便の良い土地」に配置するのが望ましいとしている。

しかし、大都市で将来の公営墓地予定地として、こうした条件に該当する土地を都市計画に示すことは、事実上不可能である。

東京都の状況

東京都では、都民に必要な公営墓地の大部分を都立霊園が担っている。

かつては、１０～２０年毎に計画的に都立霊園を新設し、都民の墓地需要に応えてきた。

しかし、昭和４６年に八王子霊園を新設して以降、新たな都立霊園を設置しておらず、それ以降、新設計画は示されていない。近年、霊園内に墳墓形式によらない合葬埋蔵施設や樹林墓地を設けるなどし、都民の墓地需要に応えているものの、墓所スペースは限られている。

そのため、都立霊園が、将来にわたって都民の需要を満たすだけの区画数を安定供給するのは困難である。その一方、市区町村の都市計画マスタープランには、公営墓地を計画配置する具体な構想は見当たらない状況である。最近になって、二市が共同し新たな公営墓地を設置する計画が進行しているが、このような新設計画はきわめて稀である。

現在、多くの都民は、墓地不足や設置場所の地域偏在などにより、埼玉県、神奈川県、千葉県など隣接県に設置された墓地を利用している。また、東京都は、平成２４年までの１０年間に限っても、９０万人超の人口が増加しており、慢性的な墓地不足が続くものと考えられる。

さらに、東京都は、墓地経営を目的とする公益法人を認証していないため、墓地の安定供給には、宗教法人を経営主体とする公益事業型墓地が必要不可欠となる。そのため、過度な制限ではなく、適正な墓地の供給をもたらすよう、条例を整備し運用してきた。しかし、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第２次一括法）が、平成２４年度から施行され、各市が条例を整備し、墓地を許可することとなった。

区市の状況

都内には、少ないながらも市営墓地がある。市が自ら墓地を経営し、市民に向けた安定的な供給数を確保しているのであれば、宗教法人による公益事業型墓地の設置は、供給過多となり需給バランスを欠くことになるため、一定の制限を加えることは必要である。

その一方で、公営墓地を経営せず、市民の墓地需要も把握しないまま、墓地の設置に消極的であれば、市民に必要な墓地を将来どう確保するのか、具体な計画を示す必要があろう。都内地方公共団体の対応例は以下のとおりである。

＜八王子市＞

当市は、平成１９年４月に都内で最初に保健所設置市となったことにより、市墓地条例を整備し、墓地許可事務を担うこととなった地方公共団体である。

それまでにも、市営墓地を経営するとともに、多くの事業型墓地が設置されており、将来、墓地経営者となることができる多くの宗教法人が存在している。このような地域の実情及び市民の墓地需要を勘案し、経営主体、設置場所などに一定の制限を加えて条例を整備している。

＜保健所を設置しない市＞

平成２４年に施行された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第２次一括法）により、すべての市が一斉に墓地許可事務を担任することとなった。これまで、墓地の許可に関する事務は、市が担う事務とされていたが、東京都内では保健所を設置しない市では、土地開発担当部署の所管となっている。

また、事務引継ぎの移行期間も十分でなく、市民の墓地需要、安定供給など規定整備に必要な基礎調査がなされないまま、多くの市では、先行した市の条例を参考に規定整備することとなった。そのため、必ずしも地域の実情に適合しない内容となっているものもある。

・市営墓地計画がなく、その他の経営主体として市内宗教法人に限って認める規定を設けているものの、域内の宗教法人が多くないため新たな墓地の経営主体が出にくい

・緑地率、駐車場付置などの規定により、十分な墳墓区域が確保しにくい

・開発行為、まちづくり施策などで、大きな構造設備などの付置義務を課している　など

＜特別区＞

これまで、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例、いわゆる事務処理特例条例により、墓地許可事務を担ってきたが、第２次一括法により、各区の自治事務となり条例が整備された。いずれの区も区営墓地の計画はないため、区内で墓地を供給するためには、宗教法人による公益事業に期待することとなる。しかしながら、安定した墓地経営が可能となる規模の土地を確保するのは容易ではなく、住宅地に隣接することが避けられないため、隣接住民との間にあつれきが生じる。そのため、墓地を計画的に供給するには、慎重な審査が求められる。

墓地の将来予測

墓地、火葬場、廃棄物処理場などの大規模公共施設に限らず、福祉施設、介護施設などの民間小規模施設も含め、隣接住民から迷惑施設、嫌忌施設と見なされ、その新設は容易ではない。新

たな都立霊園の設置が見込めないなか、需要に見合う墓地を安定供給することは、住民への基礎的サービスであり、これを担うのは区市の責務である。

長期的な視点から墓地需要を予測するには、死亡者数、定着指向などの数値を数式に代入して求める方法がある。また、火葬許可申請時などに、遺族から墓地所有の有無、取得希望地などを調査することで、その時点での市民の墓地ニーズを把握することができる。

これに意識調査を加えることにより、政策課題が明らかとなる。これらを踏まえ、市民参加型まちづくりとしてマスタープランを策定し、墓地の安定供給に必要な規定整備する方法もある。

他県市の墓地許可事務

三大都市圏の政令指定都市の墓地条例のうち、経営主体、設置場所、構造設備基準などの規定は、表のとおりである。

	経営主体	設置場所	構造設備基準	その他
横浜市	1 地方公共団体 2 市内に事務所をもつ宗教法人 3 市内に事務所をもつ公益法人	1 自己所有地 2 学校、公園又は住宅の敷地から100m以上	1 緑地率30～40% 2 駐車場5% 3 幅員4.5mの道路 など	○申請前に標識設置、住民説明会、協議 ○財務状況審査会による調査 ○紛争調停委員会による調整
川崎市	1 地方公共団体 2 市内に事務所をもつ宗教法人 3 公益法人	1 自己所有地 2 学校、公園、住宅、病院等から110m以上	1 墓地境界に幅員5mの緑地 2 境界の3m以上内側に障壁等 （墳墓が見えないよう） 3 緑地率10%（樹木本数等規定あり） 4 駐車場3%	○申請前に標識設置、住民説明会、協議
相模原市	1 地方公共団体 2 市内に事務所をもつ宗教法人 3 市内に事務所をもつ公益法人	1 自己所有地 2 学校、病院、住宅等から50m以上	1 緑地率20～35% 2 駐車場5%	○申請前の市長協議 ○申請前に標識設置、住民説明会
千葉市		1 住宅、学校、病院等から50m以上 2 自己所有地	1 墓地境界に幅員3m以上の緑地 2 境界の3m以上内側に障壁等 （墳墓が見えないよう） 3 障壁等の内側に4～8mの緑地率 ※但し書きあり 4 敷地1万㎡以上は墳墓面積30%以下 5 駐車場5%	○申請前の市長協議
さいたま市	1 地方公共団体 2 市内に事務所をもつ宗教法人 3 公益法人	1 自己所有地 2 学校、病院、住宅等から100m以上	1 墓地境界に幅員3mの緑地 2 緑地率30%以上 3 敷地1万㎡以上は墳墓面積30%以下 4 駐車場5%	○申請前の市長協議 ○申請前に標識設置、住民説明会、協議 ○墓地設置計画審議会
大阪市	1 公益法人又は宗教法人 2 財産区の墓地管理委員会 ※審査基準	学校、病院及び人家の敷地からおおむね300m以上　※但し書きあり	1 墓地周囲に塀、樹木を設置 2 新設は1000m2以上 ※2は審査基準	設置場所の規制解除は、 ①周辺環境と調和 ②周辺住民の理解
堺市	1 地方公共団体 2 市内に事務所をもつ公益法人 3 市内に事務所をもつ宗教法人	1 学校、病院及び人家の敷地から200m以上 ※但し書きあり 2 自己所有地	1 境界に緑地帯（幅員基準なし） 2	
名古屋市	記載なし	1 重要道路、鉄道軌道から20m以上 2 人家、学校、病院等から100m以上	1 墓地周囲に塀、樹木を設置 2 通路幅員1m以上	自己所有地に限定しない

各市・特別区への墓地行政に関わる規範調査

墓地埋葬行政に関する市・特別区への規範調査及び考察については、既に「**１；地方公共団体の墓地行政等に関する情報収集と分析**」における「**１－１．各市・特別区への墓地行政に関わる規範調査**」を参照されたい。そこでは「**条例を規範としているケース**」と、「**条例制定に拠らない墓地埋葬行政**」のふたつに大別して省察した。

墓地の許可と「まちづくり」との整合性

この点については、先の「**条例を規範としているケース**」と、「**条例制定に拠らない墓地埋葬行政**」の分析からは、その関係性を明らかにすることは出来なかった。

現在、いわゆる「まちづくり条例」と呼ばれるものは、全国の多くの自治体で創られてきている。前記「**１－３．地方公共団体に対するヒアリング**」で、「墓地の許可と「まちづくり」との整合性」が繰り返し強調されている。

先に述べた通り、しかし、本報告書の「**１－１．墓地埋葬行政に関する市・特別区への規範調査**」において調査を行ったものの、そこでは当該市、特別区における「まちづくり条例」を墓地の許可に関連するものとして、資料を提供してきたケースは確認出来なかった。

そもそも「まちづくり条例」と一口に言っても、当該地方公共団体における「まちづくりの“理念”」を明文化させた、いわゆる「“理念型”まちづくり条例」と、まちづくりに関する具体的方法、基準等について定めた「“実務型”まちづくり条例」に大別されると一般的に指摘される。

地方分権化の進んだ現在においては、その様態は多様であり、それらが墓地の許可と関連させているのか否か、関連させているのであれば、墓地の許可にどの様に反映させているのかは明らかではない。そもそも「まちづくり条例」自体、「“理念型”まちづくり条例」が少なくなく、実質的な効果を得るためには、理念を具体化させる為の方法と整備基準・指標などの定めが必要となることは言うまでもない。

また、後者の「“実務型”まちづくり条例」の場合でも、構成や内容については、類型化させ得ることが難しい。傾向的には、総則としての目的、理念、用語の定義、対象範囲・事項、計画内容、まちづくり基準、開発手続き、推進体制が挙げられているケースが一般的である。

ちなみに、根拠とされる法令は、いわゆる「まちづくり三法」－「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的促進に関する法律（中心市街地活性化法）」、「大規模小売店舗立地法（大店立地法）」、「都市計画法（改訂都市計画法）」が挙げられる。

こうした地方公共団体が定める「まちづくり条例」の他に、住民の自治活動等を通して「地域や街の住民像、まちづくりの理念、活動規定、社会生活・教育志向性など」の自律したまちづく

りのあり方等を自主的に定めたものもあり、そうしたものは「まちづくり憲章」とか「コミュニティ憲章」と呼ぶことがあり、これらに拠り「まちづくり条例」の策定に至るケースもある。

この様に概要を俯瞰しただけではあるが、いわゆる「まちづくり条例」のみでも、整理すべき多くの点を内包していることが明らかとなった。

３－２．地方公共団体の墓地の在り方ー調査より得られたニーズと供給

身近なところにお墓を持ちたいとの要望

本報告書「２；墓地埋葬に関する住民の意識調査」から、主要な部分に注目し、改めてまとめる。

（１）お墓選びの基準（考え方）として、理由の第一順位は、

① 価格 31.7%、

② 自宅からの距離 25.6%、

③ 交通の便 20.4%　　である。

但し、第一、第二順位を合わせると、①，②ともほぼ同様の 25.6%であり、自宅からの距離が重要な要素と考えられていると判断される。

（２）お墓を必要とする理由については、

① 遺骨を抱えて探している 11.0%、

② 現在のお墓から移したい 16%、

③ 自分分のため 71%となっている。

ここで、お墓を移したいというのは、親族のお墓を利用していたが、代が代わり出ることを迫られている。地方の先祖代々のお墓はあるが、高齢となり墓参りが大変など様々な理由はあるとしても、身近な場所へ移したいと考えるのが一般的であろう。

（３） 新設墓所の場所、自宅からの距離についての問いには、

① 隣接地でも良い 38%、

② 数十メートル離れていればよい 16%、

③（新設墓所開設は）認め難い 30%である。

以上の３項目から、身近なところにお墓を持ちたいという考えが、強くなっているということは、容易に想像される。

上述（3）の内、①及び②を合わせた近隣区域でも良いと認めるものが 50%を超えるというのは、墓地が迷惑施設と一般的に考えられているのではないかとのことからは、やや意外な数字ともいえる。

しかし、身近なところにお墓を持ちたいと考えている方が多いことと一致している。

この大都市地域住民の「身近なところにお墓を持ちたい」との要望は、2011 年３月、財団法人東京市町村自治調査会の「墓地と市町村との関わりに関する調査研究報告書」でもアンケート結果として表れており、同報告書では、「墓地の市街地 回帰」と表現している。

大都市圏の急激な人口集中は、昭和 30 年代、40 年代の地方からの流入であり、故郷には祖先の墓があり、埋葬が必要となれば、それを利用すれば足りる。また、自らが墓地を持たざるを得ない状況となっても、その選択基準は若い世代であれば、墓参のための距離より価格が優先され、「遠くても低価格ならよい」墓地を求めたであろうから、市内の墓地への要望もそれほどなかったと考えられ、事実、大都市郊外のやや不便な場所に多くの民間墓地が開設された。

ところが、都市への人口集中時代Ⅱ世の団塊の世代が、社会の第一線を退き始め、以前のように出身地に戻る習慣もなく、都市に住み続ける現在は、自宅近くにお墓を作って欲しいとの圧力が増してきていると考えられる。

市における墓地の設置・経営

周知の事実ではあるが、墓地経営・管理の指針等について（平成 12 年 12 月 6 日付け厚生省生活衛生局長通知）では、次のように述べられている。

「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られること。（中略）地方公共団体が行うのは望ましい理由は、墓地については、その公共性、公益性にかんがみ、住民に対する基礎的なサービスとして需要に応じて行政が計画的に供給することが望ましいと考えられること、将来にわたって安定的な（破綻の可能性がない）運営を行うことができ、住民が安心して利用できることである。」

冒頭に述べられているように、大都市及びその近郊の市にとって、これにより難い状況があるのは事実である。

この報告書をまとめるにあたって話を伺ったある市の担当者は、「高齢化の進行に伴い行政の施策として、市民に求められたのは「施設」であり、街のバリアフリー化で、墓地の整備には残念ながら及ばなかった。」と語っておられた。

本来なら、地方公共団体自らが墓地を開設し、市民に提供すべきであるが、急激な人口増加・都市化に対し、その手当もままならぬうち、都市近郊に作られた民間霊園に頼ってきた。わけても、東京の場合においては、東京市の時代から整備してきた都立霊園に大きく依存してきた状況でもある。

今後、市民からの公営墓地需要の圧力が今後ますます強まっていくのは、当然のことであろう。

大都市でも東京圏では、東京都や横浜や千葉市等の各市での「公営霊園」は、10 倍を超える応募倍率も見られ、その需要圧力のため追加で提供する場合も生じている。

しかし、他の地方公共体にあっては、いわゆる「大都市圏」とされる地方公共体が公募を行う公営墓地においても、条件によっては「売れ残り」、追加募集や年度を通じて募集を行っている状況もある。

市におけるこれからの墓地提供の方法

つぎに、これらの「墓地需要」にいかに対応するべきかを検証したい。

（１）立体化（納骨堂）

上述の東京市町村自治調査会の「墓地と市町村との関わりに関する調査研究報告書」では、平面墓地を中心とした大規模な墓地開発をする土地が見当たらず、狭い土地を活用した「納骨堂」を中心とした公営墓地を提案している。

（２）既存公営墓地の活用

ア　無縁改葬の円滑化と返還促進策

新規墓所の開発がないにも拘らず、東京都において毎年度約 1,000 区画（合葬墓所を除く）の提供が可能なのは、無縁改葬処理の円滑な推進と、合葬墓所を改葬先とした返還を容易にさせる

「施設変更」制度の活用などの返還促進策の導入にもよるところが大きい、

イ　公園墓地の見直し

公園的な活用を図るとされ、1959 年には「墓地計画標準」（建設省事務次官通知）が設定されているが、東京都においても再貸付地の最少区画は、1.6 ㎡であり、横浜においても 1.4 ㎡である。そして、使用料が高額化していることにもよるが、小区画墓所の方が倍率が高いのも事実である。

住民の要望に応えるべく、霊園全体の緑地率を下げて、墓所比率を上げていくことも考えるべきではないか。

（３）複数市における墓地組合

稲城市と府中市が一部事務組合として『稲城・府中墓苑組合』を設置して大型の墓地開発を進めているのは、大都市周辺の地方公共団体の墓地提供の今後のモデルケースと言える。

市街化されていない未利用地を多く持つ地方公共団体と、多くの市民を抱え、用地の少ない地方公共団体の市営墓地提供共同事業として参考にしていくべきことと考える。

既に「飯森霊園」のように守口市、門真市、大東市、四条畷市の 4 市で組織する一部事務組合という特別地方公共団体による火葬場、墓地公園の管理運営を行う例はあるが、首都圏では珍しい。

この計画の中でも従来型の墓所や集約型の合葬墓地、自然葬指向型の樹木墓地の導入も考えられているのは、最近の都市近郊の墓地開発として、時宜を得ているのではないかと思われる。

行政に携わる者にとって、一部事務組合という特別地方公共団体については、一度は聞いたことのあるものであるとは思われるが、以下に少し詳しく述べることとする。

（４）一部事務組合

一部事務組合とは、複数の地方公共団体や特別区がサービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織で、地方自治法（第 3 編 特別地方公共団体）に拠り設けられる。通常、隣接する中小規模の市町村が、ごみ清掃や火葬場等の運営に行うために共同で設ける場合が多くみられる。

ア 管理者

特別地方公共団体には、管理者という構成市等の市長等から選ばれた管理者と言われるトップがおり、副市長などによる理事会もある場合があり、これらが一部事務組合の運営を行う。

イ 議会や条例

また、構成市の議員から選ばれた組合議員もおり、議会も開かれる。

条例、規則等も制定され、その規定により一部事務組合の事務局が、事務を執行することとなっている。

ウ 設立

一部事務組合の設立は、地方自治法284条、同290条、同293条に詳しく規定されている。

①：関係地方公共団体（構成する市等）において、組合の運営方針や規約内容について協議を行う。

②：構成する市などそれぞれの議会の議決を経て行う協議により規約を定める。

③：都道府県の加入するもの及び数都道府県にわたるものにあっては総務大臣、その他のもの

にあっては都道府県知事の許可を得なければならない。

（５）稲城・府中墓園組合

ア 市民の公共墓地への要望

・府中市では、墓地に対する要望が強く、市民墓地の計画はあったが、土地がなく、「車を利用して１時間程度で行ける場所」と考え、他の地方公共団体に接触していた。

・稲城市では、従来、檀家として寺墓地を活用する住民が多く、特に市営墓地の計画はなかった。しかし、東京のベットタウンとして人口の増加により新しい住民からの墓地要望が出てきていた。

イ 設立のきっかけ

府中市、稲城市は、隣接しているが、それぞれ市制以前には、北多摩郡、南多摩郡に属しており、従来から交流は少なかったようである。

しかし、参加する衛生（清掃）組合の解散により、新たな枠組みを探していた府中市が、「多摩川衛生組合」に参加したことが、きっかけになったということである。

その後、様々な考え方があり、スムーズに運んだわけではないようであるが、両市の市民の「身近なところにお墓を持ちたい」という要望に応えるべく、また、市営霊園を市民に提供したいという両市の熱意が実を結ぶことになった。

・平成 12 年、両市における「墓地計画」の協議会が発足

・平成 22 年頃から準備し、東京都に相談

・平成 23 年 12 月議会で両市において議決

・平成 24 年 3 月都知事の許可

・平成 24 年 5 月組合成立。

ウ 施設の概要

・芝生墓地：2,955 基（西洋風の公園墓地）

・普通墓地：353 基（旧来の日本式墓地）

・合葬式墓地：5,036 体（建物内の納骨壇に遺骨を納める集合墓地）

・樹林式墓地：約 1,500 体（樹林の下にある埋蔵施設に遺骨を納める集合墓地）

・メモリアルホール

東京にこの時期、これほど大規模な墓地を開設できるのは、画期的なことと思われるが、制度的、あるいはマニュアル的にこうした事業スキームが組まれることはない。

関係する地方公共団体、各々の状況、条件の調整がなされた上で、初めてこうした組合形式による墓地の計画が実現出来るのであり、普遍的な結論、知見を得ることは極めて難しい。仮に、政策的な展開の可能性を考えるとするなら、こうした墓地に対する財政的なインセンティブなどの裏付けを行うなどの検討がなされる必要性があるであろう。

（６）民間活力を導入した墓地の供給の可能性

厚生省（当時）では、平成 10 年に「これからの墓地等の在り方を考える懇談会報告書」をまとめています。懇談会の議論は多岐にわたったが、「墓地経営の名義貸し」については、営利法人である株式会社

の参加が検討され、「公益信託の制度等を通して民間資本を墓地事業に活用する方策」に関する提案が行われている。

公益性や安定性、継続性が求められるのは、何も墓地だけではない。電気やガスなどのライフラインにはじまり、様々な分野にまたがる業種を株式会社が営んでいることを忘れてはならない。

特に最近では、同じ墓埋法の定める施設である火葬場について、ＰＦＩ（Private Finance Initiative）事業化か検討、実現が進められている。墓地においてもこれを検討することは出来ないであろうか。

ＰＦＩとは、民間資金などを活用することによって公共施設を設計、建設し、運営（維持・管理）についても民間によって、効率的かつ効果的な公共サービスを提供しようとするものである。

既に、いわゆる「ＰＦＩ法」と呼ばれる、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」が平成 11 年に施行されており、これに伴って、内閣内政審議室では民間資金等活用事業推進委員会汗ＰＦＩ推進委員会）が設置され、翌 12 年にはＰＦＩ事業の実施に関する基本的事項として、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平 24･4・12 内閣府告 65）が定められている。

参考：「ＰＦＩ推進法が対象とする分野、契約、事業者の選定等」

我が国で事業対象とされているのは

「ア・公的部門により原則整備されている社会資本分野（道路、空港、港湾、河川、都市公園、下水道等）」

「イ・許認可により民間事業者の整備が認められている社会資本分野（上水道、工業用水道、熱供給施設、廃棄物処理施設等）」

「ウ・民間事業者が（第３セクターを含む）、整備可能な公共性の高い社会資本分野（情報通信施設、社会福祉施設、大学等の教育文化施設、医療施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、地下街、駐車場等）」の３分野に大きく分けられる。

次に「契約」については、通常、公共事業における委託契約は単年度契約であるが、ＰＦＩ事業の性格上、長期にわたる契約になることから、公民の責任分担について詳細を明記した契約が必要となる。

そもそも、ＰＦＩ制度導入以前においても、コストの削減等を目的として、地方公共団体が、その業務の一部を外部委託するアウトソーシング（Outsourcing）するは行われてきた。

しかし、ＰＦＩ事業では当該事業施設の設計、建設のみにとどまらず、資金調達（Finance）、維持管理、運営を一貫して公（地方公共団体）が民間に委ねる点で特質があるといえる。

従って、契約は長期にわたることになり、その間、契約対象事業に対しては独占的権利を与えることになるため、事業者の選定にあたっては、透明かつ公正でなければならならない。いわゆるアカウンタビリティ（Accountability）、説明責任、説明義務を負うことになる。具体的には、地方公共団体においてはＰＦＩ事業を行う民間業者の選定過程及び、事業の実施経緯・運営について客観的データを基にして説明する責任を負う。

選定にあたっては様々な方法はあるが、ＰＦＩ事業に伴って導入された方法としては「総合評価一般

競争入札」というものがある。

これは単に価格（費用）の多寡のみによって評価するものではなく、設計内容、建設の技術水準、管理・運営サービスの基準などといった点についても評価の対象とするものである。当然、入札前にそうした多面な評価基準については公表され、入札の透明性と公平性が確保されます。そうした一方で、ＰＦＩ事業自体はそのプロジェクト期間は長期にわたるため、資金調達（Finance）能力やリスクの分担など、事前に検討すべき項目は多岐にわたる。

従って、落札者を決定する上で、確実に事業推進能力のある業者を絞り込むためには、１次選定、２次選定という多段階による選定方式が採用されるのが一般的である。

（７）散骨と合葬墓地、樹木墓地

アンケートを参照すると、

（１）墓のかたちとして求めるものは、

①和型（従来型）の４０％、

②合葬型１８％、樹木型１０％となっており、次位候補を含め、平均すると①和型２３％、②合葬型１８％、③樹木型１２％となる。

合葬型や樹木型の墓地について、市民の理解が進んできているということであろう。

また別の見方として、

（２）お墓の承継者は

①承継者がいる３５％

②承継者はいるが、負担をかけたくない２４％、

③承継者がいない４１％

となっている。

②と③を加えると６５％、全体の３分の２となり、管理を必要としない永代供養型の共同合祀の墓地の需要はますます高くなっていくと考えられる。

このアンケートで、樹木型の墓地の容認率は、約１２％となっている。しかし、「土に還る」という埋葬の理想形との意識と、自然葬型の要望からの高まりが、想定される。

東京都の例をみると、樹林型墓地の応募が、２４年度平均１６倍、翌25年度は、３倍強の供給増にもかかわらず、平均１０倍の応募倍率となっている。

最近、各地方公共団体の視察が多いようであり、今後、多くの地方公共団体で樹木型墓地が作られていくことが考えられる。

〔分担研究報告書〕

合葬式埋蔵施設（永代供養墓）に関する問題点の整理

厚生労働省科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
分担研究報告書
合葬式埋蔵施設（永代供養墓）に関する問題点の整理

研究分担者　横田　睦　公益社団法人全日本墓園協会主任研究員

そもそも「合葬墓(永代供養墓)」の由来(起源・原型)と定義

そもそも、合葬墓(永代供養)を求めることは、少子高齢化が進む昨今、お墓があっても後継者がいないことで悩んでおられる方が増えている(といわれる“背景”－これについては実証的に裏付けるデータは無く、一般論として喧伝されているにとどまる)。生涯独身の方・子供のいない夫婦・身寄りのない高齢者など、承継者がいなくても(墓地の)管理者が永代にわたり供養を行うお墓の事を総称したもの－とされている。

いずれにしても、いまだに、法的に明確な定義はなされていないことから「合葬墓」という呼称の他、「永代供養墓」「合祀墓」「埋蔵委託管理型施設」など、様々な呼ばれ方がなされます。また、前述した様に社会状況の変化から、将来における承継、管理の不安のみを理由とした申込みだけに留まらず、経済的な理由で従来の様な“お墓”の建立が出来ないという方からの申込み、相談事例も数多く確認されていることから、ある種のセーフティネット、社会福祉的な位置付けで語られることもある。

「合葬墓(永代供養墓)」の他の施設(「納骨堂」等)との関連

①「『墓地』の許可を得た区域内に設ける施設であれば、『合葬式施設（納骨堂)』は『墳墓』と見做すのが現実的対応であり、新たに『納骨堂』としての許可は不要ではないか」

②「(①より）当該施設内に一般の参拝者が立ち入らないのなら『合葬式施設』として見做すなら－一般の参拝者が立ち入る施設なら新たに『納骨堂』の許可は必要ではないか」

③「民間の類似の施設への許可の問題とも関わるので、何を『合葬式施設』として、何を『納骨堂』とするのか、あらかじめ、許可を行う担当部局と、調整を行う必要がある」

－ 以上「合葬墓（永代供養墓)」と「納骨施設（納骨堂)」を区別するポイントとなる。

市営墓地内の墓所区画－墳墓の無縁改葬を行った場合、それを収容する施設についても同様のことがいえる。一般墓地（墓所・墳墓）との関連では、福岡市の市立霊園の一般墓所からの改葬について、いわゆる「無縁」ではなく、改葬を行う者がおり、当該施設への焼骨の移動が申し出られているのであれば、積極的に行うべきではないかと思慮する。このことに拠り、既存の市営墓地の再び貸し付けが促されることにもつながる。また、無縁墓の改葬先とできるのか、という点については。法律上のみの視座から考える限りにおいては、懸念しなくてはならない点は無い。

合葬墓(永代供養墓)の分類 - 本研究における考え方

［ア］骨壷から焼骨を取り出し、大きなカロートにまとめて収めてしまう……これは文字通りの“合葬”になるが、一般的には“無縁”が確定した際の収容方法となる。

［イ］骨壷ごと収容・管理の場合、永久に骨壷としておさめる方法と、一定期間が経過した後に、①のように“合葬”する方法がある（この場合の「一定期間」については具体的にどう、考えたらようのかについては後述する）。

なお、①の大きなカロートは、その規模、容積の目安としては骨壹であると考えられる（地方によって、骨壷の大きさは異なるので、注意が必要）。

ただ、全体の収容数をどのくらいにするのか、実際のカロートの容積は施工業者とよく相談することが求められることは避けることは出来ない。

今日の合葬墓（永代供養墓）といえばやはり、②の骨壷を収める方法となるであろう。

但し、この場合でも、様々なケースが考えられる。それにより、合葬墓（永代供養墓）の外観、構造をはじめ、建設費も異なってくる。

骨壷の収容方法は三つに大別出来る。最もシンプルな方法が「棚式」。本棚のようなものに並べてゆく方法なので、一目でその状態が確認出来るという利点が挙げられるであろう。管理もしやすいため、ほとんどの場合で採用されている収容方法といえる。

合葬墓(永代供養墓)と焼骨のおさめ方、以後の取り扱い

先ず、「埋蔵」「収蔵」について。墓地、埋葬等に関する法律（及び「施行規則」においては）焼骨が地上部分となるか、地下部分となるかは「埋蔵」「収蔵」の定義はない。

ちなみに合葬墓（永代供養墓）に焼骨（骨壷）をおさめた場合、「いったん、合葬墓（永代供養墓）に収めた焼骨について、これを改葬する申し出を受けた場合」のことを想定しているなら、「原則として返還しない」という姿勢を保つべきである（何故なら、安易に返還に応じると、相当程度の蓋然性で、その管理実務の混乱が想定される）。

但し、「合葬式施設に収めた焼骨」でも、申し込みを受け付け、その焼骨を管理しているに過ぎず、当該焼骨の所有権までが失われている訳ではない。相当程度の理由、あるいは申し入れがなされた際、返還せざるを得ない場合もある。併せて想定すべきである。

次に、改葬の可否、当該施設におさめる骨壷等の材質などについて考えたい。預かれる大きさは、応募要項等を通じて周知しておく必要がある。仮に、所定と異なる大きな骨壷である場合、焼骨を入れ替えるよう求めることとなる。この点、下記「永代使用料の算出方法について」の「⇒　使用料〇〇円／体の場合、先祖代々の墓（＝被埋蔵者が多い墓）からの改葬はどう対応するのか？」に対する回答を参考としていただきたい。

合葬墓(永代供養墓)と焼骨のおさめ方、以後の取り扱い②

合葬墓（永代供養墓）の種類と、そこで推計される建設規模－収容する（骨壷）数と、その方法が決まれば、次に、どれほどの規模にするかが問題となる。

① イニシャルコスト(建設費)の早期回収と、当該施設に求められる持続的供給のバランスから、前期と後期に分けることも有り得る。仮に、イニシャルコスト(建設費)が５千万円、収容能力を 5000 体と仮定。１体あたりの使用料は 10 万円とする。収容能力の 5000 体のうち、500 体を前期、即ち「イニシャルコスト(建設費)」にあてる(10 万円×500 体＝5000 万円。この時点でイニシャルコストの回収は終わる)。

② 使用料の設定について。受け入れる骨壷ひとつにつき、仮に「市民で遺骨を保有している方」を 10 万円とし、「生前に申し込む方」の場合、25 万円。「市外からの申し込む方」なら 50 万円というのはどうであろうか。

③ 「生前に申込む方」の場合、15 年以内に焼骨が当該施設に運び込まれるか、当該権利主張の申入れが書面等により確認出来ない場合、使用許可は取り消す(使用権の失効)とすべきである。15 年としたのは、使用許可に拠る使用権は債権類似の権利であり、その債権の最長時効期間は 15 年であることに根拠を置いている。

合葬墓(永代供養墓)の管理料等、設定される「料金」①

まず、墓地で設定されている「管理料」相当額が必要なのだろうか。合葬墓（永代供養墓）の場合、管理を委託する焼骨（骨壷）はひとつの施設に収めてしまう。そして、施設には基本的に空調など管理費コストはかからないのと思われる。ただ、たとえ僅かではあっても、「管理料を徴収すべき」という考え方も合理的に説明し得る。何故なら、毎年、管理料を徴収することで、生前に申込んだ者の消息の確認が出来るからである。

また、公営の施設であっても、当該施設が設けられている管理事務所等では「献花式」等のセレモニーが行われることが珍しいことではない。多くの場合、管理事務所－当該施設を提供している地方公共団体側が負担するのが通例である。しかし、合葬墓（永代供養墓におさめられている焼骨（骨壷）の数の１／２～１／３の数が参列するという報告もある。そうとう程度の負担となろう。

そうした規模のセレモニーを行うとなれば、やはりある程度の予算を見込まねばならず、それを当日の参列者から集めることが難しいのであれば、予め使用料に転嫁しておくという考え方も成り立つであろう。試算ではあるが、３千体を２０年間、骨壷で安置するならー（[１回あたりの「献花式」費用]×２０）÷３千）ーとなる。

あるいはこれら費用を管理料に転嫁する考え方もあるのではないか。

合葬墓(永代供養墓)設定される「料金」とおさめる焼骨の分別する主体

次に、ひとつの焼骨(骨壷)の使用（委託）料〇〇円／体とした場合、先祖代々の墓(＝被埋蔵者が多い墓)からの改葬はどう対応するのか。という問題も相当程度の蓋然性で考慮しておかなければならない問題である。

こうしたケースの場合、新たに計画する合装式施設内、もしくは管理事務所内に「再収骨室」を設け、当該施設の管理者や職員立ち合いの下、焼骨管理委託者（≒祭祀主宰者）自身により、任意にまとめさせるべきである。何故なら、そうした手続きを踏まえれば、過去の判例に拠れば、その際に残った焼骨

については法律上「廃棄物」となる（「火葬後の焼骨に関し、収骨する(量)仕来りは様々であるが、民法等、祭祀対象物の保護法益の対象となるのは、遺族の拾い揚げたものに限定される」－「遺骨領得ノ件」「遺骨領得罪ノ客体の件」〔大審院判決〕）という考え方を敷衍し得る余地が生まれるからである。
しかし､焼骨管理委託者(≒祭祀主宰者)における宗教的な感情などについても思慮するなら､残滓物(骨)を直ちに「廃棄物」として扱ってしまっては実務的ではない。実務においては、「(施設の）提供者側が適切に管理致します」として、同施設の合葬スペースにおさめてしまうなどといった対応にならざるを得ないものと思慮する。

我が国における合葬墓（永代供養墓）の現状調査

現状調査に関する概要

《ａ》本調査の起点が 1990 年を起点なのは、1990 年前後において、新潟の安穏廟や巣鴨平和霊苑の“もやいの碑”など、承継者がおらずとも、寺院や墓地の管理者が永代にわたり供養を行う“お墓”の注目が集まるようになったためである。これを公益社団法人全日本墓園協会の主任研究員である横田が、これまで 5 年間毎にその動向をまとめてきた。従って、本報告「2005～2009 年」までの調査が、現時点における最新版となる。

《ｂ》調査はインターネット、情報誌、書籍等を収集し、とりまとめ、データ化をした。調査項目は「名称」「所在地」「連絡先(電話)」「経営主体名」「開設年」「費用(使用料)」「(骨壷での管理期間)」「(生前における)管理料・会費(の有無)」「その他の料金(の有無)」「(『その他の料金』が有る場合の)名目」「(『その他の料金』が有る場合の)金額」などである。それら各項目を集計し、必要に応じて各々の質問のクロス集計を行い、更なる分析を加えた。

《ｃ》調査のサンプリングは民営の施設に偏在する傾向があるため、公営の合葬墓の報告については別途、調査が求められる処である。

合葬墓（永代供養墓）は、どう呼ばれてきたのか・定義

「合葬墓（永代供養墓)」については、確たる定義はなされてはいない。そもそも「合葬墓（永代供養墓)」という呼称の他にも、「集合墓」や「共同墓」、あるいは「合祀墓」といった呼び方もあるようである（ちなみに、「墓地、埋葬等に関する法律」においては《墳墓》とされる場合、《納骨堂》とされる場合、何れかに分かれる)。

さらに、その形態や、運営の方法も個々の運営主体により、様々である。従って、本施設を検討する際、他の類似、あるいは競合するともいえる「施設」との比較は様々な視点から捉ええなくてはならない。留意しておくべき重要なポイントであるといえよう。

参考までに、行政ではこうした「合葬墓（永代供養墓)」をどのように呼んでいるかを調べてみると、平成 12 年 12 月 6 日付で厚生省生活衛生局長が各都道府県知事などに通知した「墓地経営・管理の指針

等について（生衛生発第 1764 号）」では、《埋蔵管理委託型（墓地）》としています。しかしこれも一般に定着しているとは言い難い。

こうしたことを踏まえ、あえて「合葬墓（永代供養墓）」を定義付けるなら、「承継者の有無にかかわらず、当該施設を提供する地方公共団体や、寺院、霊園が半永久的に供養・管理を約束する墓地（施設）」と言い換えることになるのかもしれない。

全国にある 500 を超える「合葬墓(永代供養墓)」の現状(分布・開設年)

いつ頃からこうした新しい形態の「お墓」が出てきたかについても触れておきたい。

「合葬墓（永代供養墓）」が、より広く社会的に広く認知されるきっかけ、嚆矢ともいえるものは、平成に入ってから登場した日蓮宗妙光寺の「安穏廟」（新潟市角田浜）になるというのが多くの関係者が述べているところである。以後、翌平成２年になると、高野山真言宗功徳院東京別院である「すがも平和霊園」内に設けられた「もやいの碑」（東京都豊島区）、そして、日蓮宗常寂光寺の「志縁廟」（京都市右京区）といった形で全国各地に次々と開設されてゆくことになる。

こうした「合葬墓（永代供養墓）」は全国でどのくらいあるのであろうか。

統計を基にした正確な数字は存在していない（何故なら、先に述べた通り、そもそもの定義が明確ではないことに起因していることが大きな原因である）が、「合葬墓（永代供養墓）」を紹介している書籍、資料、文献などを中心に、その他、インターネットなどを通すと 550 件の「合葬墓（永代供養墓）」を抽出することが出来た（ちなみに、調査によっては、「1000 件を超えている」と述べる者もいる。しかし、こうした違いが生じるのは、まさしく「定義が曖昧」であることに起因しているといわざるを得ない）。

まずは、**地域別の分布状況**から見てゆきたい。

関東にあるものだけで優に約六割を占めている。さらに詳しく見ると、東京都に限っても他の地域の倍で 101 件。つまり、全国にある合葬墓（永代供養墓）の約２割が東京都に集中していることとなり、加えて、都に隣接する神奈川、埼玉の両県は共に 60～70 件前後。つまり、東京都と隣接する２県だけで全国の４割以上の合葬墓（永代供養墓）が集中していることがわかる。

全国

地域	件数	割合
北海道東北	44	8.0%
関東	316	57.5%
北陸中部	79	14.4%
近畿	58	10.5%
中国	20	3.6%
四国	8	1.5%
九州沖縄	25	4.5%
合計	550	100.0%

関東別

県	件数	割合
栃木	18	5.7%
群馬	14	4.4%
茨城	17	5.4%
千葉	35	11.1%
埼玉	71	22.5%
東京	101	32.0%
神奈川	60	19.0%
合計	316	100.0%

開設年別状況に捉えた現況

最も多く造られたのが、2000 年から 2004 年にかけての 5 年間、190 件になる。過去に遡っても、1990 年以前には 35 件、1990 年から 1994 年では 59 件であったことを思慮すると、1995 年から 1999 年にかけての 5 年間に急激な増加、176 件にもなる（ただし、この 5 年間を 1 年毎にみると、ほぼ毎年 30～40 件前後で均等な増加であり、目立った偏りはみられない）。ただ、現在でも大々的な形で「合葬墓（永代供養墓）」を謳わず、ここでの数字に表れないままに運営されている施設は少なくないことは想定される（前述したとおり、「調査によっては、『1000 件を超えている』と、述べたが、こうした違いは、まさしく「定義が曖昧」であることに起因している」ということを裏付けていると言える）。

開設された年の内訳

開設年	件数	割合
1990年以前	35	6.4%
1990～1994	59	10.7%
1995～1999	176	32.0%
2000～2004	190	34.5%
2005～2009	88	16.0%
不詳	2	0.4%
合計	550	100.0%

開設年	件数	割合
1995年	21	11.9%
1996年	34	19.3%
1997年	36	20.5%
1998年	39	22.2%
1999年	46	26.1%
合計	176	100.0%

開設年	件数	割合
2000年	46	24.2%
2001年	35	18.4%
2002年	47	24.7%
2003年	37	19.5%
2004年	25	13.2%
合計	190	100.0%

ところで、他に見逃せないのが、直近の 5 年間、2005 年から 2009 年にかけて造られたのが 88 件に留まっているということである。それ以前の 5 年のうちに造られた 190 件と比べると建立件数がわずか 5 割に満たない数字にとどまっている点にある。

これは施設としてポピュラーになったために増加数が頭打ちになってしまったのか、それとも、マスコミの取り上げが控えられるようになったためなのか、このデータからだけではわからず結論は得られない。

しかし、合葬墓（水代供養墓）がひとつのピークを終えつつあり、新たな展開を迎えつつあると言うことはできるであろう。

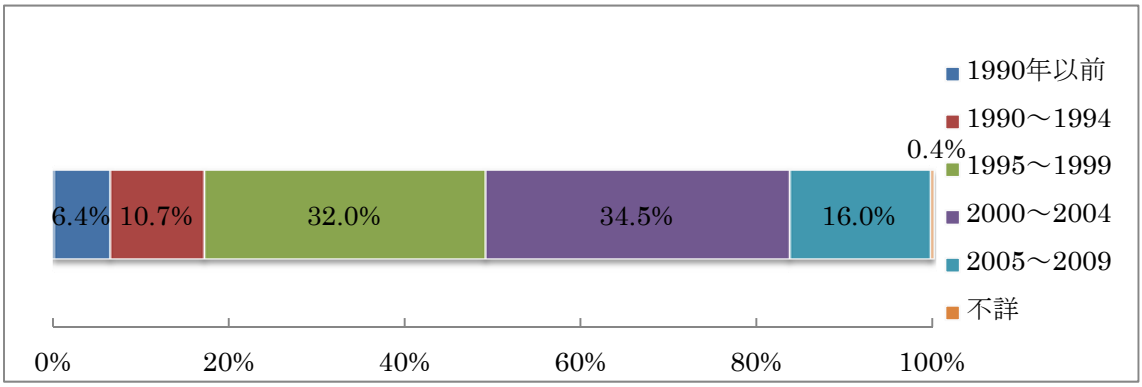

設定されている基本料金ー使用料等、その他の料金設定

各々の合葬墓（永代供養墓）においても、様々なサービスのオプションが示されていることから、一言で「基本料金」と言っても、それを一般で想定されるところの「基本料金」のなぞらえることの出来ない難さがある。そこで、ここでは、主要なものとして目立つように提示されている費用を「基本料金」と仮定した。料金の内訳は一様ではない、おおむね 10 万～50 万円未満が４割弱、50 万～100 万円未満が四割強、つまり、これらを合わせれば、10 万～100 万未満の費用設定が８割を占める。

10万未満	10～50万未満	50～100万未満	100～150万未満	150～200万未満	200～250万未満	250～300万未満	300万以上	その他	合計
13	201	223	74	13	6	1	3	16	550
2.4%	36.5%	40.5%	13.5%	2.4%	1.1%	0.2%	0.5%	2.9%	100.0%

10～20万未満	20～30万未満	30～40万未満	40～50万未満	合計
31	44	103	23	201
15.4%	21.9%	51.2%	11.4%	100.0%

その内、端数の設定されていない料金の内訳

10万	20万	30万	40万
14	19	67	15

50～60万未満	60～70万未満	70～80万未満	80～90万未満	90～100万未満	合計
118	31	25	39	10	223
52.9%	13.9%	11.2%	17.5%	4.5%	100.0%

料金の内訳は一様ではない、おおむね 10 万～50 万円未満が 4 割弱、50 万～100 万円未満が 4 割強、つまり、これらを合わせれば、10 万～100 万未満の費用設定が 8 割を占めることになる。また、これらの料金設定について付け加えると、「10 万」「20 万」をはじめ、「80 万」「90 万」「100 万」など、切りの良い数字が多く設定されているのも合葬墓（永代供養墓）の特徴と言える。

お骨（焼骨）を骨壷単位で管理する（場合、その保管）年数①

「33 年（33 回忌）」というのが、162 件で全体の 3 割弱、「永代」は 92 件で 2 割足らずに留まります（但し、「永代」と謳ってはいても、それらのなかには一定期間が経てば、当初の骨壷から管理し易い小さな骨壷に移すところも多いと考えられる）。

ちなみに、同一施設内で焼骨を移動・整理する場合、地方公共団体からの改葬許可は必要とされない（「墓地、埋葬等に関する法律」第２条第３項。第５条）。

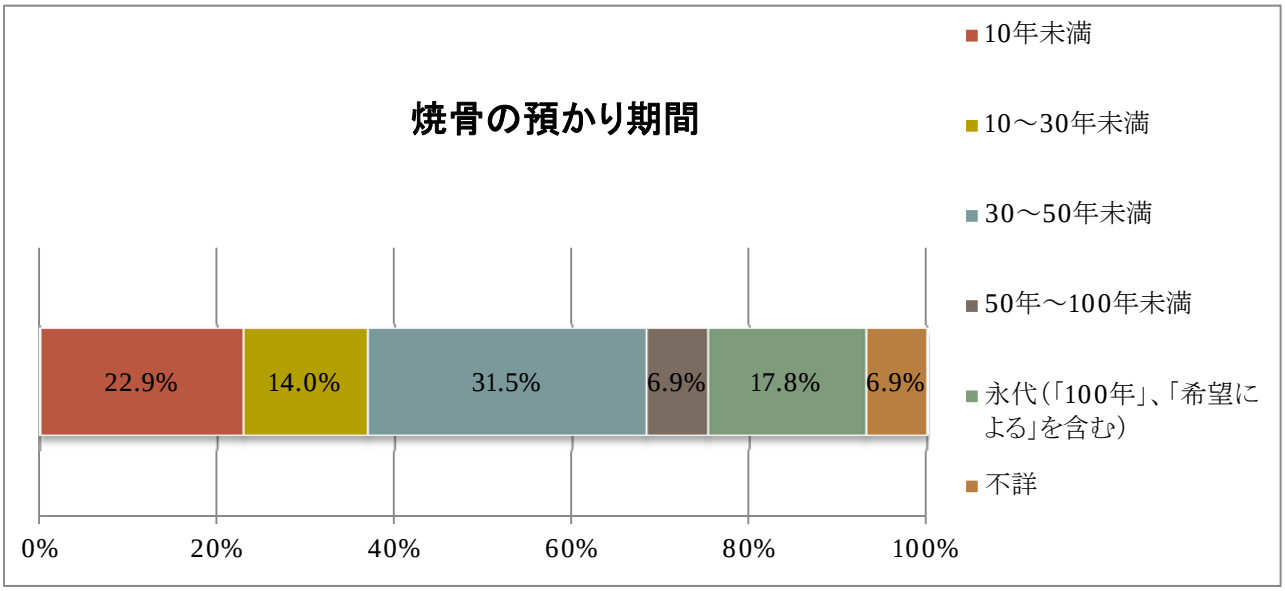

お骨(焼骨)を骨壷単位で管理する(場合、その保管)年数②

お骨(焼骨)を骨壷単位で管理する(場合、その保管)年数については、既に、「料金」で述べたことと同様に、いわゆる“切りの良い数字”が多く設定されている（下表参照)。こうしたことも合葬墓（永代供養墓）の特徴と言えるであろう。

Ⅲ骨を預かる期間（「お骨」の預かり方）

期間	10 年未満	10～30 年未満	30～50 年未満	50 年～100 年未満	永代(「100 年」、「希望による」を含む)	不詳	合計
件数	126	77	173	38	98	38	550
割合	22.9%	14.0%	31.5%	6.9%	17.8%	6.9%	100.0%

合葬墓（永代供養墓）ー外見の差異に比重を置いた分類

施設の形状について。ここでは集約性の高い順に**「合葬型」**、「石板型」、「墓石型」に分けることが出来る。「合葬型」とは、後述する「石板型」と同じく、ひとつの施設内に焼骨をまとめて納めてしまうもですが、「石板型」と異なるのは、焼骨となって納められた故人の名前や家名などを刻む石板は独立したものではなく、一枚の石板に墓誌のようにまとめてしまうか、そうした石板さえ設けない、極めて集約性の高い施設のことを指す。

次に、「石板型」とは、ひとつの施設内に焼骨をまとめて納めてしまうもの、その外見は個々の石板状に分けられ、そこに故人の名前や家名などを刻むことが出来るという、ある程度の独立性を有している施設のこと。

最後に、「墓石型」とは、初めに建立したお墓のまま、永代にわたって管理することを謳っているもの、もしくは、いったんお墓を建立した上で、例えば 33 年間などの一定期間を過ぎた後は別途設けられた合祀塚、背部墓に移すもののことを指す（厚生労働省が「墓地経営・管理の指針等について」（平成

12 年 12 月 6 日）において、例示している合葬墓（永代供養墓）ー同「指針」ではこれらを「埋蔵委託管理型」と呼称しているーが、この「墓石型」の合葬墓（永代供養墓）を想定したものとなっている)。

クロス集計［ 施設の開設年 - 造られた施設の形状 ］施設の形状（タイプ）

件数

開設年	墓石型	石碑型	石板型	合葬型	不詳	合計	割合
1990 年以前	17	5	8	5	0	35	6.4%
1990～1994	13	10	28	6	2	59	10.7%
1995～1999	30	36	76	32	2	176	32.0%
2000～2004	38	42	73	33	4	190	34.5%
2005～2009	10	20	41	14	3	88	16.0%
不詳	1			1		2	0.4%
						550	100.0%

割合

開設年	墓石型	石碑型	石板型	合葬型	不詳	合計
1990 年以前	48.6%	14.3%	22.9%	14.3%	0.0%	100.0%
1990～1994	22.0%	16.9%	47.5%	10.2%	3.4%	100.0%
1995～1999	17.0%	20.5%	43.2%	18.2%	1.1%	100.0%
2000～2004	20.0%	22.1%	38.4%	17.4%	2.1%	100.0%
2005～2009	11.4%	22.7%	46.6%	15.9%	3.4%	100.0%
不詳	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%

クロス集計［ 開設された年 - 使用者に求められる条件 ］

件数

	入檀(信)の要有	入檀(信)の要無	その他	合計
1990 年以前	12	20	3	35
1990～1994	13	41	5	59
1995～1999	58	102	16	176
2000～2004	42	136	12	190
2005～2009	15	66	7	88
不詳		2		2

割合

	入檀(信)の要有	入檀(信)の要無	その他	合計

1990 年以前	34.3%	57.1%	8.6%	100.0%
1990～1994	22.0%	69.5%	8.5%	100.0%
1995～1999	33.0%	58.0%	9.1%	100.0%
2000～2004	22.1%	71.6%	6.3%	100.0%
2005～2009	17.0%	75.0%	8.0%	100.0%
不詳	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%

クロス集計 [使用者資格(条件) - 造られた施設の形状]

使用者資格（条件）と施設の形状タイプのクロス集計

施設の形状タイプ1

データの個数 / 形態別コード	形態別コ					
使用資格コード	0	1	2	3	4	総計
1	4	33	25	60	18	140
2	6	67	79	149	66	367
3	1	9	9	17	7	43
総計	11	109	113	226	91	550

上記クロスの件数

	墓石型	石碑型	石板型	合葬型	不明・不詳	合計
入壇の要有	33	25	60	18	4	140
入壇の要無	67	79	149	66	6	367
その他	9	9	17	7	1	43
	109	113	226	91	11	550

上記クロスの割合

	墓石型	石碑型	石板型	合葬型	不明・不詳	合計
入壇の要有	23.6%	17.9%	42.9%	12.9%	2.9%	100.0%
入壇の要無	18.3%	21.5%	40.6%	18.0%	1.6%	100.0%
その他	20.9%	20.9%	39.5%	16.3%	2.3%	100.0%

〔分担研究報告書〕

いわゆる「樹木葬型墓地」に関する問題点の整理

厚生労働省科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
分担研究報告書
いわゆる「樹木葬型墓地」に関する問題点の整理

研究分担者　横田　睦　公益社団法人全日本墓園協会主任研究員

いわゆる樹木葬型墓地のニーズにある背景

いわゆる合葬型墓地(墓所)の場合、そのニーズとして「既に承継者がおらず、関係者が当該墳墓から移す」「墓は無いが、自身(の世帯)に承継する者がいないため、墓ではなく、将来の管理を期待して求める」「承継者はいるものの、負担等をかけたくないと考え、予め求める」等に大きく分けられる。そして、これらについては、いわゆる「樹木葬型墓地」へのニーズとも重なるものである。

「樹木葬型墓地」の場合、これに加え、「樹木葬という自然志向の葬葬は、要するに工業化社会のツケを背負った二十一世紀のリスク社会に現れた葬法だと思うんです。(中略)一方で、日本を含め先進諸国では、産業化を推し進めた結果、自然破壊、環境破壊を引き起こしてしまった。樹木葬というのは、それに対して、墓地を樹木化することによって自然環境を保護していこうとするものです。」(http://www.bukkyo-kikaku.com/bk_tusin_no11_2.htm より）が挙げられる。

下に掲げた実績などからも明らかな通り、「弔う側」の論理ではなく「本来、『弔われる側』である『生者』」のニーズ（＝シンパシー）に寄り添った性格が強い施設といえる。

参考；横浜市メモリアルグリーンにおける公募開始以降の応募状況（現在、公募終了）。
(メモリアルグリーン内にある「合葬式樹木型納骨施設」ー平成 19、22、25 年)

納骨施設形態	使用年数	申込区分			募集数	応募数	振替後募集枠	抽選倍率	抽選の有無
合葬式樹木型納骨施設	永年	1体分	遺骨保持	カ	60(60 体分)	29(29 体分)	29(29 体分)	1.00	無抽選
			生前	キ	40(40 体分)	121(121 体分)	71(71 体分)	1.70	抽選
		2体分	遺骨保持	ク	60(120 体分)	55(110 体分)	55(110 体分)	1.00	無抽選
			生前	ケ	40(80 体分)	405(810 体分)	45(90 体分)	9.00	抽選

合葬式樹木型納骨施設	永年	1体分	遺骨保持	カ	60(60 体分)	59(59 体分)	59(59 体分)	—	無抽選
			生前	キ	40(40 体分)	176(176 体分)	41(41 体分)	4.29	抽選
		2体分	遺骨保持	ク	60(120 体分)	143(286 体分)	60(120 体分)	2.38	抽選
			生前	ケ	40(80 体分)	954(1,908 体分)	40(80 体分)	23.85	抽選

メモリアルグリーン合葬式樹木型納骨施設	永年	1体分	遺骨保持	カ	78(78体分)	95(95体分)	78(78体分)	1.22	抽選
			生前	キ	52(52体分)	481(481体分)	52(52体分)	9.25	抽選
		2体分	遺骨保持	ク	77(154体分)	189(378体分)	77(154体分)	2.45	抽選
			生前	ケ	52(104体分)	1,827(3,654体分)	52(104体分)	35.13	抽選

※①；レイアウトの制約上、平成 19、22、25 年の分のみの表記に留めた。詳細は別添。

※②；ここでいう「振替後調整(数)」とは、倍率を均等化させるため、募集数と応募数を考慮し、調整を行ったもの(後の数)である。

いわゆる樹木葬型墓地のこれまでの経緯と規制

樹木葬儀は、ほぼ、平成 11（1999）年に岩手県一関市に寺院が試みられたことから始まる。

現在、いわゆる「樹木葬型墓地」は、様々の様なものー外観、焼骨の預かり方　等ーが開設されていることが確認されている。**お墓、墓碑が無いことから、一般の受け取り方としては、散骨などと混同されて理解されているケースが見受けられることも珍しくなく、事実、しばしば、この両者は混同されていることが珍しいことではない。**

厚生労働省では、平成 16（2006）年 10 月 22 日に「樹木葬森林公園に対する墓地、埋葬等に関する法律の適用について」（健衛発第 1022001 号）という通知を出すに至った。そこでは、「樹木の苗木を植える方法」「土や落ち葉をかける方法」のいずれについても墓埋法第四条でいう「焼骨の埋蔵」に該当するという見解が示されている。

いわゆる樹木葬型墓地の種類

これまで、「いわゆる樹木葬型墓地」としてきたのは、現状においては、各々が独自の呼称ーたとえば、前述の横浜市では「合葬式樹木型納骨施設」とされていることなど、様々な形状のものがあり、遺(焼)骨の受け入れ方も多様であった為である。そこで、以下に既存の“いわゆる樹木葬型墓地”を精査し、分類を行うと、概ね、以下の３つに大別される。

イ　既存の山林を利用し、生えている木々の１本、１本の根元に焼骨を埋蔵するもの。

ロ　モニュメントとなる大木を植え、その周囲を取り巻くように焼骨を埋蔵するもの。

ハ　既存の墓所区画に墳墓に代わる低木を植え込み、そこに骨壷を埋蔵するもの。

無論、これらは便宜上の“分類”であり、重複するものも存在し得る。また、これらイ～ロの遺(焼)骨の埋・収蔵方法は、概ね、次のパターンに分けられる。

Ａ　骨壷のまま埋蔵するもの。

Ｂ　骨壷から遺(焼)骨を取り出し、これを布袋等に移し替えるもの。

Ｃ　骨壷から遺(焼)骨を取り出し、これを樹木の根元に直接埋蔵するもの。

なお、これらは、たとえば「Ｂ」は「遺(焼)骨を粉砕する」「否」と、更に細分化される。

樹木葬型墓地の種類（具体的事例－①［ロ－Ａ］タイプ）

- 区画面積：1区画0.25㎡（50ｃｍ×50ｃｍ）
- 樹木墓地の収蔵数：3か所で3,000体収蔵　個別埋蔵式
- シンボルツリー、低木、芝、花などで覆われた盛り土部分に、骨壺の状態で土中に埋蔵
- 手前にある献花台から参拝

上掲したのは、事例①－「横浜市営メモリアルグリーン」内の「合葬式樹木型納骨施設」。
民営墓地にも類似のものがある。たとえば、ここに掲げたのは(宗)奥多摩霊園内のもの。

樹木葬 家族永代供養「さくら」の魅力

◎**永代供養付　お墓の跡継ぎの心配がいりません。**
「奥多摩霊園」が永代に渡って供養と管理をいたします。将来、お墓の継承に不安がある方にも安心です。

◎**樹木葬スタイル　墓石の代わりに樹木を墓標として、遺骨を埋葬するスタイルです。**
家族永代供養「さくら」は申込みいただいた区画に継承者がいる限り、家のお墓としてご使用いただけるという、樹木葬ではあまり例のないものです。

◎**他の区画の遺骨と合祀されません　家族だけでゆっくり眠っていただけます。**
継承者がいなくなった後も、改葬や合祀されることなく、永代に渡って家族・親族だけで供養されます。

◎**一区画に家族・親族で　1区画に一人ではなく、家族で一緒にお入りいただけます。**
家族永代供養「さくら」は家のお墓としてご使用いただけるので、継承者がいる限り、何霊位でもご遺骨をお引き受けいたします。

◎**お申込みいただくのに宗旨・宗派は問いません　無宗教の方もお入りいただけます。**

◎**年間管理費がかかりません　お墓の維持・管理に費用がかかりません。**

◎**合同供養祭を開催いたします　毎年、桜の咲き誇る4月頃に合同供養祭を行います。**

◎**家名やお名前を入れたプレートを設置します**

◎**生前のお申し込みもお受けいたします**

◎**山上広場の美しい墓所　奥多摩霊園で一番の景観を誇る山上広場にあります。**
秩父多摩甲斐国立公園の中にある奥多摩霊園は、雄大な山並みと700本を超える桜があり、四季の花々に囲まれた美しい霊園です。なかでも家族永代供養「さくら」は一番の景観を誇る山上広場にあります。

家族永代供養「さくら」1区画使用料　60万5千円(税込)

個別区画使用料50万円、環境保全費10万5千円(税込)　※納骨料は1回につき別途25,000円(税込)となります。

◎墓石付き 家族永代供養「さくら」もご用意しております。
専用の芝生墓地の区画に墓石を建て33年間ご供養して頂いた後、家族永代供養「さくら」へご遺骨を移します。97万2,500円(税込)～

事例②ー(宗)町田いずみ浄苑内のもの

同「浄苑」では、ＮＰＯ法人と連携をしながら、積極的に展開している。下記のものは平成 10(2008)年頃、最も初めに造られたもの。芝生が円形にムラがあるのが骨壺を埋蔵した後の名残り。また、墓地周縁にある石碑で埋蔵場所や故人が分かる様になっている。

樹木葬型墓地の種類（具体的事例ー③［ロ・準ハ折衷ーA］タイプ

事例③ー(宗)北摂池田メモリアルパーク内「永代供養“さくら葬”」

各々のプレート下の構造ーイメージ図（類似のケースより転載）

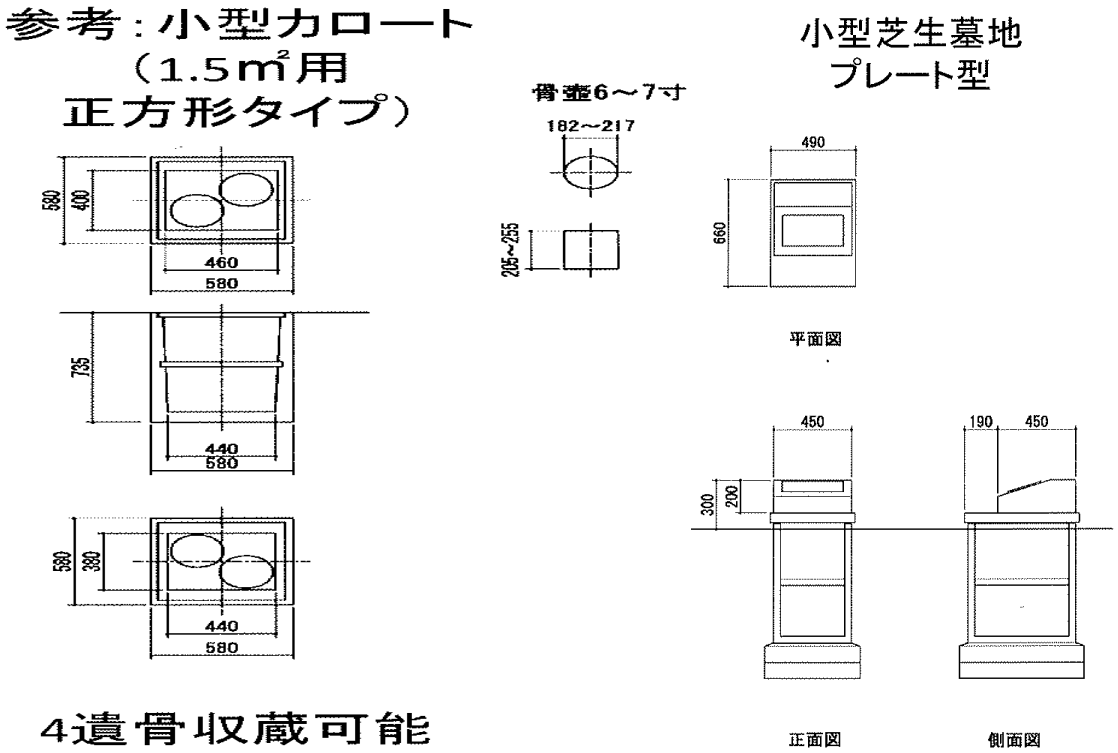

樹木葬型墓地における使用料と管理料

以下は「宗教法学会」に拠る「宗教法」第 27 号「いわゆる『樹木葬』に関する考察」(ISSN0288－6820)2008 より要約しまとめたものである。**これは、いわゆる樹木葬型墓地をテーマとして、学術誌で－現在まで、確認された範囲において－唯一、発表されたものである。**

「(略)前述したように、散骨が『自然葬』とも呼称されていることから、散骨を行っているところが樹木葬にカテゴライズされてしまっていたり、その逆もあったりする。実際に確認出来たものは十数。未確認のものを含めても二十箇所程度にとどまるであろう」**「樹木葬の価格(費用)それぞれの樹木葬墓地によってもちろん異なる。その設定の基準も様々である。おおよそ３０～５０万円からが基本となっている」**「長年(それこそ、数百年)にわたる歳月を重ね、構築されたシステムともいえる既存の『墓地』でさえ、ランニングコスト(管理料)の扱い、設定については大きな問題を抱えている」**「使用(希望)者が樹木葬墓地に求めるイメージは「自然」にある(略・通常の墓地より)植栽などに工夫を凝らすことが求められる」－そして、同論文は、横浜市立メモリアルグリーンについて、管理料の試算を行っている。下記にはその管理費内訳項目(勘定科目)のみ挙げた。**

樹木葬型墓地における管理料試算(例)

「合葬式樹木型納骨施設」(3,000 遺(焼)骨埋蔵)管理費内訳（推計）

１．人件費(管理責任者・事務員・墓園管理担当者・同補佐)	－[redacted]円
2-1. 植栽管理(高木剪定〔199 本〕・中木剪定〔308 本〕・低木刈込み〔2,346 ㎡〕・施肥〔高木・中木・低木、各種〕・病害虫駆除・剪定枝処分等)	－[redacted]円
2-2. 植栽管理（芝生地〔16,688 ㎡〕・機械刈込・手刈込・施肥・病害虫駆除・灌水作業等)	－[redacted]円
2-3. 植栽管理（修景〔バラ・草花〈１年草〉・草花〈宿根草〉等、合計 1,025 ㎡〕・剪定作業・咲き殻切りや摘実・施肥・病害虫駆除・除草・灌水等)	－[redacted]円
2-4. 植物管理担当者(植栽全般の管理・施設内点検・清掃管理)	－[redacted]円
3. 建物工作物管理(管理事務所等)－具体的には（屋外清掃・ゴミ分別収集・献花・供物回収・献花台清掃・繁忙期の支援要員・駐車場清掃・園路、広場、工作物の日常点検、貯水槽清掃、ポンプ・スプリンクラー、制御盤点検・排水設備清掃・防災及び電灯点検〔清掃〕・外灯照明器具点検・機械警備・廃棄物処理等)	－[redacted]円
4. 事務所経費（主に水光熱費)	－[redacted]円
合　計（１年あたり)	－[redacted]円
１遺(焼)骨あたり	－[redacted]円

※註；当然、遺(焼)骨の集約性、施設の形状、様々な要因で異なる。あくまでも「試算」。

いわゆる「樹木葬型墓地」を計画する際のポイント

これまで述べてきた点を計画の流れを意識してポイントを列挙する。詳細に関する当該箇所については、前に振り返って詳しく検討出来るよう、各々のマス目の右上隅に示した当該「番号」箇所を振り返

っていただきたい。

まず、どのぐらいの数の遺(焼)骨をどのようにおさめるのかを検討しなくてはならない。

たとえば、下に示した**事例④、都立小平霊園内「樹林型合葬埋蔵施設」は一見すると、ここまでに示した事例①ー「横浜市営メモリアルグリーン」内の「合葬式樹木型納骨施設」等と大きな差は無い(また、面積も 800 ㎡とほぼ変わらない)。**

しかしながら、事例④では、申込者自身が遺(焼)骨を骨壺から布袋に移し、提供者(都立小平霊園内「樹林型合葬埋蔵施設」)はこれを受領し、「共同埋蔵施設」部分に他の遺(焼)骨入りの布袋におさめる。この「共同埋蔵施設」はこのエリア内に 20 以上が設けられることが計画されている。

ひとつで 500 袋程度はおさめられるとすると、約 10,000 体の収容能力を有する。

当然、ひとつ(遺(焼)骨ー袋)あたりの使用料や管理料（前ページにて試算）は、かなり低廉化させることが可能となることは明らかである。

樹木葬型墓地の種類（具体的事例ー④［準ローB］タイプ

事例④ー都立小平霊園内「樹林型合葬埋蔵施設」（下段部分は下段の蓋がされ、様に覆われている）

いわゆる「樹木葬型墓地」の計画が検討なされる場合における留意すべき点

「事業計画」ー「コンセプト」「留意点」

いわゆる「樹木葬型墓地」のニーズについては、既にまとめた通り、合葬型墓地(墓所)のニーズー「既

に承継者がおらず、関係者が当該墳墓から移す」「墓は無いが、自身（の世帯）に承継する者がいないため、墓ではなく、将来の管理を期待して求める」「承継者はいるものの、負担等をかけたくないと考え、予め求める」等－というものに加えて、「（死後は）自然に還りたい」「自然のなかで眠りたい」というような“自然回帰”への漠然とした“憧れ”が反映されているといわれる。

しかし、他方では地方公共団体による公営墓地の場合、その求められる役割として－「低廉なものを持続的に供給し続ける」という重要な命題も課せられている責務を忘れてはならない。以降には①～③の「ケーススタディ」で示した何れの場合でも、「使用許可に関する一定の制約」「骨壺という容器で遺(焼)骨を受け入れず、布袋等に移し換える」「いわゆる、『個別におさめられたい、おさめられたい』という様なものに対する強い関心と、限られたスペースの有効的な活用の両立あるいは合理的に折衷する“思想”」で臨むことが求められている。

いわゆる「樹木葬型墓地」の取得希望者(世帯)数

いわゆる、樹木葬型墓地については、千葉県浦安市や、神奈川県川崎市、相模原市などで、その導入が検討され、地方公共団体においては積極的な取組みが進みつつある。そして、何れの施設においても、いわゆる「合葬型墓所」的な管理・運営がなされている施設をベースとして、そこに植栽などをふんだんに盛り込み、述べた様に、昨今に自然へのニーズ、エコロジカルな時代の流れを取り込む工夫がなされている。

従って、上記「合葬式樹木型納骨施設」などでは生前に求める応募者数が、遺（焼）骨を有しているため、申込む応募者数の１０倍を超えることは、半ば普遍的現象である（**前述－参考；横浜市メモリアルグリーンにおける公募開始以降の応募状況（現在、公募終了）**。これを加味した推計を行った。

Ｘ市必要墳墓−樹木葬取得希望数（推計−事例）

年代	人口数	死亡者数	墳墓需要数	樹木葬実需要数	樹木葬生前需要数
2010～2015	817,544	4,780	1,135	57	568
2015～2020	829,000	5,650	1,334	67	667
2020～2025	832,000	6,717	1,585	79	794
2025～2030	826,000	7,798	1,841	92	921
2030～2035	815,000	8,767	2,069	103	1,035
2035～2040	799,000	9,453	2,231	112	1,116
2040～2045	775,000	9,772	2,307	115	1,154
2045～2050	745,000	9,763	2,304	115	1,152
2050～2055	712,000	9,581	2,261	113	1,131
2055～2060	779,000	9,608	2,268	113	1,134

※①；墳墓需要数の推計方法は大阪府方式を採用した。

※②；「樹木葬実需要数」≒「合葬型墓所需要（数）」と想定した。

しかし、現時点において、こうした施設を具体的に設けている事例は、横浜市立メモリアルグリーンの「合葬式樹木型納骨施設」や、東京都立小平霊園内に設けられた「樹林墓地」に限られる。これら施設の形状については、既に明らかにしてきた処であるし、別添の資料も併せて御覧いただきたい。

ケーススタディ①　［モニュメント基本方式 ］

本方式と、先のケーススタディ②［緑地部分プレート採用方式］と比較、参照されたい。

但し、そこにおさめられている故人＝遺(焼)骨の名前や戒名を刻む石版（銘板）を設けてしまうと、限り無い数になってしまうことが懸念される（下記写真参照)。

こうした方式を採用する場合、実際の運用上に際し、見落とされがちなポイントである。

都立小平霊園内「合葬式埋蔵施設」(平成 20(2008)年応(公)募開始)の現状

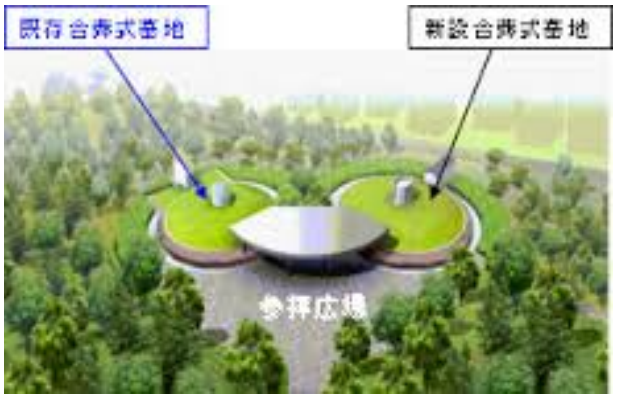

ケーススタディ②［緑地部分プレート採用方式］

ケーススタディ①［モニュメント基本方式］と、本方式の比較は各々参照。

前述、樹木葬(墓地)の種類（具体的事例－③［ロ・準ハ折衷－A］タイプの規模を大きくした。先の樹木葬(墓地)の種類（樹木葬(墓地)の種類（具体的事例－①［ロ－A］タイプや、具体的事例－②［準ロ－A］タイプでは遺(焼)骨ごとにおさめ、その上は芝生で覆うのだが、本方式は、**遺(焼)骨をおさめた上は、芝生で覆うのではなく、石版≒プレートを置くという方式。**これは、報告書本文でも明らかな通り、**「今回のアンケート調査では、広さには拘らぬものの、個別に追悼が出来る様なもののニーズが高かった」ことを考慮したものである。**

但し、石版≒プレートを置くが、各々の前に佇んで追悼することは想定せず、あくまで、墓域手前に献花台を設け、使用者はそこで“墓参”を行うーということも視野において想定するぐらい**シンプルにしなければ、下記で例示した既存の芝型、プレート型と変わらぬものであり、その集約性が低下することを常に懸念しなくてはならない。**

また、遺(焼)骨をおさめるカロートも石版≒プレートの大きさ(20～25ｃ㎡程度を想定)のままとして、深堀することとすると共に、遺(焼)骨は、前述した「樹木葬(墓地)の種類（具体的事例ー④［準ローＢ］タイプ)」と同様、使用者≒祭祀主宰者自身の手で、布袋(当然、遺(焼)骨＝故人の識別が出来る様にタグを付ける)に移し換えさせることも必要となる。

当然、その許可期間は一定範囲内に限られる「有期限」である。

下掲右写真は既存のプレート型。左図は上記【２３】の想定に近い図面。

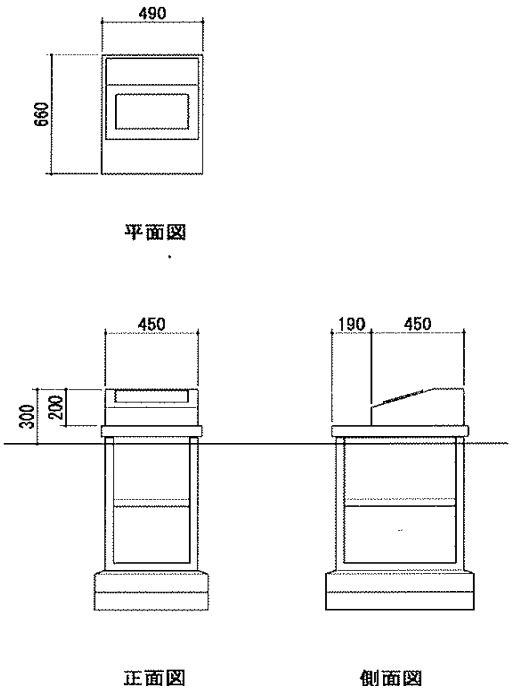

ケーススタディ③［緑地にプレート、モニュメント方式も併用する方式］

既にケーススタディ①［モニュメント基本方式］（【２１】）で述べた点や、ケーススタディ②［緑地部分プレート採用方式］（【２３】）でまとめたところである。各々で述べた留意点については、各々の該当箇所を精査していただきたい。

その上で本ケーススタディでは、ふたつの異なるタイプの機能を有機的に結びつけ、先述した「事業計画」ー「コンセプト」「留意点」(【１８】) で挙げた、市営墓地としての役割ー「低廉なものを持続的に供給し続ける」という重要な命題も課せられている責務の具現化させなくてはならない。それは具体的には、緑地部分にプレート様式的なものを配置するのであれば、「使用許可に関する一定の制約」、つまりは有期限とすることが求められるし、「骨壺という容器で遺(焼)骨を受け入れず、布袋等に移し換える」「いわゆる、『個別におさめられたい、おさめられたい』という様なものに対する強い関心と、限られた

スペースの有効的な活用の両立あるいは合理的に折衷する“思想”」で臨むことが求められている。

そのためには、合葬式を採用する場合にあっては、その効率性のみを希求するのではなく、本施設の永続性と歩調を合わせた、実現可能な“カタチ“という制約に注意を払いながら、個々の故人を追悼出来る“装置”が必要となる。

どの様なタイプの樹木葬型墓地を選択するにせよ、おさめなくてはならない焼骨を有している者に対する公（応）募枠と、そうではない者（＝いわゆる「生前の申込み者」）に対する公（応）募枠をどの様に設けるべきか。一考だが、既存の横浜市立メモリアルグリーンにおける樹木型合葬式埋蔵施設や、東京都立樹林葬墓地の状況では、いわゆる「生前の申込み者」に対する公（応）募枠に対する応場倍率は極めて高い。

そこで当初の間、数年間程度は当該施設を整備するのに費やしたイニシャルコストを回収すべく、いわゆる「生前の申込み者」に対する公（応）募枠を広げる。

しかるべくして、その回収の見通しが成立した時点で、その公（応）募枠の割り振りについては、そうした「生前の申込み者」に対する公（応）募枠を中心としたものから、「必要性」という意味ではより切実な、「おさめなくてはならない焼骨を有している者」に対する公（応）募数を基本としたものに変えなくてはならない。何故なら、単に「応募者数が多い」という目先の状況のみに漫然と対応したままでは、程度の規模（収容能力）の大きなものを整備しても、短期間で「満杯」となってしまい、公（応）募を終了させざるを得なくなる。長期にわたり本当に必要とする市民に対して安定的な供給を行うことが、当該施設に課せられた大きな責務であることを失念してはならない。

どの様なタイプの樹木葬型墓地を選択するにせよ、その基本設計を行う際に、その整備費＝イニシャルコストの積算だけではなく、緑地の維持費＝ランニングコストの積算も行い、その費用をどの様に購うのかの見通しも立てねばならない。一例ではあるが、生前に申込み、その使用許可を得たものから、徴収する方法。個別に（＝たとえば「プレート型」）使用許可を行う場合、そうした使用者からのみ管理料を徴収する方法。

あるいは、個別に（＝たとえば「プレート型」）使用許可を行う場合、使用期間を２０年間とし、その管理料２０年間分を使用料に加える方法など、様々な方策を検討する必要がある。

ランニングコストはイニシャルコストとは異なり、当該施設が存続する限り、継続し、その支出が求められる性格の支出であるから､長期的･持続的に回収することが可能な方策を講じなくてはならない。当該施設におさめられている故人の記録をどの様に遺してゆくのか、ということも重要な問題である。

通常のお墓の場合、墓石の脇に石碑を設け、故人の戒名（俗名の場合もある）を刻んでゆくのであるが、同様の方式を長期にわたり数万にも及ぶ故人＝遺(焼)骨をおさめることになる当該施設の場合、その工夫が求められるところである。既存の事例としては、「故人のお写真や映像を、モニターに映すことも可能です（オプション）室内にはモニターが設置されており、お手元の液晶タッチパネルで操作を行うことが可能です。参拝室内のモニター画面には、故人の思い出のお写真や映像を映し出せるほか、写真に音楽をつけることも可能です。映像や写真で故人との思い出を偲ぶことが出来る、新しい墓参の形となっております。」というものもあるなど、様々な検討と工夫を加え得る余地がある。

謝　辞

まず、本研究に際して、資料等の照会の要請にお応えいただいた各地方公共団体、並びにヒアリングなど、貴重な時間を割き、御協力下さった各地方公共団体、御担当の方々に、深く御礼申し上げる。

また、アンケートの施行に際しては、1,500 名以上もの全国の「市」民の方々の御協力がなくては本研究事業の成果を得ることは出来なかった。併せて深く御礼申し上げたい。

加えて、喜多村悦史（東京福祉大学）氏、小谷みどり（第一生命経済研究所）氏、泊瀬川　孚（日本環境斎苑協会）氏の各位におかれては、御多忙であるにもかかわらず、本研究事業を進めるにあたってのＣＯＩ（利益相反）委員の就任を御快諾いただき、研究事業が進捗する過程で、これを検証していただくことと併せて、適時、的確なアドヴァイスをいただいた。その他、多くの方々の御協力・御助力を得て、本報告書をとりまとめることが出来た。再三になるが、改めて深く御礼申し上げる次第である。

平成２６年　３月

平成２５年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学研究特別事業）

「地域における墓地埋葬行政をめぐる課題と地域と調和した対応に関する研究」

研 究 者 一 同